



# 幕維 末新編

2010

アサヒ

山口県文書館所蔵



幕末維新編

2010

アキバ

山口県文書館所蔵

開館50周年記念

## 緒 言

昭和34年(1959)4月、山口県文書館は、我が国最初の文書館として設立され、このたび開館50周年を迎えました。閲覧提供を行っている所蔵資料は約47万点におよび、国指定重要文化財5件を所蔵するなど、全国屈指の内容を誇り、広く学術振興に寄与して参りました。

さて、当館では開館以来、これら貴重な資料の利用促進を図るため、『防長風土注進案』21巻を始めとした数多くの史料集や文書目録の刊行、さらにはインターネットでの所蔵資料検索、高画質画像データ提供等々、時代に応じた様々な普及啓発と情報発信に努めています。

そのような中、このたび開館50周年を記念して、『山口県文書館所蔵アーカイブズガイド—幕末維新編—』を刊行することいたしました。

本書は、図録形式による館蔵資料ガイドで、今回は幕末維新をテーマとして編集いたしました。館蔵資料の豊富さゆえ、その一端を紹介するにとどまらざるを得ませんが、本書の刊行が、広く一般の方々の歴史に対する興味関心を深めるとともに、文書館の利用促進がより一層図られ、併せて文書・記録保存の大切さを認識していただく一助となることを願っております。

終わりに、本書の刊行にあたり、御指導をいただきました広島大学大学院教授三宅紹宣先生をはじめ、御協力を賜りました関係各位に対し、厚くお礼を申し上げます。

平成22年(2010年)3月

山口県文書館

## 目 次

緒 言

目 次

1 図 版	7
2 文書群解説	
毛利家文庫	81
徳山毛利家文庫	86
県庁伝来旧藩記録	89
両公伝史料	91
重要文化財「山口県行政文書」	93
諸家文書	96
3 特 論	
山口県文書館所蔵の幕末維新関係史料について	101
山口県指定有形文化財「吉田松陰関係資料(吉田家伝来)」について	109
4 参考資料	
「部寄編冊目録」原典名・符号一覧	119
図版一覧	129
関係史料集・事典・目録等	131



## 図 版

### 凡 例

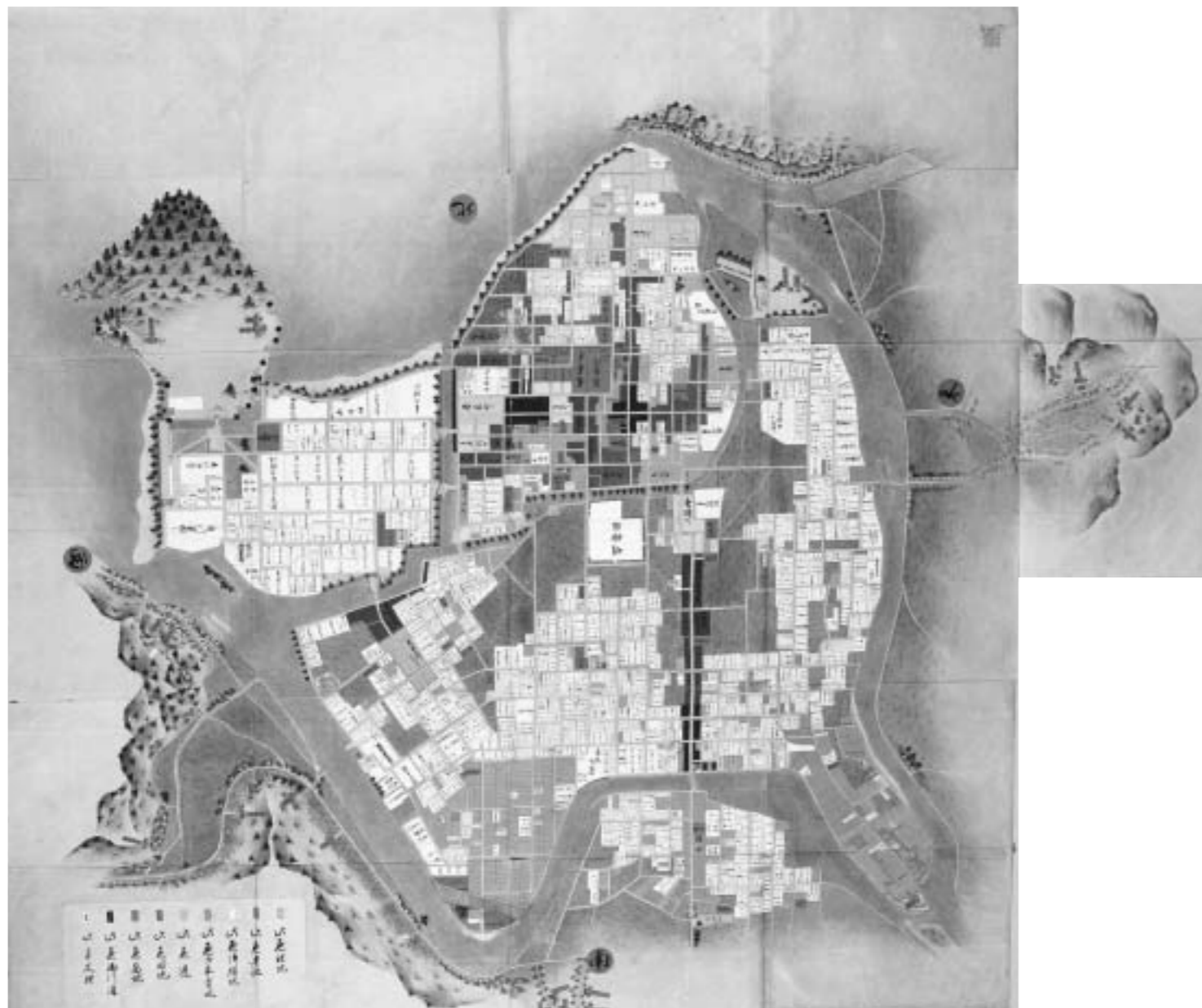
- 一、本書は、山口県文書館開館50周年を記念して、館蔵資料のうち幕末維新関係資料のガイドブックとして刊行するものである。
- 一、対象資料および文書群は、概ね天保元年(1830)から明治4年(1871)までの歴史的事象に関するものとした。
- 一、図版標題の中には、既刊の文書目録の標題を修正したものがある。その場合は、図版標題の末尾に＊をつけた。
- 一、法量はすべて本紙のもので、単位はセンチメートルである。
- 一、本書の執筆は、当館副館長吉積久年、専門研究員山田稔、同山崎一郎、同吉田真夫が行った。編集は山田が担当し、監修は広島大学大学院教授三宅紹宣が行った。



1 萩城天守閣写真 \*  
1枚  
7.9×10.9  
吉田樟堂文庫2706

萩城は、慶長13年(1608)に完成した、長州藩毛利家36万9千石の居城。日本海に突き出した指月山の山頂に詰丸、山麓に本丸、二の丸、三の丸を配し、5層の天守閣を持っていた。明治7年(1874)に解体され、現在、天守台ほかの遺構が残る(国指定史跡「萩城跡」)。

本写真は、二の丸から天守閣を撮影したとみられる。背後は指月山。明治初年の撮影か。昭和戦前期、毛利家編纂所の三卿伝編纂事業に従事した吉田祥朔(樟堂、1877～1967)の収集資料の一つ。



2 萩御城下絵図

紙本着色 1 鋪  
113×113  
毛利家文庫58絵図414

城下町萩は、阿武川の分流、松本川と橋本川に囲まれた三角州上に位置する。図中に、嘉永2年(1849)江向に移転した藩校明倫館が示されていることから、作成年代の上限がわかる。また、安政2年(1855)4月開通の姥倉運河うばくらが貼り紙で表示され、東光寺周辺が付け紙で加えられるなどの修正や追加が施されている。仕様からみて、絵図方の作製と推定される。なお、外題箋には慶応元年(1865)の年紀がある。

3 紙本淡彩毛利敬親像

雲谷等起筆 1 幅  
96×36.7  
日野家文書2

毛利敬親(1819~1871)は、長州藩第11代藩主毛利斉元の長男。幼名猷之進。名は慶親、のちに敬親と改めた。諡おくりなから忠正公と称される。

天保8年(1837)4月、家督を継ぎ、第13代藩主として激動の幕末維新时期における藩政を担った。

明治2年(1869)1月、薩・土・肥の各藩主と共に版籍奉還を上表し、同月、家督を世子元徳に譲って隠居した。明治4年(1871)3月死去。墓は、山口香山墓所(国指定史跡「旧萩藩主毛利家墓所」)。

なお、毛利博物館(防府市)にも同じく雲谷等起筆の紙本着色毛利敬親像がある。



4 毛利元徳写真

鶏卵紙 1枚  
8.7×5.2  
柳原家文書220



毛利元徳(1839~1896)は、徳山藩主毛利広鎮の10男。安政元年(1854)、長州藩主毛利敬親の世子となった。諡から忠愛公と称される。明治2年(1869)の家督相続後は山口藩知事、貴族院議員を務めた。墓は、山口香山墓所(国指定史跡「旧萩藩主毛利家墓所」)。

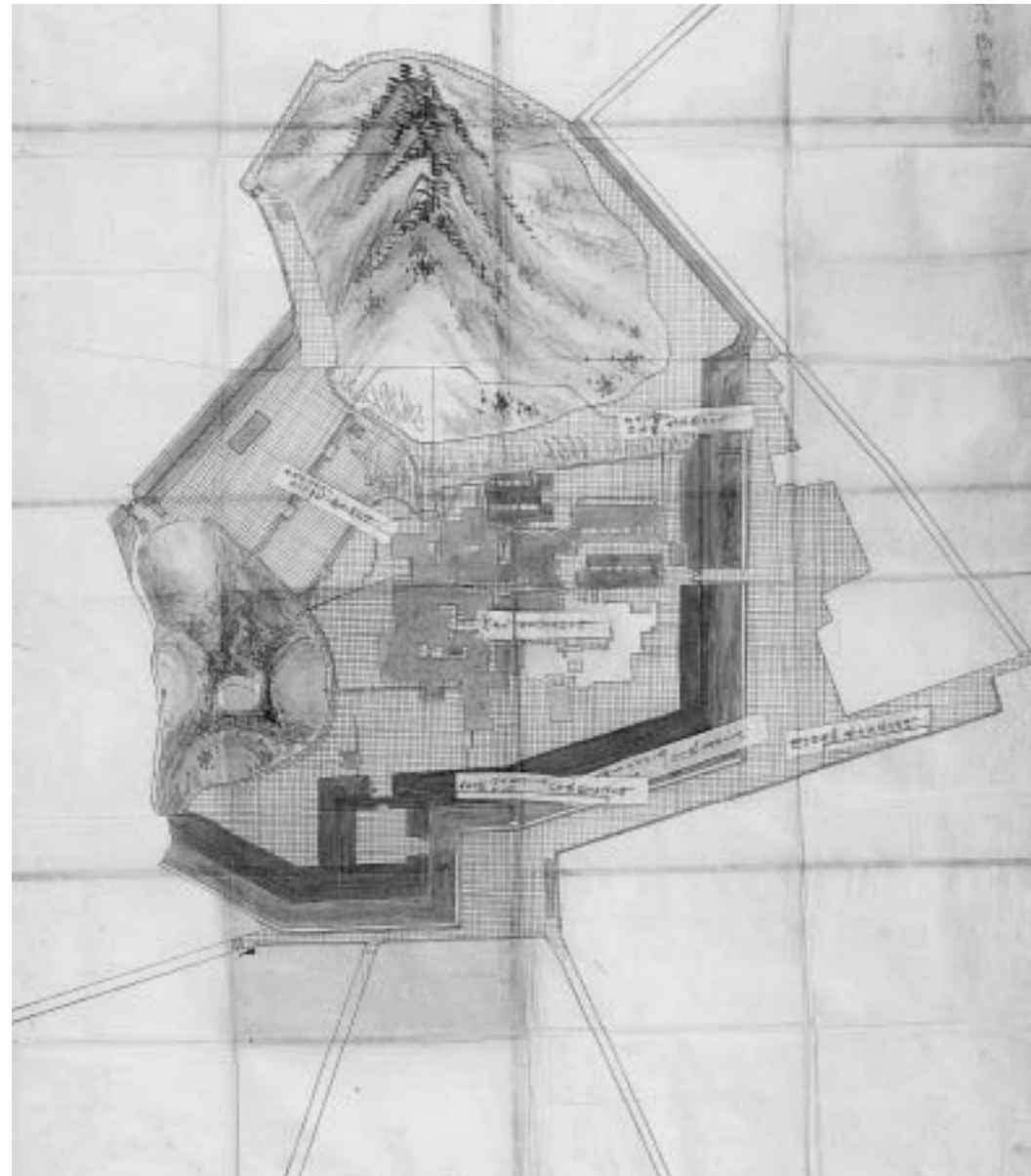
本写真は、玖珂郡長谷村(現岩国市)庄屋や第3大区戸長を務めた柳原孝十郎が、杉民治から贈られたもの。なお、柳原家文書については、『山口県文書館諸家文書目録4』参照。



5 山口市街図\*

紙本着色 1鋪  
111×161  
袋入絵図178

文久3年(1863)4月以降、長州藩は、萩から山口へ藩府の移転を進めた。本図は、新たな政治拠点となった山口市街部を描いたもので、山口町の各区域が色分けされ、屋敷畠の区画と面積が詳細に記入されている。「御屋形」(山口御屋形、藩庁)をはじめ、明倫館、御茶屋、関門などの藩関係施設に加え、慶応3年(1862)12月落成の御客屋が示されていることから、明治初頭の状況を描いたものと考えられる。『山口市史 史料編 近世1』所収。

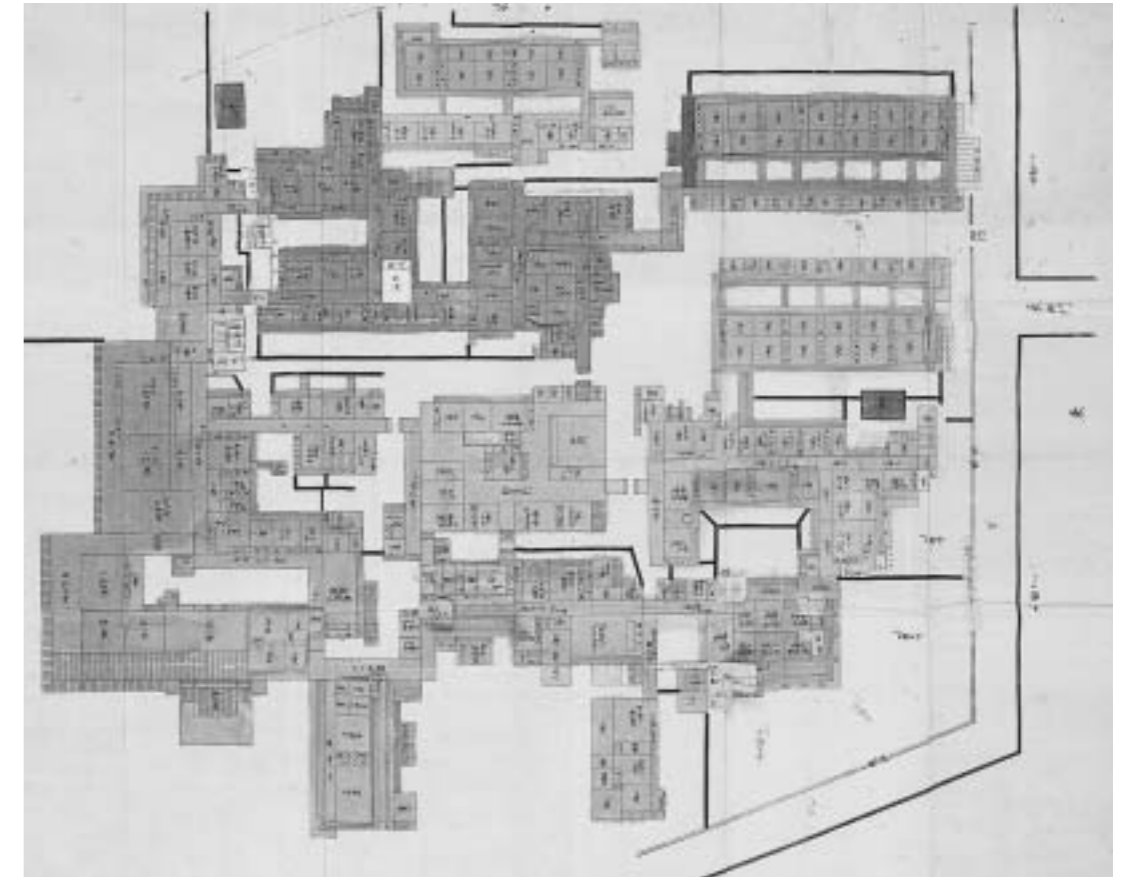


6-1 山口御屋形差図  
紙本着色 1 鋪  
93×79  
毛利家文庫58絵図545(2の1)

元治元年(1864)10月、長州藩の新たな居城となる山口御屋形が竣工した。本図は、その造営設計図とみられる。御屋形と称しつつも、実態は砲撃戦を想定した西洋式城郭であった。背後の2つの山を天然の要害とし、東と南に堀と土塁を巡らし、正面には表門と大規模な枅形を配していた。

維新後、御屋形の建物は、山口藩庁、山口県庁として使用されたが、大正5年(1916)、同所に山口県庁舎および県会議事堂(国指定重要文化財)が新築されたことに伴って解体された。遺構として、堀や表門(「旧山口藩庁門」、県指定有形文化財)、枅形の一部などが残っている。

6-2 山口御屋形差図  
紙本着色 1 鋪  
79×102  
毛利家文庫58絵図546



山口御屋形の建物差図。各部屋の名称や間取り、担当の役職名などが記され、機能別に色分けされている。左下半分が玄関、式台、大広間、大書院などのいわゆる「表」部分。中央が台所関係で、右上半分が「裏(奥)」に相当している。

右の写真は、明治期、山口県庁時代の正面玄関と式台(『防長名蹟』、行幸啓記念写真帳4)と、現在の「旧山口藩庁門」(県指定有形文化財)。



正面玄関・式台(山口県庁)



旧山口藩庁門





7 百姓一揆二付井原其外演説覚

1冊  
23.8×16.8  
毛利家文庫9諸省177

天保2年(1831)8月下旬から9月初めにかけて、天保一揆鎮静のために派遣された、長州藩士井原十右衛門(阿武郡)、重見太郎兵衛(萩玉江坂口)、飯田新祐(萩松本口)の経過報告書で、各人が藩へ提出したものが綴じ込まれている。なお、井原の報告書については、井原家文書(当館蔵)の中に、本書の原材料とみられる「秘鑑」3冊(「辨究録 附密々私記」、「天保二年辛卯秋諸郡群民蜂起二付出張之略記」、「辛卯秋鎮衛録」、井原家文書80)がある。

また、本冊子の後半には、天保元年(1830)11月から翌年10月頃にかけて、熊毛郡三輪村(現光市)で起きた村方騒動の記録が綴じ込まれている。『山口県史 史料編 幕末維新1』所収。



8 遼東之以農古

嘉永6年12月29日  
1冊  
23.8×16.7  
一般郷土史料貴重1

村田清風(1783～1855)は、大津郡三隅村(現長門市)出身。父は、長州藩士村田光賢。通称四郎左衛門。号は嘯雨。毛利斉房から敬親まで、5代の藩主に仕えた。藩政の中枢にあり、財政政理、越荷方の拡充などの天保改革を推進した。

本書は、嘉永6年(1853)6月のペリー来航、同年7月のプチャーチン長崎入港を、「扶桑開国以来之大変也」とし、海防の必要性を強く提唱したもので、清風71歳の自筆本。写真右側は、表紙裏面にある安政2年(1855)の追記。

清風は、海防策に関心が高く、本書のほか、「海防糸口」、「漁翁寐事」などの著作がある。なお、本書の標題は、中国の故事に拠ったもので、見聞が狭いため、世間にありふれていることを知らず、自分ひとり得意になっていることのたとえ。『村田清風全集』上巻所収。

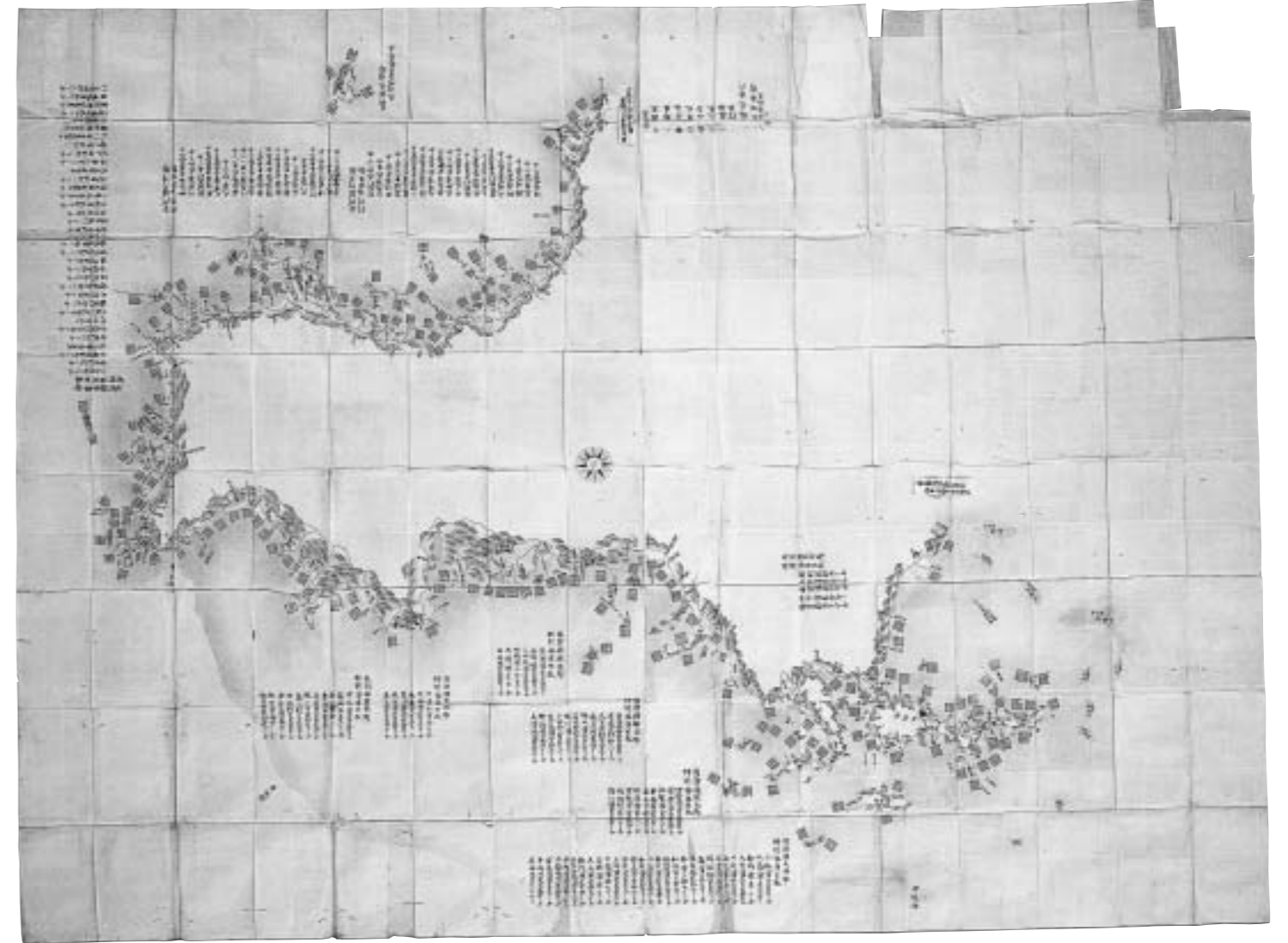


9 <sup>りゅうへい</sup>流弊改正控  
天保11年～嘉永5年  
9冊  
各22.7×16.3  
毛利家文庫11政理140



天保11年(1840)から嘉永5年(1852)までの、長州藩の藩政改革に関する文書を、ほぼ編年順に収録したもの。政治、経済、軍事、風俗取締り、文武興隆など各方面にわたる改革全体の推移が把握できる。

なお、県史編纂所史料の中に写本がある(県史編纂所史料11-1～9)。『山口県史 史料編 幕末維新2』所収。



10 長門国周防国海岸村別里数浅深絵図  
紙本着色 1鋪  
261×349  
袋入絵図29

本図は、海防関係の情報収集に関係した幕府提出図の控で、防長両国の海岸に面する各村浦および島嶼について、海岸の里数および沖合の水深、ならびに大砲台場と遠見番所の位置が記入されている。三方を海に囲まれた長州藩にとって、海防は切実な問題であった。



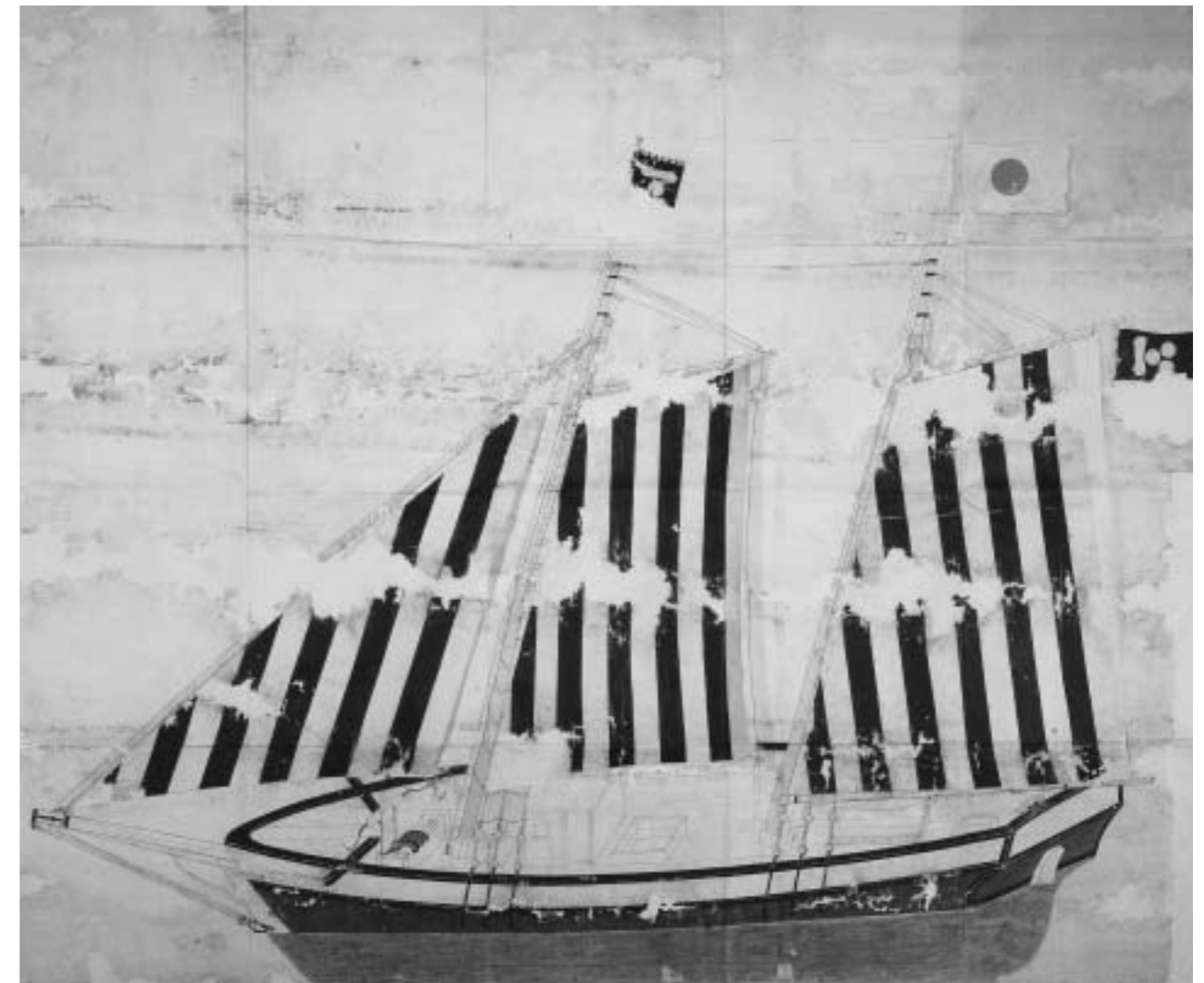
11 異賊防禦御手当一事控

天保14年～嘉永5年  
8冊  
各23.4×16.8  
毛利家文庫28防寇41



天保14年(1843)から嘉永5年(1852)までの、長州藩の海防対策と軍事体制整備に関する文書をまとめたもの。海防に関する幕令、長州藩内の諸対応、異国船漂着をはじめとした対外情報の収集など広範な内容を含んでおり、当該期の長州藩海防政策の全体状況を知ることができる。

写真上は、嘉永2年(1849)閏4月、浦賀沖に現れた英国船モルナ号の情報が記された部分。『山口県史 史料編 幕末維新2』所収。

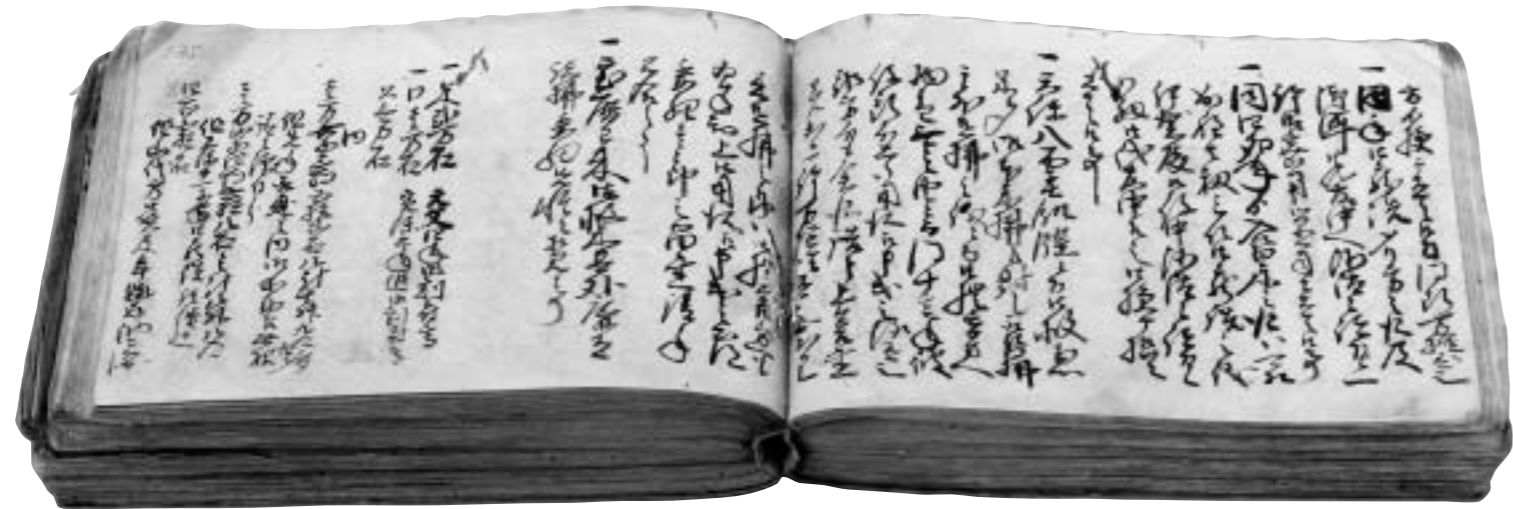


12 丙辰丸之図

紙本着色  
1鋪  
86.8×104.2  
毛利家文庫15文武99(7の7)

丙辰丸は、萩小畑恵美須ヶ鼻で建造した長州藩最初の洋式軍艦。安政3年(1856)5月に起工し、同年12月進水、翌年2月に完成した。木造帆船で、47トン。本図は、「丙辰丸製造沙汰控」(毛利家文庫15文武99)の添付図。

長州藩は、万延元年(1860)8月、2艦目の「庚申丸」を建造したが、以後は、すべて英国製の軍艦を購入して軍備を整えた。



13 佐藤寛作手控

嘉永4年～明治2年頃  
1冊  
12×17  
毛利家文庫11政理156

長州藩士佐藤寛作(信寛, 1815～1900)が、民政関係の役職在任中に見聞した重要事項をまとめたもの。内容は、防長両国検地高の変遷から公租の明細、郡村費の費途、百姓名字帯刀仕法など多岐にわたり、長州藩民政関係のマニュアルともいべき資料となっている。筆録された記事の年代は、嘉永4年(1851)から明治2年(1869)頃までと推定される。本書は、『佐藤寛作手控』として刊行されている。

寛作は、郡奉行所筆者役・同御内用掛をはじめ、同本締本役など郡奉行所関係の諸役を務め、明治に入り、豊前国企救郡代官、浜田県令、島根県令を務めたのち、官を辞して熊本郡田布施村(現田布施町)に帰郷した。

本書は、明治32年(1899)頃、東京から毛利家編輯所員堺利彦が史料調査で来県した際に借用したが、返却等の事情がはっきりしないため、仮に毛利家文庫に入れ置かれたという(「毛利家文庫記録目録3」、両公伝史料3142)。なお、佐藤家文書は、『山口県文書館諸家文書目録5』参照。

14 絹本着色吉田松陰像(自賛)

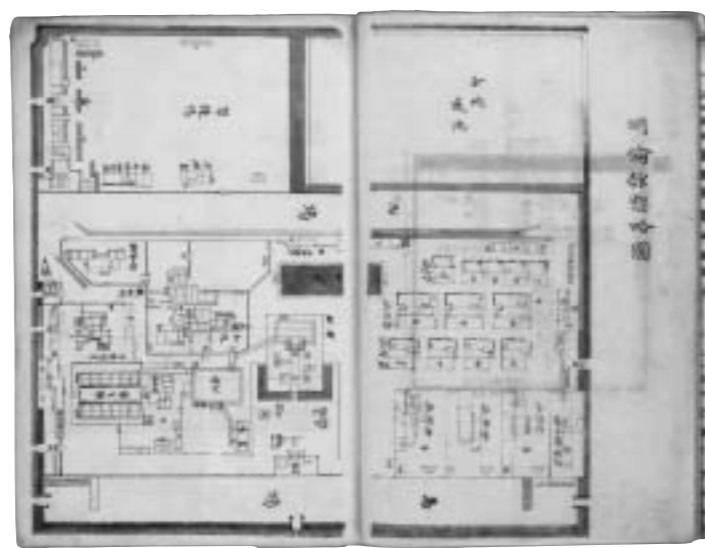
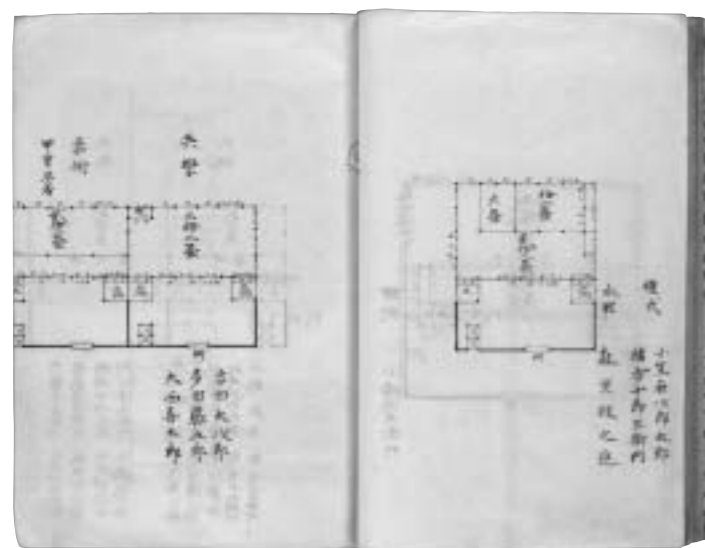
安政6年5月(17日)  
1幅  
98.7×35.5  
吉田松陰関係資料164

吉田松陰(1830～1859)は、幕末の兵学者、思想家、教育者。長州藩士杉百合之助の次男として萩に生まれ、のちに山鹿流兵学師範吉田家を継いだ。通称は虎之助、大次郎、寅次郎。名は矩方。字は子義。松陰、二十一回猛士と号した。松下村塾を主宰し、久坂玄瑞、高杉晋作をはじめとした数多くの人材を育成した。安政6年(1859)10月27日、安政の大獄により江戸伝馬町で刑死。

本図は、全部で6点作成された吉田松陰自賛肖像のうち、吉田家に伝来したもの。萩松陰神社本と並んで、最も世に知られている。肖像の筆者は、門下生の松浦松洞。

全自賛肖像のうち、唯一の趺座(脚を組んで座る)像で、羽織をまとわず、脇差を左脇に置き、右手で書物をめくる姿を描いている。紺色の着物が画面に締まりを与え、整然とした賛とあいまってバランスの良い作品となっている。「やや面長で鼻が高く、色白の顔に痘痕がある。一見威圧感はないが眼光は爛々として他を射るのみ」と評された松陰の面貌をよく表している。本ガイド112～114頁参照。

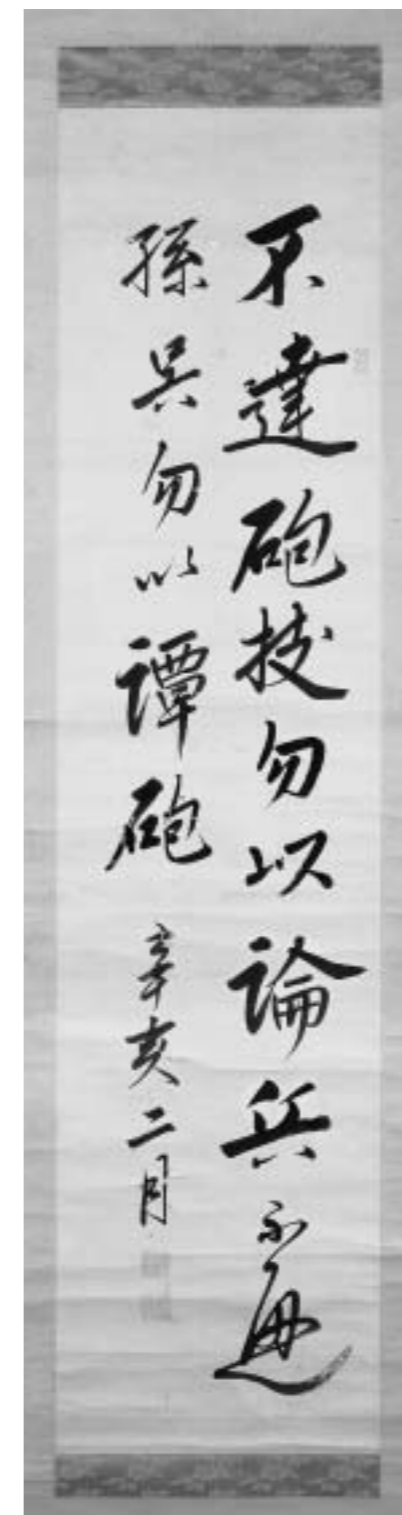




15 明倫館建家之図  
1冊  
27.6×20  
毛利家文庫8館邸47

長州藩の藩校明倫館は、享保4年(1719)、萩城三の丸に創建され、嘉永2年(1849)、藩主毛利敬親が城下江向に移転させた。本書は、移転後の明倫館差図で、写真右は全体図、同左は礼式場の建物差図。「兵学」担当者に吉田大次郎(松陰)の名が見える。

明倫館跡地は、現在の萩市立明倫小学校敷地を含む広大なもので、有備館、水練池、明倫館碑などの遺構がある(国指定史跡「旧萩藩校明倫館」)。



16 村田清風詩書  
嘉永4年2月  
1幅  
119.2×28.4  
吉田松陰関係資料320

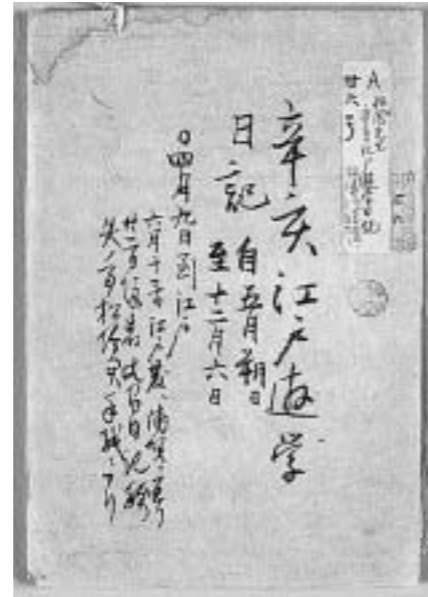
「不達砲技勿以論兵、不通孫吳勿以譚砲 辛亥二月」

嘉永4年(1851)、江戸遊学出発を前にした吉田松陰は、大津郡三隅村(現長門市)の村田清風宅を訪問して教えを受け、後日、この詩書一葉と書簡を贈られた。当時、村田清風69歳、松陰22歳。普及版『吉田松陰全集』第8巻参照。

17 <sup>しんがひ</sup>辛亥江戸遊学日記

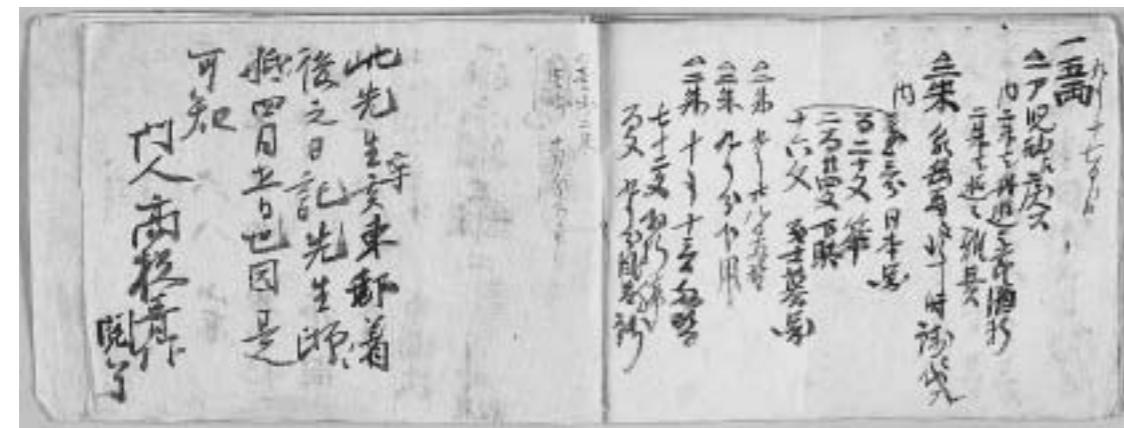
嘉永4年5月朔日~12月6日  
1冊  
13×18  
吉田松陰関係資料36

嘉永4年(1851)4月、吉田松陰は初めて江戸に出て、勉学修行に励んだ。その江戸での動静が、こまめに記されている。原表紙はなく、標題は吉田庫三によるもの。末尾に高杉晋作の自筆で「此先生辛亥東都着後之日記、先生邸二抵四月五日也、因是可知 門人高杉晋作聞了」と書き込まれている。江戸では安積良斎、山鹿素水、佐久間象山らに従学し、知見を深めた。土屋蕭海の紹介で儒者鳥山新三郎と出会い、鳥山塾で長州の土屋、来原良蔵、中村百合蔵、熊本藩の宮部鼎蔵などと時事を論じあった。この年12月、藩からの過書手形交付を待たずに宮部らと東北遊歴に出発し、帰国後、罪に問われることとなった。定本版『吉田松陰全集』第7巻所収。



18 西洋歩兵論

安政5年9月24日  
1冊  
23.5×15.2  
周布家文書1044



西洋歩兵の得失について議論される中、吉田松陰が、自らの意見をまとめたもの。『孫子』の「兵以正合、以奇勝」にふれ、「正ハ西洋歩兵ノ節制ヲトルニ如カス、奇ハ本邦固有ノ短兵接戦ヲ用ユルニ如カス」としている。当時、長州藩が海防戦術として編制していた和流兵法による「神器陣」を批判し、西洋式に倣い、精錬された歩兵を軸とする正兵を備えるとともに、短兵接戦をもって敵にあたる、精悍剛毅の者を集めた奇兵を備える必要性を主張した。のち文久3年(1863)6月、高杉晋作が結成した奇兵隊の理論的根拠を見ることが出来る。定本版『吉田松陰全集』第4巻所収。





19 幕府裁決書写  
 (安政元年9月18日)  
 1通  
 15×245.4  
 吉田松陰関係資料370

安政元年(1854)3月27日夜、吉田松陰は金子重之助とともに、下田沖に停泊中のペリー艦隊旗艦ポーハタン号に密かに漕ぎ着け、海外渡航を嘆願したが許されなかった。失敗した松陰は自首し、江戸伝馬町の牢に繋がれた。本書は、その後の幕府裁決書の写しで、松陰の下田渡航に至る一連の動きが記されている。幕府の裁決は、「右躰重キ御国禁を犯し候段不届二付、父杉百合之助え引渡、於在所蠶居申付候」というものであった。同年10月、萩へ返された松陰は、一旦野山獄に繋がれたが、翌年暮れに杉家の幽室へ移された。ここで始めた講義が、やがて松下村塾での本格的活動に発展することとなった。定本版『吉田松陰全集』第9巻所収。



20 士規七則<sup>しきしちそく</sup>  
 安政5年  
 1巻  
 19.7×118.1  
 佐々木家文書1

士規七則は、安政2年(1855)、吉田松陰が、従弟玉木彦介の元服に際して作ったもの。人間としてのあり方、武士としての生き方などについて、7箇条にまとめられており、松陰の士道観がよく表れている。定本版『吉田松陰全集』第2巻所収。  
 士規七則は、玉木彦介に与えた自註入りのもの(萩市・松陰神社蔵)と大谷樸助に与えたもの(安政5年、萩博物館保管)が知られているが、本書は、萩野時行(佐々木松墩)に書き与えたもので、奥書に「是余野山獄中旧文意思平常絶無発明、何以為規萩野時行来遊数日共論士道反復甚喜、及其臨別録以為贈」と記されている。萩野は、須佐益田家家臣で、松陰にその才能を認められていた。のち、家老福原家の儒者佐々木向陽の養子となり、明倫館教授、山口師範学校教諭を務めた。



21 松下村塾写真  
1枚  
11.7×15.8  
毛利家文庫81写真史料59

松下村塾は、天保13年(1842)、吉田松陰の叔父玉木文之進が始めた私塾。外叔久保五郎左衛門が引き継ぎ、その後、松陰が主宰した。松陰が受け継いだのは、安政4年(1857)11月、実家杉家宅地内の小舎を改修し、8畳1室(建物右側)の塾舎を得た頃とみられている。その後、門下生が増えたため、安政5年(1858)3月、10畳半を増築(同左側)した。玄関に掲げられる「松下村塾」の看板の横に、明治39年(1906)設立(昭和22年解散)の「松陰神社維持会事務所」の看板が見えることから、本写真は、同年以降の撮影と推定される。なお、定本版『吉田松陰全集』第4巻口絵には、明治41年(1908)撮影の村塾写真が掲載されている。松下村塾は、国指定史跡。



22 松下村塾記  
安政3年9月5日  
1幅(3紙)  
各24×34.2  
吉田松陰関係資料94

吉田松陰が、松下村塾における自らの教育に対する信念と抱負を示したものの。友人土屋蕭海による朱筆の批評が加えられている。

文中、「学は人たる所以を学ぶなり。塾係くるに村名を以てす。誠に一邑の人をして、入りては則ち孝悌、出でては則ち忠信ならしめば、則ち村名これに係くるも辱ぢず」、「抑も人の最も重しとする所ものは、君臣の義なり。国の最も大なりとする所ものは、華夷の辨なり」(普及版『吉田松陰全集』第4巻)と記しており、塾名が、所在地の松本(下)村に拠ること、そして松陰が「君臣の義」と「華夷の辨」を最も重視したことがわかる。定本版『吉田松陰全集』第3巻所収。



23 松下村塾食料月計

安政5年6月～10月  
1冊  
12×17  
吉田松陰関係資料122

安政5年(1858)6月～10月の松下村塾における食料米の搗方と消費量を記したもので、松陰の直筆。文中、岡部(富太郎)、徳民(増野)、富樫(文周)らの名前がみえる。定本版『吉田松陰全集』第7巻所収。

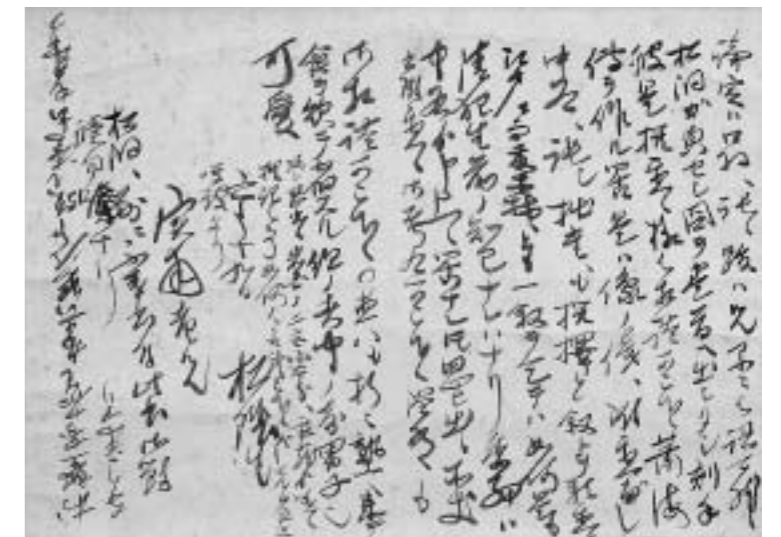
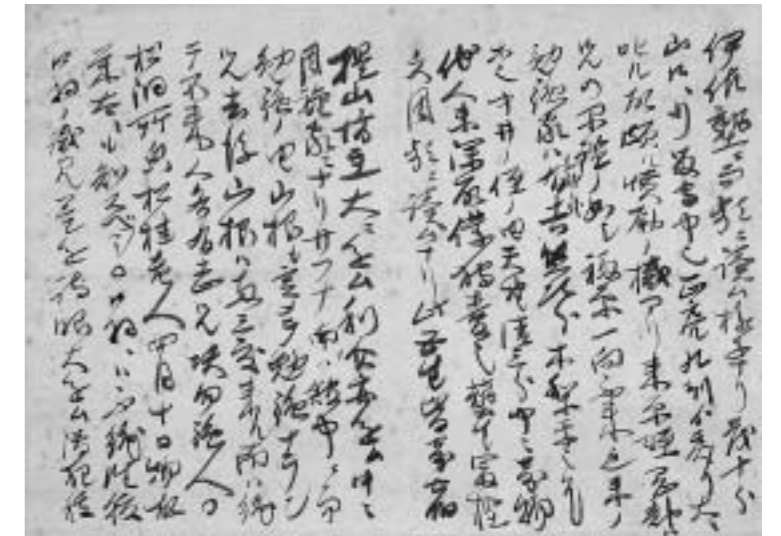


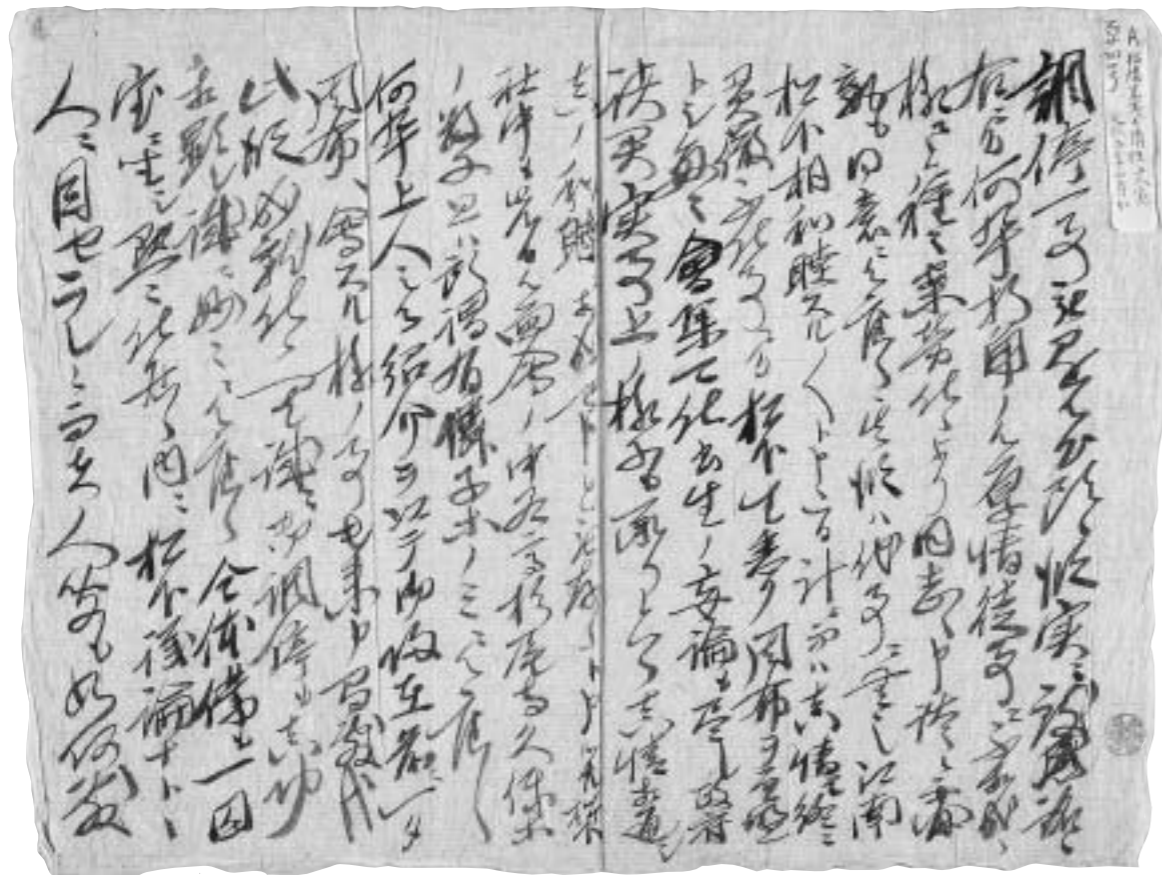
24 吉田松陰書状 久坂玄瑞宛

安政5年6月19日  
1幅(2紙)  
各29.4×34.8  
吉田松陰関係資料124

久坂玄瑞(1840～1864)は、萩出身。父は藩医久坂良迪。名は通武。字は実甫。玄瑞、義助と称した。号は江月斎。吉田松陰の妹婿にあたる。高杉晋作と共に松下村塾の双壁と称され、松陰は久坂を「防長年少第一流の人物、よりて又天下の英才」と讃えた。元治元年(1864)7月、禁門の変で自刃。

本書状は、松陰が、江戸遊学中の久坂に松下村塾生の勉学が盛んな状況を知らせたもの。文中、門下生の批評があり、天野清三郎(渡辺嵩藏)は、「中々奇物、他人未深取、僕独愛之」、伊藤博文(利介)は、「利介亦進ム、中々周旋家ニナリサフナ」と記している。定本版『吉田松陰全集』第6巻所収。





25 吉田松陰書状 月性宛  
 安政5年2月  
 1通(後欠)  
 24×31  
 吉田松陰関係資料120

弘化3年(1846)、藩校明倫館内に、周布政之助、北条瀬兵衛を中心とする時事研究グループ「嚶鳴社」(江南派、明倫館派)が発足した。前田孫右衛門、口羽徳祐、来原良蔵、山田亦介、山県半蔵など、そのメンバーの多くが藩政の中心的役割を担った。

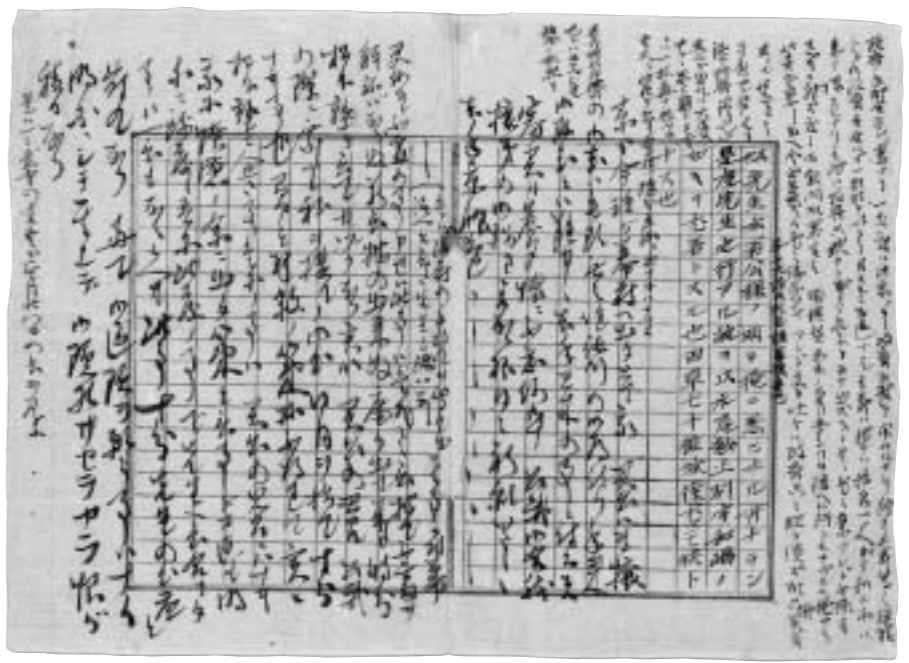
松下村塾生と嚶鳴社のメンバーは、互いに交流し親交を深めたが、日米修好通商条約締結が問題化した頃から、次第に両者の意見が対立し始めた。本書状は、松陰が藩内の対立を遺憾に思い、嚶鳴社と深い関係のあった遠崎村(現柳井市)妙円寺の僧月性に、両派の調停を依頼したもの。定本版『吉田松陰全集』第6巻所収。

26 入江九一・吉田松陰往復書状  
 安政6年5月  
 1綴(2紙)  
 各24.5×33  
 入江九一文書12



入江九一(1838~1864)は、萩出身。父は長州藩中間入江嘉伝次。字は子遠。通称杉蔵、九一。野村靖は実弟。久坂玄瑞、高杉晋作、吉田稔麿と並んで、松門の四天王と称される。元治元年(1864)7月、禁門の変で自刃した。

安政6年(1859)2月、入江は、弟野村靖の脱藩に関与した罪で岩倉獄に繋がれた。この時、野山獄にあった松陰と文通を重ねたが、本書状は、その往復書状のひとつ。老中間部詮勝襲撃は松下村塾で企てたことであり、藩主の意向ではないことを明白にしたいという入江に対して、松陰は「是ハ一々意中の言」と記している。定本版『吉田松陰全集』第6巻所収。

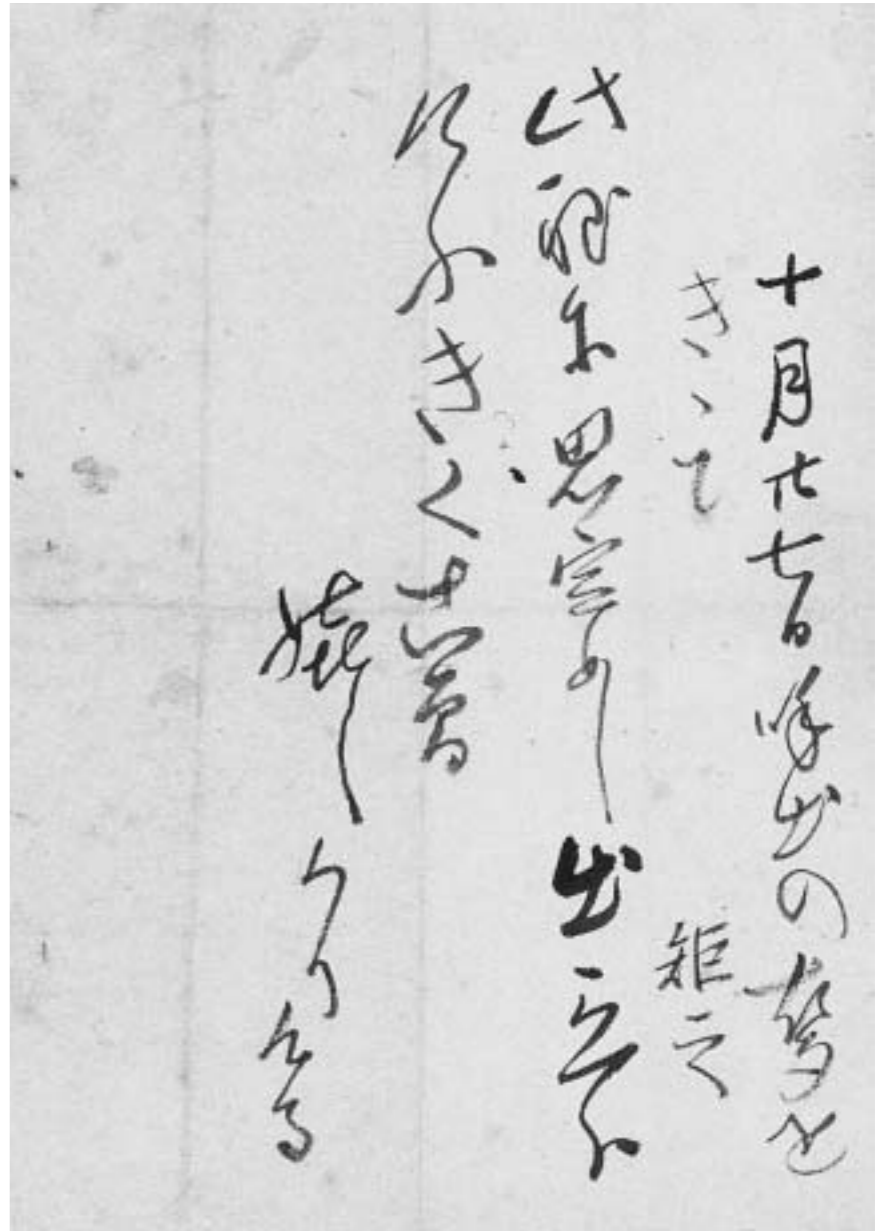




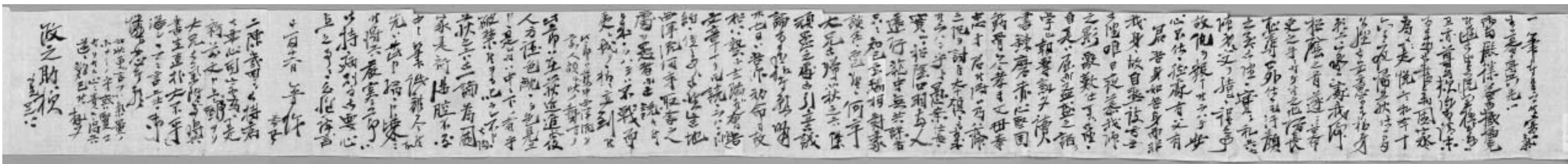
27 吉田松陰書状 尾寺新之丞宛  
安政6年10月17日  
1通  
24.4×43  
吉田松陰関係資料171-2

安政6年(1859)10月16日、江戸伝馬町獄中の松陰は、評定所に呼び出され、口上書に署名させられた。その内容は、松陰にとって随分不本意なものであった。本書は、口上書の文面などから死罪を覚悟したことを、江戸にいた門下生尾寺新之丞に伝えたもの。文中、「鵜飼(吉左衛門)や、頼(三樹三郎)、橋本(左内)ナントノ名士ト同シク死罪ナレハ小生ニおゐて八本望也」と記している。定本版『吉田松陰全集』第6巻所収。

28 吉田松陰絶筆  
安政6年10月27日  
1幅  
33.4×22.4  
吉田松陰関係資料171-1



安政6年(1859)10月27日、松陰は江戸伝馬町の刑場で処刑された。呼び出しの声を聞いて、懐紙に最期の一首を書いたもの。  
「十月廿七日 呼出の声をきゝて 矩之」<sup>(切)</sup>「此程に 思定めし 出立ハ けふきくこそ 嬉しかりける」  
第4句の字数が足りないことに気づいたが、推敲する時間がなく、「く」の側に「ゝ」を打ったまま筆を置かざるを得なかったとされる。定本版『吉田松陰全集』第4巻所収。

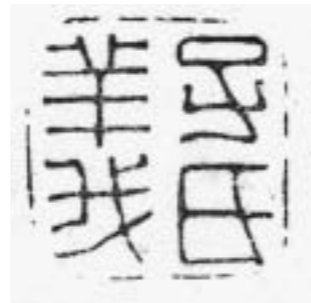


29 高杉晋作書状 周布政之助宛

安政6年11月16日  
1通  
14.5×160  
周布家文書343

高杉晋作(1839~1867)は萩出身。父は長州藩士高杉小忠太。諱は春風。字は暢夫。通称は晋作。東行と号した。のち谷潜蔵と改名。久坂玄瑞と共に松下村塾の双璧と称される。文久3年(1863)6月、奇兵隊を結成。元治元年(1864)12月、長府・功山寺で挙兵し、藩の主導権を保守派から奪還した。慶応2年(1866)、幕長戦争で大島口・小倉口戦に勝利し、長州軍の勝利に貢献した。慶応3年(1867)4月、下関で病没。

本書状は、安政6年(1859)11月、萩の高杉が、江戸の周布政之助に宛てたもの。同年10月27日に処刑された吉田松陰について、「我師松陰之首、遂ニ幕吏之手ニカケ候之由、防長恥辱口外仕候モ汗顔之至ニ御座候、実ニ私共モ師弟之交ヲ結ヒ候程之事故、仇ヲ報イ候ラハテ安心不仕候、然処有父有君吾身如吾身而非我身候故、自然致方無御座、唯日夜慕我師之影、激歎仕耳ニ御座候、自是八屈而益盛之語ヲ学ヒ、朝撃剣夕読書鍊磨赤心堅固筋骨、尽孝于父母、奉忠于君候得ハ、乃我師之仇ヲ討候本領ニモ相成候ラハン乎ト愚案仕居候」と記している。

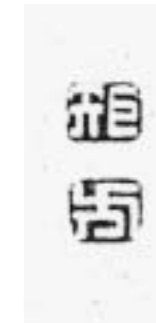


30-1

30-1

30-1 吉田松陰所用印類「吉田矩方」「子義氏」  
蠟石製 1顆 両面彫り  
印面3.4×3.4  
吉田松陰関係資料193-1、193-2

「吉田矩方」「子義氏」印が両面彫りとなっている。子義は松陰の字。嘉永2年(1849)頃の作と推定されている。印の側面に「林」の刻字があり、製作者は松陰の兵学師匠林百非と分かる。



30-2

30-3

30-3

30-4

30-2 吉田松陰所用印類  
「日夕佳」  
青銅製 1顆  
印面3.3×1.4  
吉田松陰関係資料193-3

関防印。「絹本着色吉田松陰像(自賛)」(吉田家本、当館蔵、本ガイド21頁)に使用されている。

30-3 吉田松陰所用印類  
「日夕佳」「矩方」  
蠟石製 1顆 両面彫り  
印面2.1×0.9  
吉田松陰関係資料193-4、193-5

「矩方」「日夕佳」印が両面彫りになっている。印の側面に「松齋刀」の刻字があることから、製作者は松陰の兵学師匠林百非(号は松齋)と分かる。

30-4 吉田松陰所用印類  
「吉田」  
桜材 1顆  
印面2.2×1.5  
吉田松陰関係資料193-6  
主として書籍に押されたもの。



31 吉田松陰慰霊祭写真 \*

明治2年10月26日  
1枚  
17.5×27.7  
毛利家文庫81写真史料67

安政6年(1859)10月27日に江戸伝馬町で処刑された吉田松陰の遺骸は、小塚原回向院に埋葬されたが、文久3年(1863)正月、高杉晋作らによって、若林村大夫山(現世田谷区若林)に改葬された。本写真は、刑死から10年後の明治2年(1869)10月26日、慰霊祭が開かれた時のもので、撮影者は小野為八。図版に掲載したものは、明治28年(1895)11月、旧長州藩士柏村信(数馬)が、解説付きの複製物を作製して関係者に頒布したもの。定本版『吉田松陰全集』第9巻所収。

その解説によれば、写真の人物は、後列左から、広沢兵助(真臣)、前原彦太郎(一誠)、御堀耕助(太田市之進)、林半七、正木市太郎(基介)、宍道直記(恒樹)。前列左から、不明、冷泉軻之允、宇野龍三、村井二郎、井戸小太郎、説明なし、山田市之允(顕義)、境次郎、としている。なお、上記の人物比定について、杉家旧蔵写真(萩博物館蔵)の裏書きは、不明=長井四郎、説明なし=岡部富太郎としている。



32-1



32-2



32-3

32 周布政之助写真

3枚  
32-1 27×20 吉富家文書153  
32-2 26.9×20.9 同154  
32-3 26.7×19.5 同152

周布政之助(1823~1864)は、長州藩大組士。名は兼翼、字は公輔、号は観山。のちに麻田公輔と改名。

村田清風の薫陶を受けて藩政改革に取り組み、保守派と政争を繰り広げた後に実権を握った。航海遠略策による開国策、そして尊王攘夷への藩論確定など、激動の時局に対応する中、文久3年(1863)8月18日の政変、元治元年(1864)禁門の変、第一次長州出兵と、相次ぐ情勢悪化によって追い込まれ、寓居先の山口・吉富家で自刃した。

これらの写真3点は、昭和6年(1931)10月、周布家から吉富家に贈られたもの。32-2、32-3は、文久3年(1863)、京都で撮影したものとみられている(『周布政之助伝』上・下巻)。



33 伊藤博文写真

1枚  
13.8×7.8  
吉富家文書145

伊藤博文(1841~1909)は、熊本郡東荷(現光市)出身。幼名利介。俊輔、博文と称した。号は春畝、滄浪閣主人。

来原良蔵に見出され、松下村塾に学ぶ。文久3年(1863)、井上馨らと共にイギリスに留学。元治元年(1864)、高杉晋作の下関挙兵に力士隊を率いて参加。明治4年(1871)、岩倉使節団の副使として欧米各国を歴訪、帰国後、工部卿を務めた。明治18年(1885)に初代内閣総理大臣、日露戦争後は初代韓国統監となる。明治42年(1909)、ハルビン駅頭で狙撃され死亡。

写真は、韓国統監時代のもので、東京芝新シ橋角丸木利陽撮影。



34 山県有朋写真

明治42年3月  
1枚  
21.4×10.2  
吉富家文書158

山県有朋(1838~1922)は、萩出身。父は長州藩中間山県有稔。通称は小助、狂介。名は有朋。号は素狂、含雪。

松下村塾に入門し、攘夷運動に奔走。奇兵隊軍監となる。四国連合艦隊と交戦、幕長戦争では小倉口に戦う。明治2年(1869)、兵制調査のため渡欧、帰国後に兵部少輔・兵部大輔となり、軍制改革に尽力し、徴兵制を推進した。二次にわたり内閣を組織し、伊藤博文なきあとは元老として、軍や政界に強い影響力を持った。

写真左下に自筆の署名「有朋」、台紙の裏面に「明治四十二年三月於椿山荘撮影之、同年五月廿五日贈呈吉富老臺」の墨書がある。椿山荘は、東京目白の山県の邸宅。

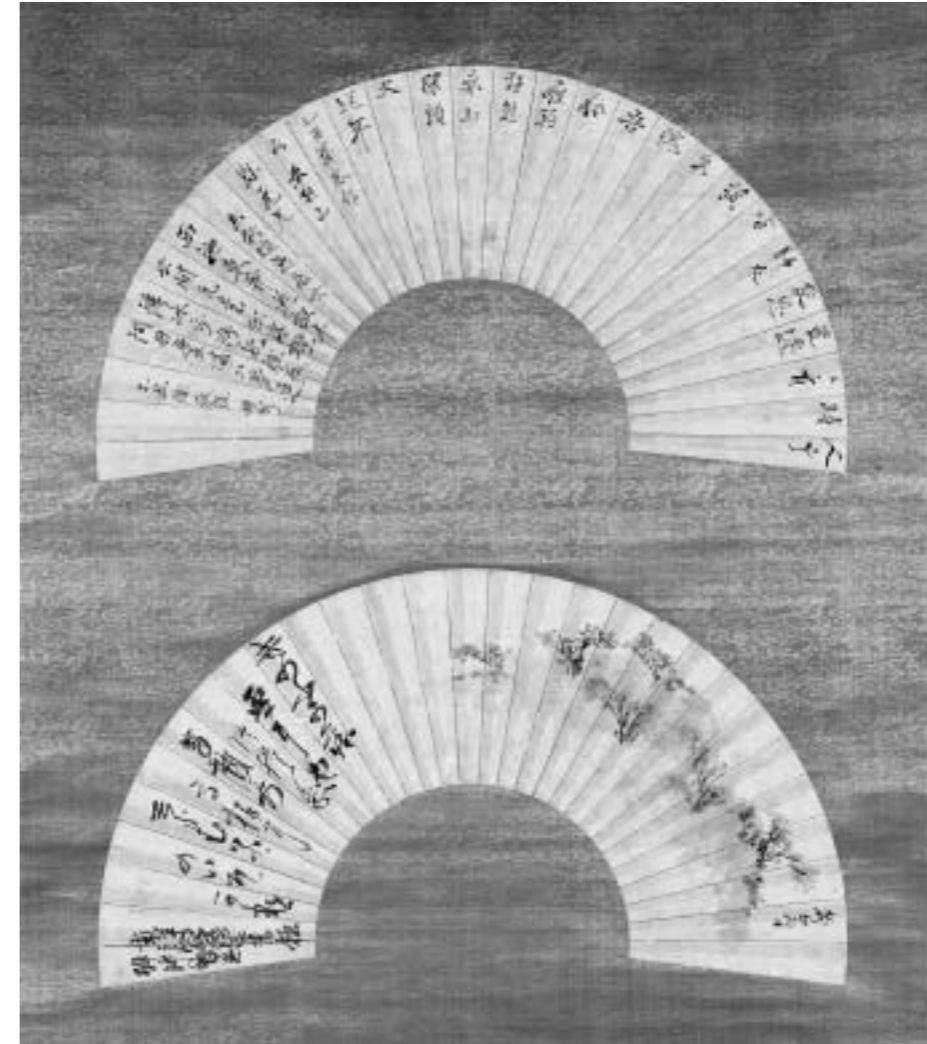
35 井上馨・杉孫七郎写真

明治43年  
1枚  
19.3×13.6  
吉富家文書149

井上馨(1835～1915、写真左)は、吉敷郡湯田村(現山口市)出身。父は長州藩士井上光亨。幼名、勇吉、聞多と称した。号は世外。文久3年(1863)、伊藤博文らとイギリスに留学。元治元年(1864)9月、第一次長州出兵に際して保守派と対立し、刺客の襲撃を受けて瀕死の重傷を負った。慶応元年(1865)、鴻城隊総督となる。廃藩置県後、大蔵大輔として国立銀行を設置し、三井などの政商保護政策を進めた。第一次伊藤内閣の外務大臣を務め、条約改正交渉にあたり、いわゆる鹿鳴館時代を現出させた。日本鉄道会社、日本郵船会社の設立に尽力し、三井、藤田組など財閥の顧問を務めるなど、財界に強い影響力を持った。

杉孫七郎(1835～1920、写真右)は、吉敷郡御堀村(現山口市)出身。父は長州藩士植木五郎右衛門。のち、長州藩士杉彦之進の養子となった。名は重華、通称は徳祐、孫七郎。聴雨と号した。文久元年(1861)、幕府の遣欧使節の一員として諸国を視察。幕長戦争、戊辰戦争には参謀として参戦。明治3年(1870)、山口藩権大参事となり、廃藩後は、宮内大輔、枢密顧問官兼議定官などを務めた。

本写真の裏面に、「侯爵井上馨 子爵杉孫七郎 明治四十三年 七十六歳 贈吉富簡一君」の墨書がある。東京・三越で撮影。



36 高杉晋作・井上馨・山県有朋・滋野静雨扇面寄書

慶応元年  
1幅(2紙)  
各27×48.5  
吉富家文書軸2

慶応元年(1864)暮の作で、山口の吉富家に伝来したもの。扇面に書かれたものを外して表装している。

(上)〔高杉〕「人事時々有変遷 受恩師友半黄泉 愧吾依旧存狂態 赤馬関頭又送年  
乙丑歳暮作 為素狂山県老兄 東行頑愚居士」

〔井上〕「西馳東奔送数年 世間凡是似浮煙 薄氷歩涉既除夜 阿母憂傷入夢辺  
乙丑除夜作 世外」

(下)〔山県〕「きのふかも 雪にやつれし 葛城の 高ねにしらむ 白のいろかな  
南洋浮浪生素狂酔中御免」

〔滋野〕「静雨居士」





37 青木研蔵写真

鶏卵紙 1枚  
8.7×5.5  
日野家文書128

青木研蔵（1815～1870）は、大島郡和田村（現周防大島町）出身。父は医師青木玄棟、兄は医師青木周弼。

兄周弼と共に三田尻（現防府市）の能美玄棟に医学を学び、長崎でシーボルトに師事した。さらに日田の広瀬淡窓に儒学、江戸で蘭方医宇田川玄真、伊東玄朴に医学を学んだ。また、長崎から痘苗を持ち帰り、藩内で初めて種痘を実施した。藩の医学学校である好生堂教諭を務め、明治2年（1869）、大典医となった。



38 野村靖写真

ガラス湿板 1枚  
10.3×7.8  
日野家文書130

野村靖（1842～1909）は、萩出身。父は長州藩中間入江嘉伝次。のち、野村家を継いだ。通称は和作、のち靖と改めた。入江九一は実兄。

松下村塾に入門し、尊攘運動に奔走。維新後は、岩倉使節団の一員として欧米を視察。神奈川県令、駐仏公使、枢密顧問官、内務大臣、逓信大臣など要職を歴任した。自叙伝に、『追懐録』がある。

39 三条実美写真

明治元年頃  
鶏卵紙 1枚  
8.9×5.3  
日野家文書147

三条実美(1837~1891)は、公家尊王攘夷派の中心人物で、公武合体派と対立。文久3年(1863)8月18日の政変で長州藩士ら尊攘派が京都から追放されると、三条西季知、四條隆謨、東久世通禧、壬生基修、錦小路頼徳、沢宣嘉らと共に長州に下った(七卿落ち)。三条を含む五卿は徳山(現周南市)に上陸する前に室津(現上関町)に寄港し、吉崎家(肥後屋)に宿泊している(吉崎家文書472)。

錦小路と沢を除く五卿は、長府(現下関市)の功山寺に滞在、その後、筑前国太宰府へ移され、慶応3年(1867)12月、王政復古により帰京した。

明治元年(1868)1月、新政府の副総裁に就任。明治4年(1871)太政大臣となった。



40 東久世通禧ほか写真

明治6年3月  
鶏卵紙 1枚  
8.6×5.5  
日野家文書129

東久世通禧(1834~1912)は、尊王攘夷派の公家。8月18日の政変で、いわゆる七卿落ちの一人として長州へ下った。維新後は、岩倉使節団に随行し、枢密顧問官、貴族院副議長、枢密院副議長を歴任した。

本写真は、明治6年(1873)3月、岩倉使節団随行中にベルリン・W.Fechner写真館で撮影されたもので、写真の裏面に「五辻君 香川敬三君 餘ハ不知 踞者東久世通禧公」と墨書されている。七卿の侍医を務めた長州藩医日野宗春へ贈られたもの。





41 井筒屋栄助ほか写真

ガラス湿板 桐箱入  
1枚  
9.5×12  
日野家文書132

納箱の蓋裏に、「(後列右から)大庭 熊野 高橋 富田杏播州人(前列右から)高嶋屋作二郎 井筒屋栄助 右六名写真之図」と墨書され、「京都誓願寺内北門日登見」の朱印がある。長州藩医日野宗春に贈られたものと思われる。

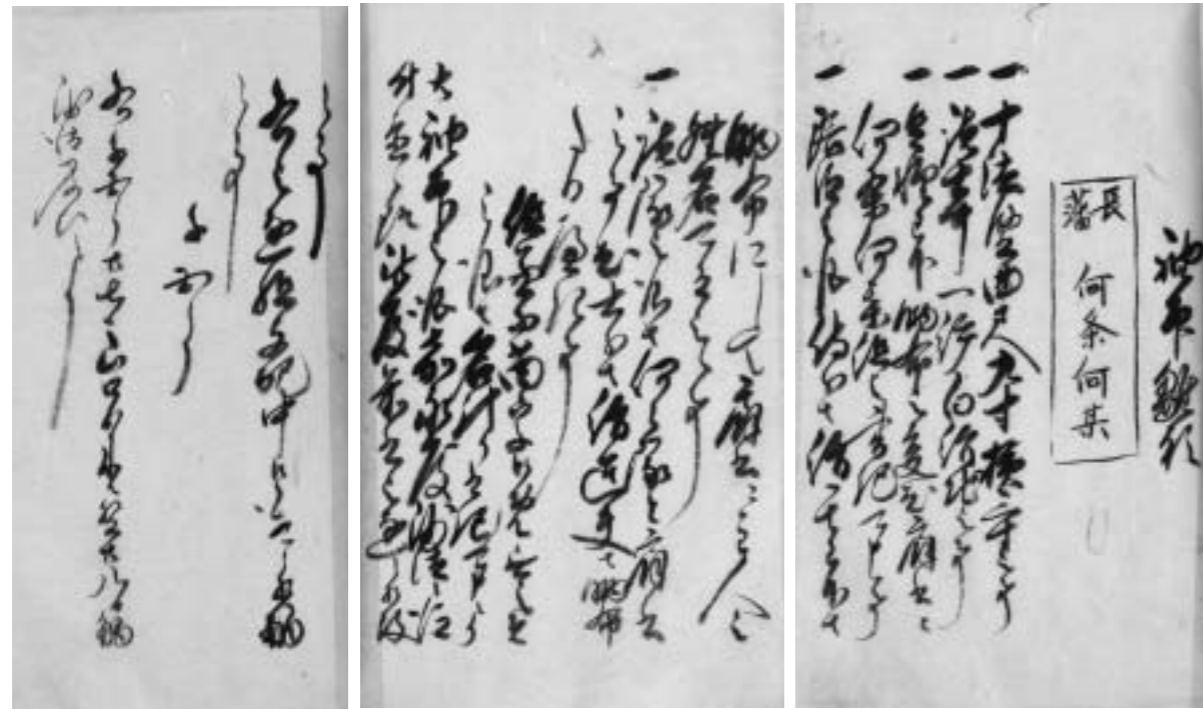


42 健武隊士写真

ガラス湿板 桐箱入  
1枚  
10.2×7.6  
日野家文書131

健武隊は、明治元年(1868)12月、膺懲隊と第二奇兵隊が合併して編制された。

納箱の裏に「日野宗春 赤川懋助 吉田寅二 山田鶴三 飯田式部 外一人不知 右健武隊中ノ人」と墨書されている。左奥の人物が、長州藩医日野宗春(1827~1909)。赤川懋助(敬三)は、膺懲隊総督、健武隊副督を務めた。



43 そでじし  
袖印雛形  
元治元年5月27日  
24.5×17.5  
『諸記録綴込』毛利家文庫32部寄12(23の9)所収

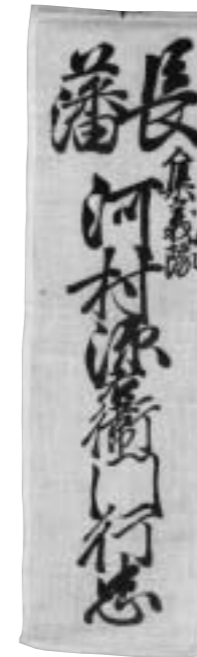
袖印は、兵士が戦場などで敵味方を見分けるために、軍服の袖に着けた布片。元治元年(1864)5月、長州藩の袖印様式が改正された。表に「長藩」「何条何某」と記した雛形が示され、①寸法は縦曲尺9寸(約27センチメートル)、横3寸(約9センチメートル)、②諸士は総て白絹地を用いること、③足軽以下は晒布とし、肩書きに何条何某と記入すること、④陪臣の場合、侍分は絹、それ以下は晒布を用い、肩書きに主人の姓名を記入すること、⑤諸隊の場合、何々隊と肩書きをすること、また、士分は絹、それ以外の者は晒布とすること、ただし、苗字を許されていないものは名のみ記入すること、と定められた。『山口県史 史料編 幕末維新6』所収。



44-1



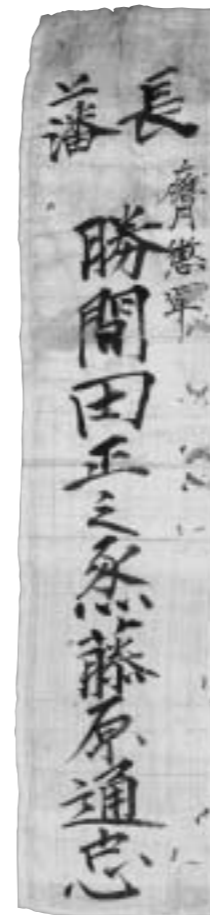
44-2



44-3



44-4



44-5



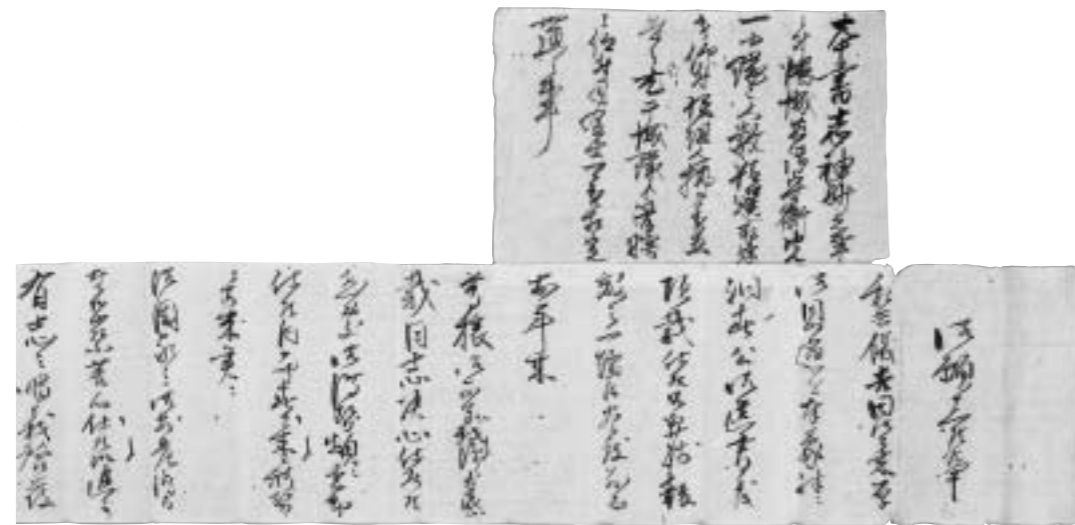
44-6



44-7

- 44-1 袖印  
「干城浩武隊印」(朱文方印)  
20.5×7 鳥居家文書109
- 44-2 袖印  
「長藩 冷泉五郎多々良綏豊」  
28.7×9.7 冷泉家文書28
- 44-3 袖印  
「長藩 集義隊 河村源右衛門行忠」  
31.3×9 松元淳収集史料71
- 44-4 袖印  
「長藩 鴻城大隊 安部治良三宗賀」  
34×9 安部家文書41
- 44-5 袖印  
「長藩 齊懲軍 勝間田正之丞藤原通忠」  
43×9.3 勝間田家文書1128
- 44-6 袖印  
「長州 小郡郷勇隊 徳田小三郎弘信」  
33.5×8.2 徳田家文書93
- 44-7 袖印  
「長藩 日野宗春藤原雅」  
25.5×8.5 日野家文書134

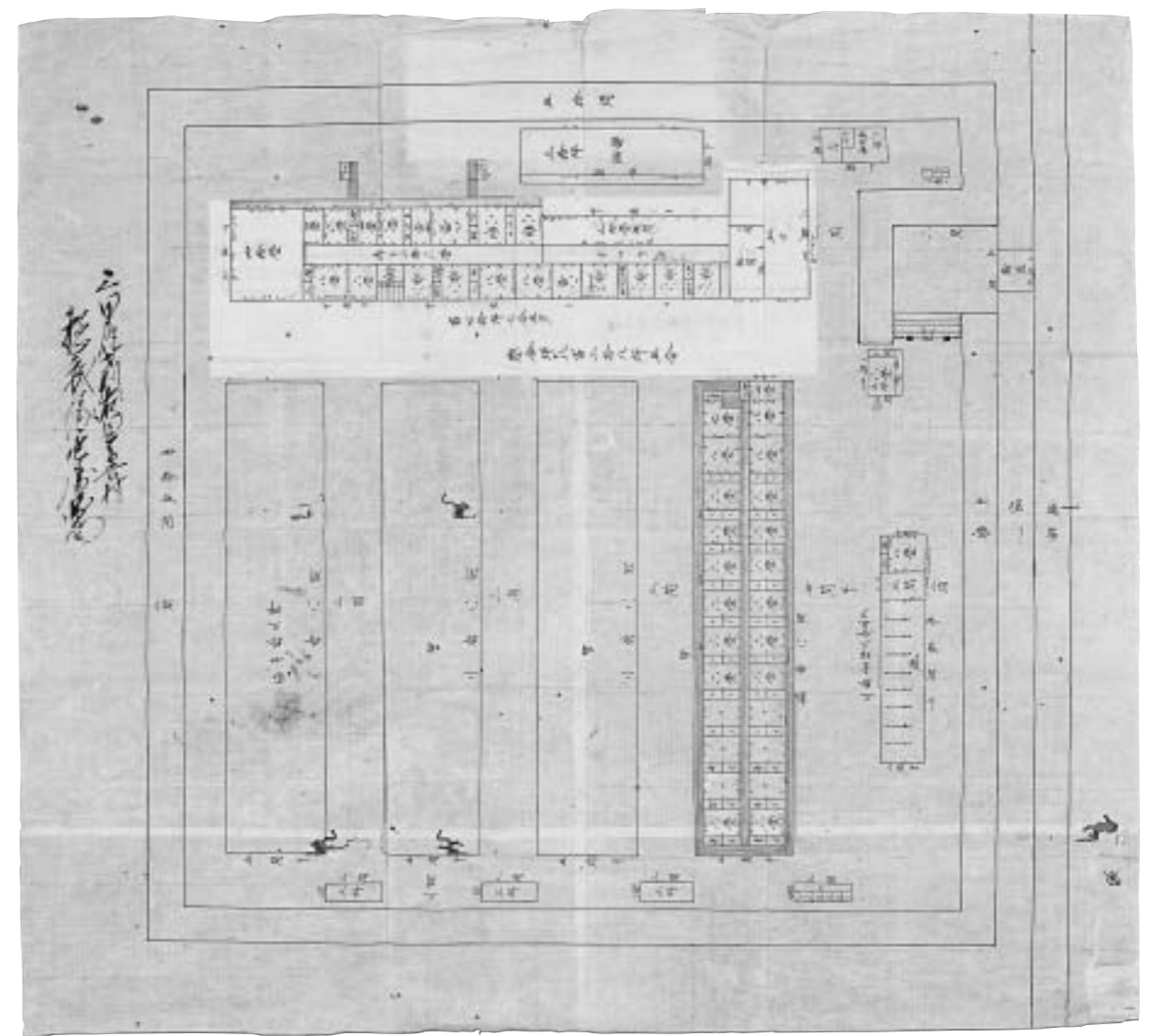
(図版は縮尺同一)



45 多治比隊願書  
 慶応元年4月  
 1通  
 14×128.5  
 小川五郎収集史料1002

多治比隊は、元治元年(1864)11月、山口在住の中間組藤山音之助、長谷川忠三郎ら80余人により編制された。隊名は、中間組の祖先が、往昔毛利元就が芸州多治比(現広島県安芸高田市)より勃興した時に奉仕した旧因をもって、多治比組の名称を襲ったことによるという。

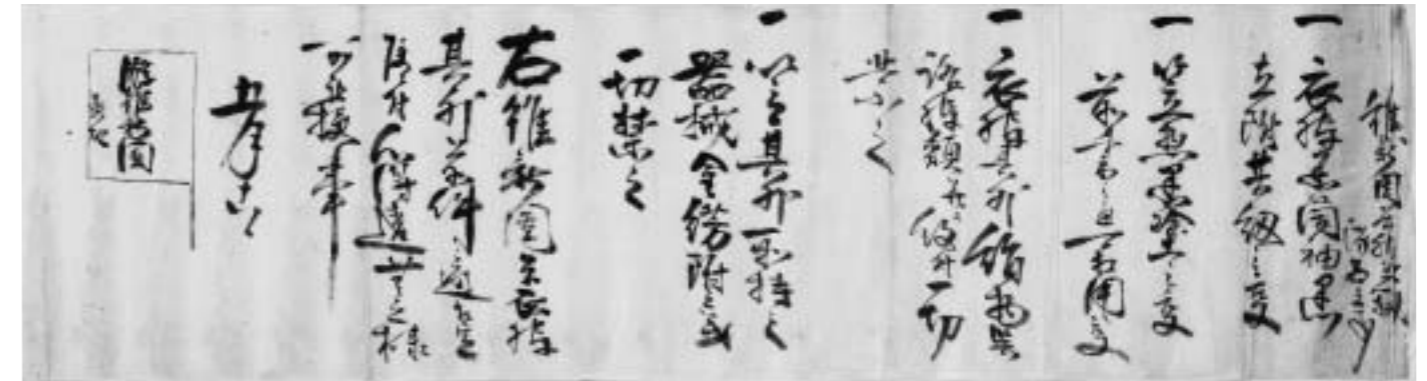
慶応元年(1865)4月、ひとまず分散を願い出たのち、改めて山口守衛として一小隊を精選して取立てられた。本書は、その同隊からの願書と藩庁の沙汰が一体となった原文書。藩庁の沙汰は、願書上部に刎紙で示されている。『山口県史 史料編 幕末維新6』所収。



46 三田尻宰判右田高井村整武隊屯所図面  
 1鋪  
 52×56  
 毛利家文庫58絵図943

整武隊は、慶応3年(1867)2月、御桶隊と鴻城隊が合併して編制された。総管は来島亀之進。同年9月、奇兵隊等6隊と共に守護兵として上坂が命じられ、三田尻(現防府市)に参集した。本図は、営作所作成による、屯所築造見積書の添付図面である。

本図によれば、屯所の敷地は、82メートル×90メートルで、周囲は幅3.6メートルの土塁で囲まれ、道に面して幅3.6メートルの堀が設けられていた。入口には釣道が掛けられ、門、番所、本陣・賄場1棟、兵隊小屋4棟、物置1棟、厩1棟などの施設がみえる。

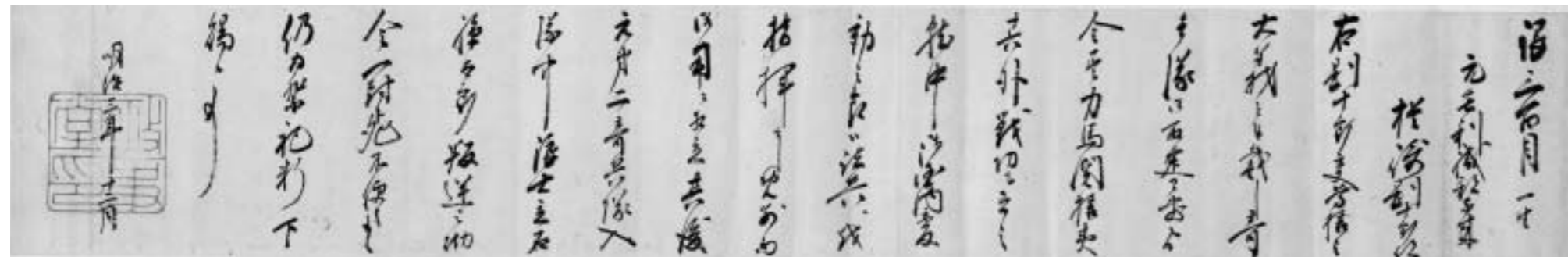


48 維新団兵器器械隊名定

慶応2年5月18日  
1通  
24×95.5  
一般郷土史料800

諸隊は、武士、農民、町民のほか神官、僧侶、力士など様々な身分の人々によって結成されたが、維新団は、被差別部落の人々で組織され、慶応元年(1865)冬から洋式銃の訓練を開始し、慶応2年(1866)5月に正式に編制された。本文書は、その衣服や所持する器械について定めたもので、末尾に団旗の図柄が示されている。

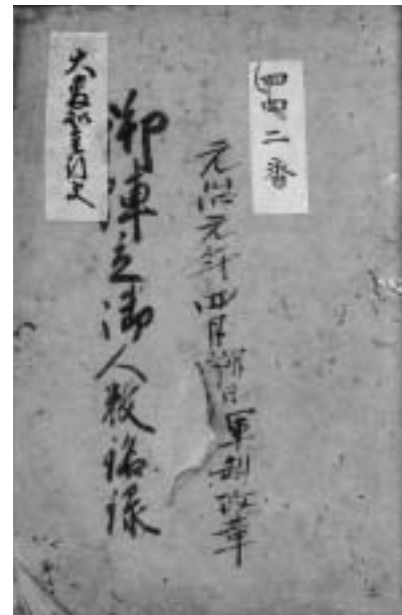
同団の幕長戦争芸州口戦での奮闘が高く評価されたことは、遊撃軍軍監河瀬安四郎による藩庁への報告(「四境戦争一事」、毛利家文庫66四境戦争一件38〔5の1〕)や「浦日記」慶応2年6月17日条(毛利家文庫71藩臣日記2〔62の58〕)にみえる。このほか、維新団に関する文書には、「維新団規則」(一般郷土史料799)、「維新団二番小隊隊員名簿」(同801、『山口県史 史料編 幕末維新6』所収)などがある。



47 榑崎隆蔵祭祀料下賜状

明治3年12月  
1通  
14×87  
榑崎隆蔵関係文書1-13

榑崎隆蔵(1838～1866)は、大島郡久賀村(現周防大島町)出身。父は、大野毛利家の家臣榑崎尚章。通称剛十郎。字は隆蔵。号は太華。変名として有田姓を名乗った。第二奇兵隊書記役を務め、慶応2年(1866)4月、同隊士立石孫一郎らの暴動を制止しようとして殺害された。本書は、明治3年(1870)12月、政事堂からの榑崎隆蔵(剛十郎)の遺族に対する祭祀料下賜状である。



49 御陣立御人数銘録

元治元年4月朔日  
1冊  
26.5×19.5  
徳山毛利家文庫 建白書・諸隊規約50

元治元年(1864)4月作成とみられる徳山藩の軍事編制名簿。各隊士の役職と氏名が短冊に記され、貼り並べられている。短冊形式を用いているのは、名簿修正を考慮したものであろう。用紙は、徳山藩公用の赤紙である。

「先鋒隊」から「御城内并御家中打廻り警衛御城固メ」まで、総勢591名が登載されており、当該期における徳山藩軍制の全容をみることができる。



50 諸隊其外印鑑録

慶応3年6月  
1冊  
28×20.8  
徳山毛利家文庫 記録方18



「印鑑」は、江戸時代、照合用として、あらかじめ関所、番所などに届け出ておく印影の見本。「合印」、「相印」とも記される。本書はその照合用台帳で、徳山領遠石関門で使用されていたもの。遊撃軍をはじめとする諸隊から、上関硝石方などの諸役所、薩州、備州など他藩関係まで、85種類が収録されている。

また、同関門における寺社用の台帳に「寺社其外印鑑録」(徳山毛利家文庫 寺社・町方46)があり、本書と一連のものと思われる。このほか徳山毛利家文庫には、「印合鑑」(同記録方19)、「合鑑」(同20)、「寺社合鑑」(同寺社・町方45)があり、いずれも実用文書の遺例として貴重である。ちなみに、これらの印鑑を明治以降に編集したものが「諸印鑑帳」(毛利博物館蔵、『長州諸隊一覽』(『山口県史 史料編 幕末維新6』別冊)所収)である。



51 毛利両公及キング之肖像

明治29年12月  
印刷 1枚  
40.6×55.5  
毛利家文庫81写真史料141

慶応2年(1866)12月、英国との関係を深めようとする長州藩の招待に応じて、英国水師提督キングが三田尻(現防府市)に来航した。

本図は、その際に英国艦上で撮影された記念写真を模写したもの。左から、藩主毛利敬親、キング提督、世子毛利元徳。原標題の「毛利公及ヘルリー之肖像」は誤り。



52 秤

1本  
竿長20.2  
日野家文書146

長州藩医日野宗春(1827~1909)が使用した薬剤調合用の秤。納箱の蓋裏に「進脩薬室 日野調合所仕」の墨書がある。

日野は、大島郡久賀(現周防大島町)出身。父は、地下医山県玄敬。のち、日野家を継いだ。青木周弼、緒方洪庵のもとで医学を修行。山口病院総管など長州藩医学関係の要職を務めた。伝記に『日野宗春』がある。



53 きつかわつねまさ 吉川経幹銅像写真  
1枚  
27.1×20.8  
毛利家文庫81写真史料37



吉川経幹(1829～1867)は、12代岩国藩主。幼名亀之進。駿河守、監物を称した。江戸時代初期から疎遠であった毛利本家との融和を図り、第一次長州出兵の際には、幕府や諸藩との周旋に努めるなど、政局の調整役として重要な役割を果たした。

写真の像は、明治33年(1900)、山口市の亀山公園頂上に建てられた旧長州藩主・支藩主の銅像5基のひとつ。戦時中の金属類回収令で供出され、現在は残っていない。



54 長防臣民合議書

慶応元年11月  
木版刷 1冊  
22.5×15.8  
毛利家文庫66四境戦争一件53

本書は、長州藩が、幕長戦争に備えて作成した小冊子で、冒頭に「防長二州臣民合議局活刷製本卅六万部有奇同腹同心之士各懐一部以備死生緩急蓋使天下万世知決死快戦臣子之分不可止也 皇 <sup>(慶応元年)</sup>元治二年乙丑十有一月」と記す。長州藩の正義を主張し、挙国決戦の覚悟を示した内容で、藩内の士気高揚を図ると共に、幕府や諸藩に向けたデモンストレーションとして配布されたものである。

起草者は、穴戸備後助(山県半蔵)で、広島での幕府側との政治交渉を有利に展開するための工作材料であった。36万部を印刷したと序文に記しているが、実際は数千部に止まったという(中原邦平著『忠正公勤王事績』)。なお、本書のような無罫紙・草書体のほかに、罫紙・楷書体のもの(徳山毛利家文庫 建白書・諸隊規約33)もある。

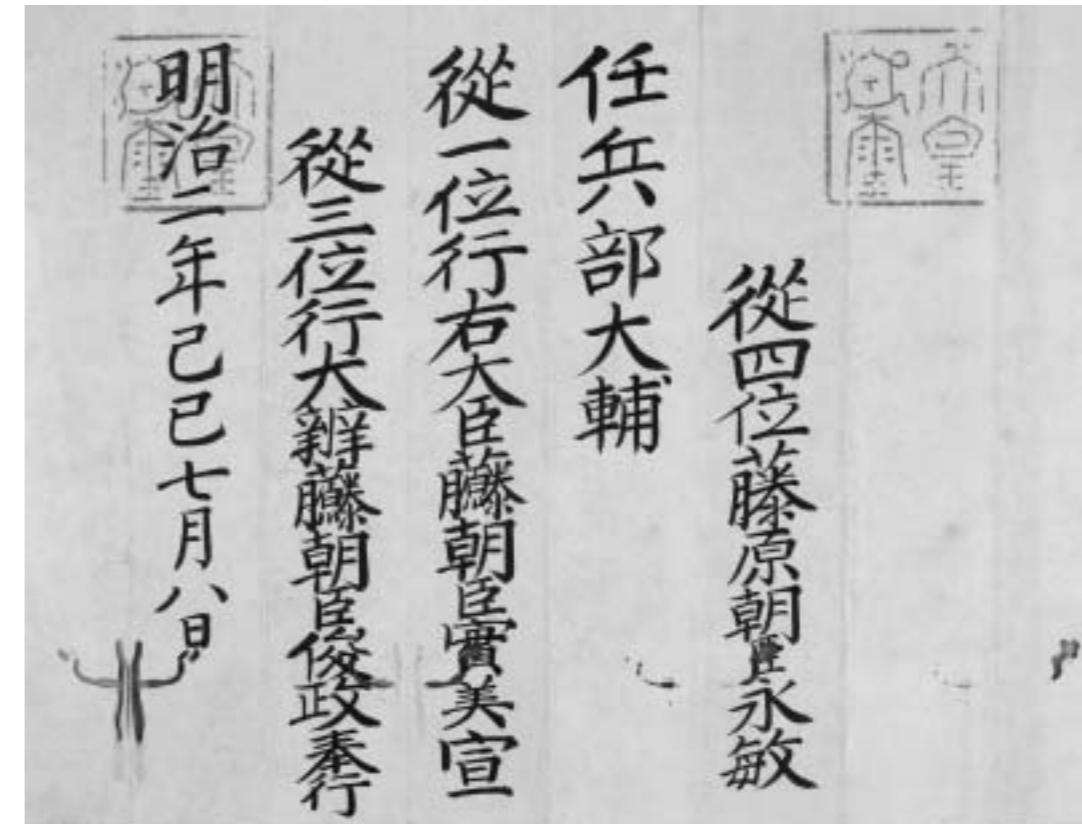
55 大村益次郎肖像写真

1枚  
15.9×11.3  
大村家文書91

大村益次郎(1824～1869)は、医師、兵学者。父は小郡宰判鑄銭司村(現山口市)の医師村田孝益。幼名宗太郎。良庵、蔵六と称した。諱は永敏。慶応元年(1865)12月、藩命により大村益次郎と改名。

三田尻(現防府市)の蘭方医梅田幽齋に学んだのち、広瀬淡窓の咸宜園に入門。さらに緒方洪庵の適塾に学び、塾頭を務めた。嘉永6年(1853)10月、宇和島藩に出仕。その後、江戸で蘭学塾鳩居堂を開き、幕府の蕃書調所に出仕した。万延元年(1860)4月、その活躍に注目した周布政之助、桂小五郎らの働き掛けで、長州藩に召還された。

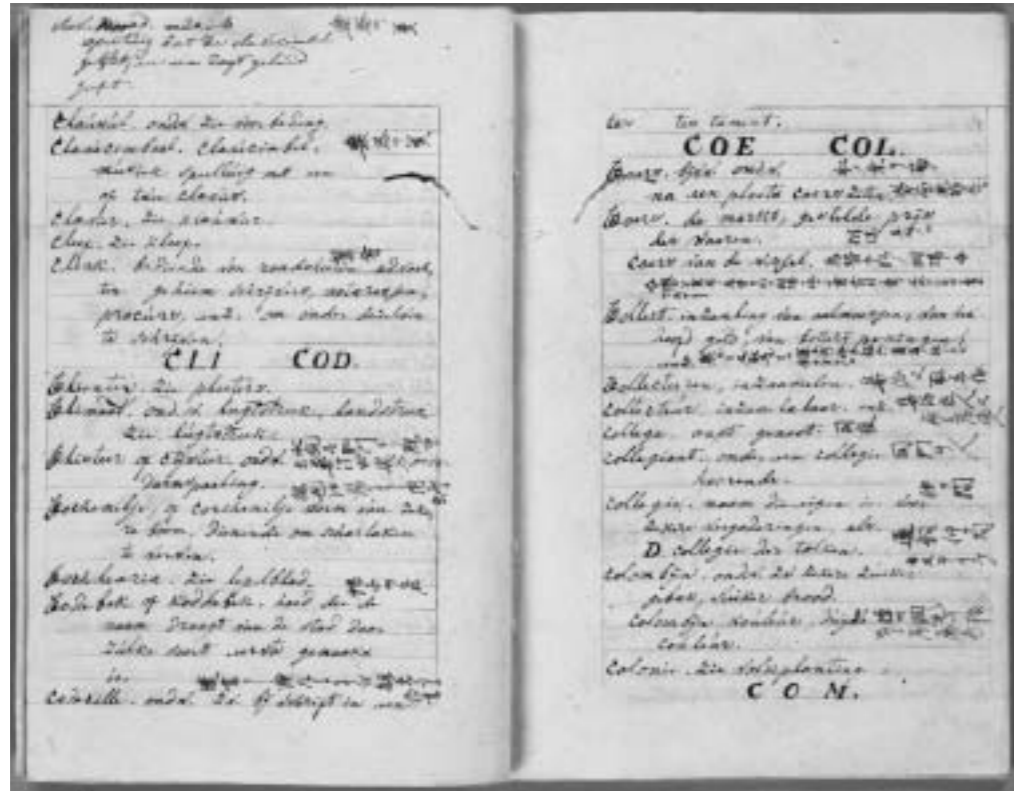
藩の軍制改革を進め、慶応2年(1866)、幕長戦争石州口戦において参謀としての才能を発揮し、長州軍の勝利に貢献した。維新後は軍政官として新政府に出仕し、明治元年(1868)5月、上野の彰義隊を掃討するなど戊辰戦争を指導した。初代兵部大輔に就任し、軍制整備を推し進める途上、明治2年(1869)9月、京都で反対派に襲撃され、その負傷が癒えず死去した。



56 太政官補任状(任兵部大輔)

明治2年7月8日  
1通  
39.2×54.5  
大村家文書1

明治2年(1869)7月、兵部省の設置に伴い、大村益次郎は兵部大輔に任ぜられた。長官である兵部卿には小松宮彰仁親王が就任したが、実務は次官の大村が執り行い、事質上の最高責任者として我が国の軍制整備にあたった。



57 大村益次郎筆写オランダ語辞書

1冊  
28×20  
大村家文書76

オランダ語辞書「ゾーフ・ハルマ」の大村益次郎自筆とされる筆写本。大村は、オランダ語に加えて英語、数学なども熱心に学んだが、その勉学の一部を物語る資料である。

大村は兵書の翻訳に積極的に取り組み、元治元年(1864)にオランダの戦術書を翻訳した「活版兵家須知戦闘術門」全6巻(明倫館蔵版、元治元年春、大村家文書69。長門陸軍学校版、元治元年秋、同68)は、長州藩の軍学講義に使用された。



58 浦日記

文政8年～明治3年  
62冊  
各22.5×16.5  
毛利家文庫71藩臣日記2

幕末期長州藩の当役・当職などの要職を歴任し、藩政の枢機に参画した、長州藩寄組士浦駟負<sup>ゆきえ</sup>元襄<sup>もとまさ</sup>(1795～1870)の公私両面にわたる日記。文政8年(1825)31歳の元旦に始まり、死去前日の明治3年(1870)5月30日に終わる。多くを一年一冊とするが、天保14年(1843)から万延元年(1860)までは、官記と私記を別冊にしている。

単なる役中日記に留まらず、浦が見聞した事項を、一介の風説や私事であっても綿密に記録し、浦の知行所熊毛郡伊保庄阿月(現柳井市)の領政や民間の記事にも富む。このため、政治状況のみならず、幕末維新期の社会情勢も広く知ることができる。

なお、本日記は、浦自身によって書き継がれた原本であり、明治期に毛利家へ献納されたもの。安政4年(1858)官記・私記、同5年官記、文久2年(1862)公私記、慶応2年(1866)分は、『山口県史 史料編 幕末維新3』所収。



59 諸記録綴込  
427冊  
各24.5×17.5  
毛利家文庫32部寄1～19



「諸記録綴込」慶応元年4月19日条(毛利家文庫32部寄13(19の6))



書庫内の配架状況

毛利家編纂所において、嘉永6年(1853)～明治4年(1871)の編年史料とするために、当該期間の「当職所日記」をはじめとした356件におよぶ文書簿冊を解体して、それを年月日順に編綴し直したもので、427冊からなる一大文書群である。諸記録を各部から寄せ集めて綴じ込んだことから、「諸記録綴込」(部寄)の目録標題が付けられている。

1ヶ月を2～3冊に分けて綴じ込んでいるが、簿冊内での配列は必ずしも編年順になっていないところがあるため、利用にあたっては、その点に十分注意する必要がある。



「部寄編冊目録」(毛利家文庫54目次82)

写真上は、慶応元年(1865)4月19日条の「多治比隊願書」の部分で、図版No.45(本ガイド54頁)の藩側の控えである。これらを通して、藩の記録作成の一端が窺える。

また、「諸記録綴込」は、一丁ごとに、上部の余白に、木活字の文字が朱色で押されている。この木活字の符号を、「部寄編冊目録」(毛利家文庫54目次82、写真左)と対照させることによって、解体以前の簿冊名が分かる仕組みになっている。『山口県史 史料編 幕末維新6』解説参照。なお、参考資料として、本ガイド119～128頁に、「部寄編冊目録」原典名・符号一覧を掲載した。



60 風土注進案  
395冊  
各22.4×15.8  
風土注進案1～395

天保12年(1841)、長州藩天保改革に関連して「国郡志」の編纂が企図され、その編纂資料とするために、防長両国本藩領全町村の沿革、地理、産業、民俗、社寺、文化など諸般にわたる実態調査が行われた。結果は各代官所でまとめて、藩庁に提出された。

その後、明治に入り、国学者近藤芳樹と弟子の近藤清石によって編纂が進められた。編纂が完了したのは、明治14年(1881)頃とみられ、「風土注進案」という総合標題が付けられた。幕末維新期の長州藩各町村の状況を知る上での基本資料である。『防長風土注進案』21巻として刊行されている。



61 柏村信写真  
1枚  
14.5×10  
毛利家文庫81写真史料34

柏村信(1823～1895)は長州藩士。通称茂一郎、数馬。小姓役から直目付役となり、維新後は山口藩大監察、権大参事、毛利公爵家家令、第十五銀行支配人などを務めた。広沢真臣は実弟。本写真は、大正8年(1919)、時山弥八が毛利家に寄贈したもので、東京芝新シ橋角丸木利陽撮影。なお、柏村の公務日記として、「柏村日記」108冊(嘉永2年～明治28年、毛利家文庫71藩臣日記5)が残る。慶応元年(1865)～同3年(1867)分は、『山口県史 史料編 幕末維新4』所収。



柏村日記

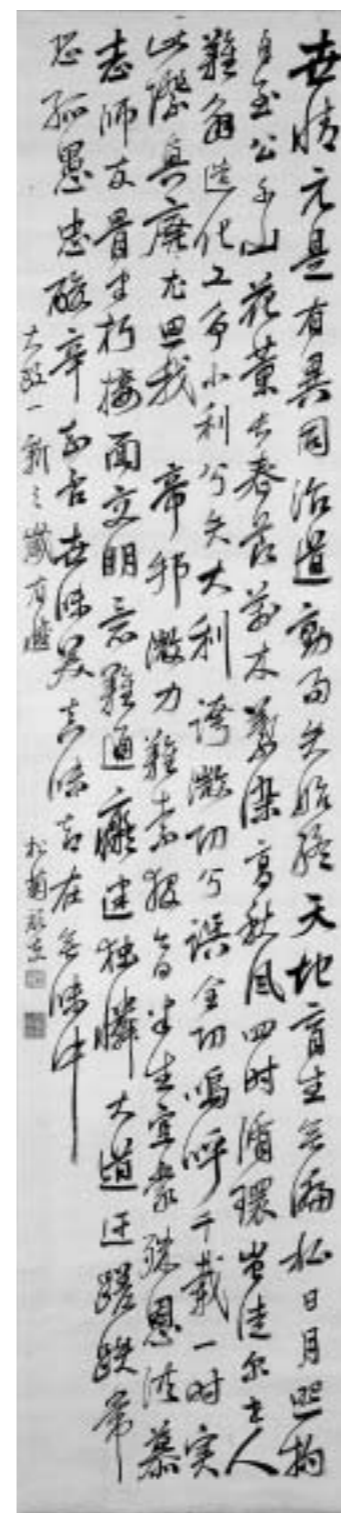


62 吉富簡一写真  
1枚  
19.1×13.6  
吉富家文書144

吉富簡一(1838～1914、写真左)は、吉敷郡矢原村(現山口市)出身。通称、藤兵衛。幕末維新期の豪農、地方政治家。

尊王攘夷運動に加わり、慶応元年(1865)、長州藩内に改革派と保守派の争いが起こると、改革派支援のために鴻城隊を組織し、参謀兼会計となった。明治12年(1879)、県会議員となり、初代議長を務める。明治17年(1884)、『防長新聞』を創刊。

写真は、東京・三越で撮影したもの。写真右の人物は、三井物産の設立者益田孝。なお、吉富家文書には、周布政之助や木戸孝允、井上馨など維新関係者の書簡が多数含まれている。



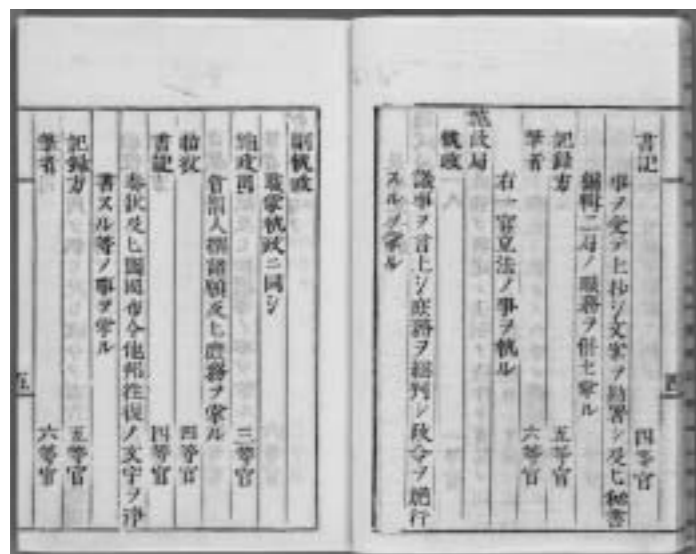
63 木戸孝允詩書

明治元年  
1幅  
150.2×34.2  
吉富家文書軸3

木戸孝允(1833～1877)は、萩出身。父は、藩医和田昌景。のち、桂家を継いだ。通称、小五郎。慶応元年(1865)、藩命によって木戸と改姓し、貫治、準一郎を名乗った。号は松菊。

長州藩の政治指導者として活動し、慶応2年(1866)、薩長同盟を締結。維新後は、五箇条御誓文の草案作成、版籍奉還、廃藩置県などを推し進め、岩倉使節団に副使として参加し、欧米を視察した。明治10年(1877)、京都で病没。

本書は、明治元年(1868)、「大政一新之歳有憾」と題して作られ、吉富簡一に贈ったもの。なお、同様の書幅が、山口県立山口博物館(「木戸家寄贈資料」)と萩博物館に所蔵されている。『維新の英傑木戸孝允』、『明治維新の光と影』参照。



64 防長藩治職制

明治元年10月  
木版刷 1冊  
23×15.5  
毛利家文庫10諸役46(3の2)

明治元年(1868)、山口藩では、新政府の藩治職制の方針を受けて職制の大改革を行い、同年11月3日、藩主毛利敬親は藩庁に諸臣を集め、「防長藩治職制」を公布した。

政事堂(藩庁)を、議政・施政・会計・撫育・民政・軍政・社寺・学校・聴訟・好生・監察の11局に分け、その職名・官等が定められた。官等席次は一等官より七等官まで、階級は大夫・準大夫・上士・中士・下士・準士とされた。執政に毛利元雄(右田毛利)、副執政に宍戸親基、毛利元潔(吉敷毛利)、参政には杉孫七郎、中村誠一らが起用された。



65 都風流トコトニヤレぶし

木版刷 1幅  
18×50.3  
軸物類80

新政府軍が錦旗を押し立てて進軍する模様を歌ったもので、我が国最初の軍歌といわれる。明治初年頃の瓦版か。「宮さん宮さん お馬の前の ひらひらするのは何じゃいな トコトニヤレトニヤレナ」のフレーズで知られる。作詞は品川弥二郎、作曲は大村益次郎といわれるが、確証はない(『大村益次郎』参照)。



66 脱隊兵討伐檄\*  
木版刷 1綴  
25.6×18.7  
毛利家文庫68諸隊一件112

明治政府は兵制改革を推し進め、常備軍の編制に着手した。山口藩では、これを不満とする脱隊兵による大規模な反乱が起きた。明治2年(1869)12月、遊撃隊その他の諸隊士約2,000人が山口の本営を脱して宮市(現防府市)に屯集し、藩庁と対峙した。騒動は、翌年2月に鎮圧されたが、維新が抱えた根本的矛盾の一つが現れる事件となった。本書は、鎮圧軍が脱隊兵討伐の趣旨を記した檄。「脱隊一件二閔スル檄文歎願書等刊行物」の一つとして綴じ込まれている。



67 岩倉使節団写真\*  
明治4年12月  
印刷 1枚  
20.5×27  
毛利家文庫81写真史料97

岩倉使節団は、明治4年(1871)11月～同6年(1873)9月、不平等条約改正の交渉と、欧米各国の制度・文化などの調査を目的として派遣された。一行は、岩倉具視を特命全權大使とし、随行や留学生など総勢約100名に及んだ。条約改正の具体的な成果は得られなかったが、欧米の先進文化を視察したことは大きな収穫であった。写真左から、木戸孝允(副使、参議)、山口尚芳(副使、外務少輔)、岩倉具視、伊藤博文(副使、工部大輔)、大久保利通(副使、大蔵卿)。明治4年(1871)12月、サンフランシスコで撮影。



文書群解説

伊依整と云く、後山極まり、霞十、  
山より、飯中、白亮九州、不長、大  
此、何、頗、憤、勵、  
先の、五、禮、  
勉、勉、泉、  
中、井、  
他人、未、深、  
文、因、  
後、  
中、  
南、  
勉、  
先、  
テ、  
担、  
兼、

程山、  
月、  
勉、  
先、  
テ、  
担、  
兼、

# 毛利家文庫

明治から昭和戦前期にかけて、毛利家で行われた家史編纂事業に伴って形成された一大文書群。藩庁文書・編纂文書を中心に、毛利家の家文書、山口県庁文書、諸家文書などを含む。山口県の中世～近代史研究に必須の文書群。



**1 収蔵の経緯** 毛利家文庫は、昭和27年(1952)1月、旧長州藩主の毛利家から山口県に寄託された。寄託後、山口県立山口図書館郷土資料室に架蔵されたが、昭和34年(1959)4月、当館の設立に伴って移管された。

**2 点数** 『毛利家文庫目録』(以下、『目録』と略記)第1～5分冊に収録された文書数は、約27,000点である。平成9年(1997)度から公開を開始した「遠用物・中世」、「遠用物・近世前期」、「遠用物・近代」の約3,400点を加え、現在公開している文書は、約30,000点になる。なお、このほかに、整理中の文書群(「遠用物・近世後期」、「近代物」)がある。

**3 年代** 中世(鎌倉時代)～昭和戦前期

**4 構成** (1)形成過程 毛利家文庫は、明治から昭和戦前期にかけて、毛利家で行われた家史編纂事業に伴って形成された文書群である。

廃藩置県後も、毛利家では、山口に置いた編輯座(明治12年に編輯所と改称)を中心に、「四代実録」をはじめとする藩政時代以来の家史編纂事業が継続して行われた。他方、藩庁文書は、一部が県庁に引き継がれて業務に使用されると共に、県地誌掛・旧記掛による歴史・地誌編纂事業にも利用された。

このため、明治13年(1880)、県と毛利家との間で、藩庁文書の仕分け(「旧藩中諸記録取調并引分」と呼ばれる)が実施された。これにより、当時、毛利家が所蔵する文書群は、毛利家の家文書(御仕書類を含む)、県との間で仕分けされた藩庁文書(この時点では、藩密用方で作成・収集した文書が中核)、編纂事業で作成された文書などで構成されていたと推測される。また、明治16年(1883)、編輯所が東京高輪の毛利邸に移転したことに伴い、翌年にかけて大量の文書群が同所に運び込まれた。

明治21年(1888)、宮内省から、毛利家ならびに島津家、水戸徳川家、山内家に対して幕末維新期の事蹟編纂の命が下ったことを背景として、翌年から毛利家の編纂事業は飛躍的に拡大した。特に、同31年(1898)からは、末松謙澄を編輯所総裁とした『防長回天史』の編纂が開始され、同33年(1900)、『防長回天史』(『未定稿防長回天史』)が刊行された。その後、明治40年(1907)～同43年(1910)に『毛利十一代史』、大正5年(1916)には『稿本もりのしげり』が相次いで刊行された。さらに、大正3年(1914)に三卿伝編纂事業(毛利元就・吉川元春・小早川隆景の伝記編纂)が、同11年(1922)には両公伝編纂事業(毛利敬親・元徳の編年史料および伝記編纂)が開始され、大規模な史料収集と編纂事業が遂行された(広田暢久「毛利家編纂事業史」(其の一～四)、『山口県文書館研究紀要』第3・6～8号)。

山口県と毛利家との間での藩庁文書の仕分けは、明治13年(1880)の「旧藩中諸記録取調并引分」によって一応終了したが、その後、県庁に引き継がれた文書のうちで行政的な利用価値が少なくなったものは、一部が山口県立山口図書館へ移管され、また一部は毛利家へ段階的に譲渡・貸出された。この毛利家への譲渡・貸出は、明治27年(1894)、同33年(1900)、同35年(1902)、大正6年(1917)、同12年(1923)、昭和2年(1927)の6回に及んだ。明治33年には「御仕置帳」・「分限帳」、同35年には「譜録」など、藩政時代に作成された大量の冊子類が譲渡され、さらに大正12年には1,012点が譲渡された(山崎一郎「明治～昭和戦前期、山口県庁における旧藩記録の保存と利用」、『山口県史研究』第9号)。

つまり、毛利家文庫は、ある時点で一挙に出来上がったものではなく、上記のような明治以降の家史編纂事業に伴って毛利家に蓄積された文書群によって形成されている。明治13年の「旧藩中諸記録取調并引分」と明治16年の東京毛利邸への文書移転を大きな契機として、以後、編纂事業に伴って収集・書写・編纂された文書類、および「旧藩中諸記録取調并引分」以降に県から譲渡された藩庁文書、さらには旧家臣家から受贈・購入した文書を含み込むことにより、ボリュームが段階的に増大していったものである。

## (2) 構造

毛利家文庫を構成する文書は、それが生み出された経緯、出所を基準とするならば、①「藩庁文書」(藩庁の諸役所で作成・保存された文書)、②「毛利家の家文書」(家政関係の文書を含む)、③「山口県庁文書」(明治初年、山口県庁の各課・掛で作成・保存された文書)、④「毛利家編纂所文書」、⑤「受贈・購入文書」(諸家・旧家臣家から受贈、あるいは購入した文書)に大別できる。このように、毛利家文庫は、出所を異にする複数の文書群からなる性格を持っている。

①「藩庁文書」は、毛利家文庫の大半を占めている。これらは長州藩の各役所が業務の過程で作成・保存してきた文書である。例えば、国元における財政・民政を主管した当職所が管理した文書として、「当職所日記」(19日記22)、「御書付控」(40法令160)、「御用状控」(同22～35)などがある。

このほか、量の違いはあるが、各役所で作成・管理された文書の原本や写本も存在する。その中で、大きなまとまりをもつものに、密用方の文書がある。密用方は、「廉アル典古或ハ儀式又ハ侯家ノ系図譜録等ノ取調ヲ司ル」(『増補訂正もりのしげり』)とされる役所である。密用方が保存していた文書は、「秘府明細目次」(54目次6)、「秘府明細目次続編」(同7)、「秘府御書物部類目録」(同2)などによって、その概要を知ることができる。

②「毛利家の家文書」は、毛利博物館(防府市)に所蔵される「毛利家文書」(大半が重要文化財)に連なる性格をもつものである。「毛利家文書」は、鎌倉時代以降の毛利家歴代に関わる文書を中心とする毛利家家伝の文書群であり、享保年間、長州藩士永田瀬兵衛が藩命を受けてまとめた毛利家家伝の家文書「御什書」(『大日本古文書 家分け第八 毛利家文書』所収)もこれに含まれる。『目録』第5分冊収録文書や、「遠用物・中世」に分類された文書の中には、それら「御什書」に近い毛利家の家文書としての性格をもつものが含まれることが指摘されている(秋山伸隆「毛利家文庫『遠用物』の中世文書について」、『文書館ニュース』第32号)。

また、「3公統」には、毛利家の系譜・由緒に関する文書が多い。これらは本来、毛利家家伝の文書としての性格が強いものである。そのほか、毛利家用達所の文書など、明治以降の毛利家家政関係の部局に関するものが、「9諸省」に含まれる。

③「山口県庁文書」は、当館所蔵の重要文化財「山口県行政文書」(明治～昭和戦前期、13,549点)に連なる文書であり、明治初年、県庁の各課・掛・出張所で作成・保存されたものである。「9諸省」に多く含まれており、「山口県庁記録」(55点、諸省577)には、明治初年の県庶務課(庶務掛)、土木掛、県出張所などの文書がある。そのほか、明治前期の県地誌掛、旧記掛の文書などもある。これらは、県から毛利家への藩庁文書譲渡に伴って、毛利家へ伝来したと推測される。なお、「山口県庁記録」については、『山口県文書館蔵行政文書目録－1900年代以前完結簿冊文書－』に「毛利家文庫『諸省』山口県庁記録目録」として、詳細な目録情報を掲載しているので参照されたい。

④「毛利家編纂所文書」は、主に明治から昭和戦前期における、毛利家の家史編纂事業の過程で収集・書写・編纂された文書である。原文書を書き写したものの、史料を編年順などに並べ替えたものの、編纂史料などがあり、その多くが毛利家の罫紙に記されている。『目録』第4分冊収録文書の大部分がこれに該当するが、「9諸省」をはじめ、『目録』第1～3分冊収録文書中にも同様な性格の文書が含まれる。なお、「編輯座諸控」(9諸省403)、「達令往復状其他諸事控」(同424)など、毛利家編纂所の活動に伴う事務的な文書もこのグループに含まれる。

⑤「受贈・購入文書」は、上記とは明らかに出所を異にする個人の家文書である。例えば、長州藩寄組土浦輓負の記した「浦日記」は、明治35年(1902)に毛利家へ献納されたもので、浦家に下賜金が与えられている(『山口県史 史料編 幕末維新3』解説)。また、「遠用物・中世」の中には、二宮家文書などの家文書がまとまって伝来しており、「須佐益田家家臣股賀又助御奏者改事記録」(71藩臣日記60)は、毛利家が古書肆から購入したものである。このグループは、明治期以降、毛利家における家史編纂事業に伴って、旧家臣家から受贈した文書や、編纂の必要性から毛利家が購入した文書によって構成される。

## (3) 配列

現在の毛利家文庫は、かつての毛利家における文書管理の方式と文書配列を基本的に踏襲して管理しており、それを『目録』の編成にも反映させている。

『目録』第1～3分冊に収録されるのは、「1雲上」から「58絵図」まで、58の主題に分類された文書である。

58の主題は、藩政期の密用方での文書分類を参考にしながら、毛利家編纂所が独自に設定したものである。「1雲上」(朝廷関係の文書)、「3公統」(毛利家の系譜等に関する文書)など、特定の内

容に関する文書をまとめたものが多いが、「23譜録」（藩が家臣に提出させた家譜「譜録」）、「47罪科」（江戸時代の裁判記録「御仕置帳」）などのように、藩庁文書の中の一シリーズとしてまとめたものもある。

このように、主題別分類が導入されているため、配列には、前述した各文書の出所の原則が必ずしも反映されていない。例えば、藩の郡奉行所文書のうち、検地や貢租関係は「11政理」に、法令関係は「40法令」に配列されている。特に、「9諸省」には様々な出所のものが含まれており、藩庁文書、山口県庁文書、毛利家の家文書(家政関係の文書)、毛利家編纂所文書が混在している。

『目録』第4分冊には、かつて「箱物史料」と呼ばれた幕末維新时期に関する一大文書群が収録されている。「箱物史料」の呼称の由来は、文書群ごとに箱に納められて別置されていたことによる。これらは、「59忠正公一代編年史」から「81写真史料」まで、23の主題別に分類されている。第4分冊収録文書の大部分は、明治～昭和戦前期の家史編纂事業の過程で、作成または筆写された、いわゆる二次史料である。

以上の『目録』第1～4分冊収録文書の多くが冊子形態であるのに対し、『目録』第5分冊に収録されるものは、中世から江戸時代前期の一紙形態の文書である。当館で設定した「1朝廷」から「15用度」まで、15の主題によって整理・配列している。前述のように、享保年間、長州藩士永田瀬兵衛が整理した「御什書」に連なる性格の文書が数多く含まれる。

上記のほか、現在整理中のものに、「遠用物」、「近代物」と称する文書群がある。これらは、「袋入文書」と呼ばれていたもので、一紙形態の文書を中心とする。この「遠用物」、「近代物」については、昭和5年(1930)～同7年(1932)に毛利家両公伝編纂所員であった時山弥八が整理し、おおむね文政期以前の文書を「遠用物」、それ以降の文書を「近代物」に仕分けしたという。

#### 5 幕末維新関係

幕末維新时期に関する文書としては、前述のように、『目録』第4分冊収録分が最もまとまっている。ただし、その大半は、明治～昭和戦前期の毛利家における編纂事業の過程で書写・編纂されたものであり、内容は、日記、履歴、名簿、編年史料、主要事件記録など広範囲に及んでいる。原本としては、「68諸隊一件」に配列されている文書(諸隊の戦功等の記録。賞典禄分給に関して作成されたもの)や「71藩臣日記」の一部(「浦日記」等)などがある。

『目録』第1～3分冊収録分についても枚挙にいとまがないが、「4忠正公」（毛利敬親関係）、「5忠愛公」（毛利元徳関係）、「28防寇」（幕末期の海防関係を多く含む）などに配列されたものがある。

また、「32部寄」は、嘉永6年(1853)から明治4年(1871)までの各役所で作成された日記・諸控類を毛利家編纂所で解体し、新たに編年順に編綴し直した「諸記録綴込」で構成されている。「諸記録綴込」については、本ガイド68、69、119頁を、幕末維新関係文書全般については、同101頁からの特論を参照されたい。

## 毛利家文庫の構成

1 目録刊行分	
目録名	分 類
第1分冊	1 雲上 2 柳営 3 公統 4 忠正公 5 忠愛公 6 巡見事 7 格式 8 館邸 9 諸省 10 諸役 11 政理 12 社寺 13 祭祀 14 軍記 15 文武 16 叢書 17 年表 18 日帳 19 日記 20 部屋事 21 巨室 22 諸臣
第2分冊	23 譜録 24 末家 25 吉川事 26 小早川事 27 諸家 28 防寇 29 風説 30 地誌 31 小々控 32 部奇 33 山林 34 産業 35 賞罰 36 賞典 37 奉書 38 御意控 39 諸伺 40 法令
第3分冊	41 公儀事 42 御勤事 43 美目 44 三賀 45 規式 46 吉凶 47 参勤 48 下向 49 状控 50 御普請 51 罪科 52 給禄 53 女儀日記 54 目次 55 旧記 56 継立原書 57 御什書 58 絵図
第4分冊	59 忠正公一代編年史 60 高杉丹治編輯日記 61 学習院一件記録 62 官武周旋始末 63 馬関戦争一件 64 京師変動一件 65 接幕一件 66 四境戦争一件 67 戊辰戦争一件 68 諸隊一件 69 年度別史料 70 年度別書翰 71 藩臣日記 72 他藩人日記 73 藩臣履歴 74 他藩人履歴 75 維新記事雑録 76 速記類 77 維新史料 78 殉難録稿 79 太政官日誌 80 詩歌文章類 81 写真史料
第5分冊	1 朝廷 2 幕府 3 他家 4 毛利家 5 家臣 6 末家 7 外国 8 法制 9 財政 10 産業 11 軍事 12 宗教 13 褒賞 14 目録 15 用度

#### 2 目録未刊行分

文書群名	分 類
遠用物	1 中世 2 近世前期 3 近世後期 4 近代 (1,2,4は閲覧室に仮目録を配架)
近代物	――

# 徳山毛利家文庫

長州藩の支藩であった徳山藩の藩政文書。4万石級の規模を持ち、国持大名の支藩に列し、改易と再興を経験した藩の歴史を伝える一大文書群。



- 1 収蔵の経緯** 本文書群は、徳山藩及び明治以降の徳山毛利家の文書・記録類であり、昭和38年(1963)8月、徳山毛利家から当館に寄託されたものである。また、平成2年(1990)3月、山口県教育委員会が昭和63年(1988)に実施した山口県歴史資料調査によって所在が明らかとなった「御蔵本日記」などの文書・記録類153点が、追加寄託された。
- 2 点数** 『徳山毛利家文庫仮目録』I～Vに掲げられた文書数は14,363点である。このほかに、整理中の一紙物、絵図類がある。平成19年(2007)、徳川将軍の発給した御内書を中心とした295点の整理を終え、閲覧に供した。したがって、現在、閲覧提供を行っている文書総数は14,658点である。
- 3 年代** 本文書群を形態で分類すると、簿冊類と一紙物に大別される。簿冊類は、藩の各役所で作成された記録と、近代以降の毛利子爵家(家職を含む)で作成された記録であり、初代藩主毛利就隆が分知を受けた元和3年(1617)以降のものとなる。よって、原本という点での年代的な上限は、元和3年の「防州都濃郡野上村打渡坪付」(打渡帳1)をはじめとする一連の文書であり、下限は、昭和19年(1944)の「日記」(用達所日記82)である。なお、内容的に古い文書は、系図類の記述を別にするると、「御書御判物控」(御書御判物控1～3)に採録された正応4年(1291)の関東下知状が挙げられる。一紙物については、その多くが整理中であり、また、年紀の記載が稀であることから、年代を正確に明らかにし得ないが、現時点では、寛文9年(1669)受領と記される4代将軍徳川家綱の「御内書」(将軍1)が上限、徳川家慶(12代将軍、在位:1837～1853)の発給した御内書(将軍214～231、ほか)が下限となる。

- 4 構成** 徳山藩の藩政文書・記録は、形態により、簿冊類と一紙物に大別され、簿冊類は概ね次のように分類できる。
  - ①藩の各役所で日々作成した日記類。御居間日記・御蔵本日記など。
  - ②日記類ではないが、連年、藩の各役所で政務の必要に応じた特定の文書を書き写したもの。大令録・願事録・公儀事・御手紙控など。
  - ③出来事に応じて作成された記録。御家督記・御馳走御勤記・御門番御奉記・御縁組婚姻記など。ここには、藩の各役所が、連年ではなく必要に応じて作成したものも含まれる。一紙物は、将軍が発給する御内書(「将軍発給文書」として公開済み)や老中・若年寄が発給する奉書類、諸大名からの来状や徳山藩主発給の書状類、藩の各役所などで授受・作成された文書で構成される。また、勅使・院使の饗応時の文書・記録類や、起請文については木箱に収められ、比較的原秩序が保たれていることから、徳山藩の文書保存の在り方を窺い知ることができる。また、明治以降の記録類については、徳山毛利家用達所で作成された記録類(用達所日誌、用達所記録、用達所出納簿など)が、近代華族家の家政組織の活動を明らかにする格好の素材である。また、整理中の文書群には多数の書簡類が含まれており、毛利子爵家の交友関係を明らかにできるものとして期待される。以上のように、一藩と藩主家に関係する近世から近代に至る文書・記録が、体系的に今日まで大量に伝えられている点で注目される文書群である。

- 5 幕末維新関係** 幕末維新関係の文書は、現時点では簿冊類に限られる。継続的に作成される日記類などには、当該期の記録も存在するが、ここでは、それらの日記類を除いたもの(上記の分類③)を中心に紹介する。まず、「諸隊其外印鑑録」(記録方18)、「印合鑑」(同19)、「合鑑」(同20)、「寺社合鑑」(寺社・町方45)、「寺院其外印鑑録」(同46)は、諸隊や役所・寺院・他藩人などが長州藩内の関門を通過する際の印鑑台帳である。「諸隊其外印鑑録」、「寺院其外印鑑録」は、徳山の遠石関門で実際に使用された台帳の遺例として貴重である。擬対問録には、幕府の尋問と長州藩側の回答を記録した「擬対問録考証」(擬対問録1～5)や、「於芸陽応接一件書取」(同11)のように、広島における対幕府折衝の記録が含まれる。建白書・諸隊規約にも幕末維新期の記録が集められている。長州藩主父子の赦免嘆願書の写、攘夷関係の建白書、諸隊の規約書や、軍の規律を示した文書、あるいは「大島口外戦況報知」(建白書・諸隊規約42)のような戦況報告書などが含まれている。これらの多くは、萩・山口にもたらされた情報のうち、徳山に伝えられたものを書き留めた文書・記録類である。徳山藩独自のものとしては、元治元年(1864)作成の「御陣立御人数名録」(建白書・諸隊規約50)があり、当該期の徳山藩軍制について知ることができる。このほか、徳山藩の全体的動向は、「従上京滞留中日記」(諸日記8・9)や、萩岩国八家日記・山口御越記などの一連の文書から窺うことができる。明治新政府樹立後の文書・記録としては、印刷物ではあるが、江城日記、政府日記、太政官日誌、太政官諸省達書、布告全書などがよく残り、明治元年(1868)以降の新政府の改革と政策遂行を知ることができる。また、藩庁の部には、職制・人事・財政関係の記録が含まれており、近代徳山藩の体制を明らかにしてくれる。

## 徳山毛利家文庫の構成

『徳山毛利家文庫仮目録』I～Vの分類項目

1 大令録	42 御道中日記	83 畠堀田成石割帳
2 重令録	43 御勤記	84 職掌録
3 公儀事	44 御馳走御勤記	85 御当家律令
4 奉書録	45 御門番御奉記	86 御制法
5 記録所書送	46 御防方御奉記	87 服忌令
6 江府書簡	47 御行萩記	88 高札控
7 御手紙控	48 萩御留守中日記	89 学館
8 告事録	49 山口御越記	90 凶事分類・吉凶書抜
9 御居間日記	50 山口御入湯記	91 朝鮮人来聘記
10 記録所日記	51 巡見上使記	92 出津切手
11 御納戸日記	52 御廻国記	93 御書御判物控
12 桜田日記	53 遣使記内編	94 政刑両余藪目簿
13 譜録	54 萩岩国八家日記	95 諸令治法両部抜要
14 打渡帳	55 上御用所日記	96 部分類例考
15 御書案文	56 下御用所日記	97 治法捷徑録
16 御在所書簡録	57 山方全録	98 年中行事
17 諸所仕出控	58 山方日記	99 年表
18 他所書簡控	59 山下札大縛	100 目録
19 諸所到来控	60 山林仕出帳	101 逸史
20 御在城日記	61 山畝反運上究帳	102 徳山藩改易騒動集大成
21 御在府日記	62 山方万書取	103 徳山藩史
22 富田御殿日記	63 山野懸合録	104 旧史編纂材料
23 御手元日記	64 御狐御行歩御供触記	105 刑余録
24 御広式日記	65 勘場日記	106 御尋口上書取
25 御蔵本日記	66 勤向日帳	107 常令録
26 御書出控	67 当職方日記	108 沙汰書
27 願事録	68 御滞京日記	109 御触事録
28 田島下札大縛	69 政府日記	110 総触書抜
29 御家譜	70 御判司方大日記	111 法制録
30 御家督記	71 寺社町方日記	112 御住居日記
31 御目見記	72 代官所日記	113 御新宅日記
32 御叙爵記	73 奉幣使方日記	114 西殿日記
33 御縁組婚姻記	74 遊行上人通路一件	115 大坂日記・御留守居方日記
34 御引越記	75 廻浦記	116 福岡隆廉自記
35 御養縁記	76 測量方書上	117 大番所日記
36 御産一件	77 宝物帳・道具帳	118 諸日記
37 御逝去録	78 御勘渡奉書	119 元寛日記
38 御法事控	79 銭穀録	120 他境役人奉書録
39 御年賀控	80 諸村小貫過不足書取	121 諸村奉書控
40 御就国記	81 川除方御定帳	122 御本家向書抜
41 御参勤記	82 御儉約書付	123 同席申合帳・同席触

124 御手伝記
125 領内惣人数付
126 外礼方
127 若殿様日記
128 他役所方
129 書取
130 米銀受払大縛
131 治用方
132 法制方
133 記録方
134 士民方
135 家来分限帳
136 古記
137 御船手
138 異国船漂着
139 刑訟
140 諸役
141 書抜
142 寺社・町方
143 村方
144 建白書・諸隊規約
145 擬対問録
146 条約
147 風説書
148 新聞
149 藩翰譜
150 詠草
151 藩庁
152 公裁録
153 太政官諸省達書
154 公儀所日誌
155 江城日誌
156 太政官日誌
157 布告全書
158 布告控
159 用達所日誌
160 農園日記
161 用達所記録
162 用達所出納簿

## 県庁伝来旧藩記録

明治前期に県庁へ引き継がれた長州藩庁文書を中心とし、毛利家文庫と密接な関係を持つ文書群。「閩閩録」、「風土注進案」など、利用度の高い文書が多数含まれる。



### 1 収蔵の経緯

県庁伝来旧藩記録は、明治から昭和戦前期に山口県庁で保存・利用され、のち山口県立山口図書館に移管された長州藩の藩政文書を中心とする文書群である。県庁から山口図書館への移管は、主に明治40年(1907)、昭和5年(1930)、および同館郷土志料室(のち資料室)に山口県史編纂所が置かれていた昭和12年(1937)～同17年(1942)に行われた。

### 2 点数

総点数は7,299点である。内訳は、狭義の「県庁伝来旧藩記録」1,088点、「旧藩別置記録」5,931点(宰判本控134点、閩閩録205点、寺社証文30点、譜録291点、防長古器考161点、防長国郡志115点、郡中大略13点、岩国旧記30点、豊浦藩旧記110点、清末藩旧記34点、地下上申1,080点、地下上申絵図1,312点、風土注進案395点、寺社由来2,021点)、「袋入絵図」280点。

### 3 年代

江戸時代～明治前期

### 4 構成

本文書群は、藩政文書が大部分を占めている。文書を作成・利用した長州藩の役所は多岐にわたるが、文書の表紙には、郡奉行所や寺社所などの名称が比較的多く確認できる。

藩政文書以外では、明治前期に県庁旧記掛が作成した文書(「徳山毛利氏記録類纂」、「豊浦藩旧記」、「清末藩旧記」など)、同時期に県庁の出納課、公債掛などの課・掛で作成・利用されたものがある。また、毛利家文庫の写本も含まれている。

廃藩置県後、藩政文書の多くは、県庁においても業務に利用された。また、県は、明治4年(1871)に国郡誌取調掛、明治7(1874)～同8年(1875)に国史掛・地誌掛をそれぞれ置いて地誌・歴史編纂事業を行い、さらに明治12年(1879)には「毛利家記録類纂」等の編纂を目的とした旧記掛を設置するなど、明治前期に、藩政文書は県庁各課・掛の業務上はもちろん、これらの歴史・地誌編纂事業の史料としても必要とされた。

## 両公伝史料

<span></span>	<div>幕末維新期の長州藩主毛利敬親と世子毛利元徳の伝記稿本「忠正公伝」「忠愛公伝」、ならびに編年史料集である「両公伝編年史料」を核とした、幕末維新史研究に必須の一大文書群。</div>
---------------	--



<b>1</b>	<b>収蔵の経緯</b>	昭和27年(1952)1月、旧長州藩主の毛利家から、毛利家文庫とともに山口県に寄託されたものである。寄託の経緯については、本ガイド81頁「毛利家文庫」の項を参照されたい。受託後、山口県立山口図書館に架蔵されていたが、昭和34年(1959)4月、当館の設立に伴って移管された。
<b>2</b>	<b>点数</b>	『両公伝史料仮目録』が刊行されている。この仮目録に掲げられた文書点数は3,176点である。
<b>3</b>	<b>年代</b>	すべて筆写・編纂文書であり、原本類は含まれていない。年紀の明らかなもので、内容的に最も古い文書は、寛永2年(1625)「周防国長門国一紙」(No.83)であり、最も新しいものは、両公伝編纂事業が終了した昭和22年(1947)3月付けの文書を含む「両公伝編纂細目」(No.3137)である。
<b>4</b>	<b>構成</b>	明治34年(1901)11月から昭和22年(1947)3月にかけて、幕末期の長州藩主毛利敬親(忠正公)と世子の毛利元徳(忠愛公)の事績を顕彰する目的で、東京高輪の毛利邸内に置かれた毛利家記録課ならびに臨時両公伝編纂所において、筆写・編纂された文書群である。 <p>明治初年より、毛利家では敬親・元徳両公の事績顕彰を目的とした歴史編纂事業に取り組んできた。この毛利家の編纂事業の詳細については、広田暢久「毛利家編纂事業史(其の一〜四)」(『山口県文書館研究紀要』第3、第6〜8号)を参照されたい。</p> 明治34年(1901)11月、毛利家編纂員中原邦平の手によって「忠正公御父子編年史」の編纂が始まり、昭和3年(1928)まで、両公に係る編年史料が、順次編纂されていった。

その後、昭和3年(1928)7月からは、記述体の伝記「忠正公伝」「忠愛公伝」の編纂に着手し、昭和22年(1947)3月の編纂事業終了まで、伝記稿本748点を成稿した。

この両公伝編纂事業に編纂員として関わった人物は、中原邦平、佐々木寅介、中原司馬雄、時山弥八、妻木忠太、児玉左一、末村吟蔵、上山満之進、杉敏介、安藤徳器、三坂圭治、富田武一、高橋政清、

一方、同時期の毛利家においても、藩政時代以来の歴史編纂事業を継続しており、藩政文書が不可欠となっていた。このため、明治13年(1880)、県と毛利家の間で、藩政文書の仕分けが行なわれた(「旧藩中諸記録取調并引分」と呼ばれる)。この際、両者で必要な文書については、写本が作成されている。県庁伝来旧藩記録の写本のうち、原本が毛利家文庫にあるものの多くは、この時に作成されたものとみられる。

県庁保存の藩政文書は、旧記掛が一元的に管理し、旧記庫と呼ばれた書庫に収蔵された。同掛は明治16年(1883)に廃止されたが、明治22年(1889)に県の文書保存規則が制定され、藩政文書(「置県以前二係ル文書」)は、永年保存文書として取り扱われた。

その後、県庁に引き継がれた藩政文書は、時の経過とともに、業務上の利用価値が少なくなったものから、山口図書館あるいは毛利家へ順次移管された。

明治40年(1907)には、「閥閥録」205点、「風土注進案」395点、「防長古器考」161点などが山口図書館に移管され、昭和5年(1930)には、旧記庫で保存されていた6,123点が同図書館へ移管された。この背景には、昭和4年(1929)の防長史談会設立を契機に、山口図書館が郷土資料の拡充を目指して、県庁へ藩政文書の移管を求める動きがあった。

さらに、昭和12年(1937)、王政復古70年記念事業として県史編纂事業が開始され、山口県史編纂所が山口図書館郷土資料室内に設置されると、編纂史料として「宰判本控」などが県文書課から同編纂所に移管された。

また、東京で歴史編纂事業を実施していた毛利家へも、県庁保存の藩政文書が譲渡・貸出されるケースがあった。その回数は、明治27年(1894)から昭和2年(1927)までの間、6回に及んでいる(本ガイド82頁参照)。

県庁伝来旧藩記録は、県庁に引き継がれた藩政文書のうち、最後まで毛利家へ譲渡されなかったものである。その意味で、県庁がその業務上の利用価値を最後まで認め、継続的に保存した藩政文書(写本も含む)であったと位置づけられる。

藩政文書は、明治以降、県庁(のちには山口図書館)と毛利家に分かれて伝来し、県庁伝来旧藩記録と毛利家文庫という二つの文書群の中核をなし、その後、山口図書館を経て、山口県文書館という一つの所蔵機関に納められて現在に至っている。

なお、当館刊行の『県庁伝来旧藩記録等仮目録』では、県庁伝来旧藩記録のうち、「閥閥録」、「風土注進案」、「地下上申」、「地下上申絵図」など、特定のまとまりをもった文書を「旧藩別置記録」とし、それ以外を狭義の「県庁伝来旧藩記録」としているが、現在は、両者を「県庁伝来旧藩記録」として統一的に扱っている。

<b>5</b>	<b>幕末維新関係</b>	幕末期の長州藩領内の状況を示す地誌「風土注進案」、「郡中大略」などのほか、幕末期の郡奉行所、寺社所などで作成・利用された文書を含む。「毛利敬親事跡」(No.1073〜1081)は、毛利家文庫4忠正公127の写本である。
----------	---------------	---

## 重要文化財「山口県行政文書」

明治初期から昭和戦前期にかけて、山口県が作成した行政文書群。郡役所文書も含めた近代山口県行政の歩みを伝える一大文書群。



1	収蔵の経緯	昭和戦前期、廃棄された県庁文書や郡役所文書の一部は、その歴史的利用価値を重視した山口県立山口図書館職員により廃棄を免れ、同館に収蔵された。 昭和12年(1937)、山口図書館内に県史編纂所が設置されると、明治期の行政文書の一部が、県文書課から同編纂所へ編纂用史料として移管された。さらに、昭和戦後には、山口県文化史編纂(昭和26～31年)や山口県農業発達史料調査(昭和32年)などを契機として、県庁から山口図書館へ多数の行政文書が移管された。これらの文書群は、山口図書館郷土資料室で管理されていたが、昭和34年(1959)4月、当館の設置に伴って移管された。 その後、当館では、県庁各課から廃棄文書の引き継ぎを継続的に行った。また、昭和41年(1966)度、当館が山口県政史編纂事業を担当したことから、それまで県庁文書課書庫で管理していた各課永年保存文書のうち、昭和戦前期までのものが編纂用史料として移管された。本文書群は、以上の経緯で蓄積された一大行政文書群である。 なお、平成17年(2005)6月9日付けで、当館が所蔵する行政文書のうち、明治～昭和戦前期の山口県庁文書および明治～大正期の郡役所文書計13,549点が、「山口県行政文書」として重要文化財(歴史資料)に指定された。
2	点数	13,549点(県庁文書12,597点、郡役所文書952点)
3	年代	山口県が設置された明治4年(1871)から地方自治法が施行された昭和22年(1947)までの文書を中心とする。ただし、江戸時代の勘場文書を含む郡役所文書が一括して重要文化財に指定されたため、上限は、安永5年(1776)まで遡る。また、下限については、県庁文書中の同一シリーズの文書が一括指定された関係で、昭和22年(1947)4月以降の文書が若干含まれている。

伊木寿一である。

文書群の内容は、①収集文書(1,225点)、②伝記稿本(748点)、③編年史料(1,132点)、④編纂関係資料(71点)に大別される。

①収集文書(No.1～1182、1931、3092～3133)は、両公伝史料編纂に必要な文書や絵図類を筆写したものである。収集範囲は、毛利家文庫・徳山毛利家文庫をはじめ、山口県庁所蔵旧藩記録、旧山口県史編纂所所蔵史料、山口県立山口図書館・山口県立山口博物館所蔵史料に加え、林家文書、中野家文書、吉富家文書など県内に所在する諸家文書のほか、尾張徳川家史料、島津公爵家編輯所記録など、県外所在の関係文書まで、広範に及んでいる。

なお、本文書群の、「大島郡宰判本控一」(No.261)～「奥阿武郡宰判本控十五」(No.619)は、県庁旧藩伝来記録「宰判本控」の写本で、互いに参照し合うことによって、文書を効果的に利用することができる。また、「薩州御交易録第一冊」(No.268)～「同第五十三冊」(No.683)は、中野家文書(個人蔵)の写本である。

②伝記稿本(No.1183～1930)は、毛利敬親の伝記「忠正公伝」(679点)と、毛利元徳の伝記「忠愛公伝」(69点)である。ただし、「忠正公伝」には、重複や草稿が含まれている。

「忠正公伝」は、「第1編文政以前に於ける概要第1章文政以前に於ける毛利氏の家系」から「第23編維新後の民政第3章領地の民政」までの全23編から成る。

「忠愛公伝」は「第1編第1章修養と宗家の継嗣」から「第9編第9章参考資料」までの全9編から成る。「忠愛公伝」には未完の部分があり、昭和21年度の最終事業報告書に、「草稿コレ無キ第四編及ビ原稿不完全ニシテ未整理ナル第三編第一章乃至第三章、第五編全部、第六編全部ハ、未ダ着手スルニ及バズ」(「両公伝編纂細目」No.3139)と記されている。

③編年史料(No.1932～3063)は、まず、明治34年(1901)11月から大正3年(1914)6月にかけて、毛利敬親誕生の文政2年(1819)2月から嘉永6年(1853)6月に至るまでが編纂された。その後、大正12年(1923)4月、編纂計画が追加された。これは、大正3年以前に編集された史料は簡略であるため補足が必要であること、ならびに廃藩置県以後も収録する、というものであった。さらに大正14年(1925)からは、毛利家所蔵以外の外部史料収集も進められた。

このように、当該編年史料は、短期間に作成されたものではなく、長い年月を積み重ねて編纂されたものである。

編年史料の内訳は、「両公伝編年史料」(No.1932～2668、文政2年〔1819〕2月～明治29年〔1896〕9月、737点)と、「忠正・忠愛両公伝考証」(No.2775～3061、慶応元年〔1865〕1月～明治3年〔1870〕12月、287点)で大半を占めている。

なお、「両公伝編年史料」は、慶応年間が3点と極端に少ないが、当該年間の史料は、「忠正・忠愛両公伝考証」の中で、153点(No.2775～2929)にわたって詳細にまとめられている。資料を利用する際には、この点を踏まえておく必要がある。

④編纂関係資料(No.3064～3091、3134～3176)は、両公伝編纂事業の過程で作成された事務文書や便覧、参考資料類である。両公伝編纂事業の内容は、「両公伝編纂事業関係書類綴」(No.3081)によって知ることができる。また、「両公伝編纂細目」(No.3139)収載の昭和14年(1939)度～21年(1946)度の事業報告書には、「忠正公伝」・「忠愛公伝」各編の執筆・校訂状況が記されており、事業の進捗具合を知ることができる。



**4 構成** 当館では、収蔵の経緯、文書の作成原課、文書の性格等を踏まえ、行政文書をいくつかの群に分けて管理している。

重要文化財「山口県行政文書」は、①「県庁戦前A文書」②「県庁戦前B文書」③「県庁戦前C文書」④「県庁戦後A文書」⑤「県庁戦後B文書」⑥「戦前戦後土木部文書」⑦「明治期政府布達類」⑧「明治期山口県布達類」⑨「官省公報類」⑩「労政課文書」⑪「郡役所文書」の11群で構成される。このうち全体の73%を占めるのが、①「県庁戦前A文書」と②「同B文書」である。

①「県庁戦前A文書」は、概ね明治～昭和20年(1945)の文書で、「県庁戦前B文書」の引き継ぎ以前に県庁から山口図書館および当館へ引き継がれたものや、廃棄文書の中から収集された文書を中心に構成される。全体は6,730点で、うち6,641点が指定されている。重要文化財「山口県行政文書」を構成する文書群としては最大のもので、総務・教育・農業・商業・土木・警察・社寺・士族・軍事の各項目に分けて配列されている。

②「県庁戦前B文書」は、概ね明治～昭和20年の文書で、昭和41年度から当館が山口県政史編纂事業を担当した際に、県庁文書課書庫で集中管理されていた各課永年保存文書の中から、編纂用史料として当館へ移管されたもので、人事課ほか29課の文書で構成される。全体は3,209点で、うち3,205点が指定されている。重要文化財「山口県行政文書」を構成する文書群としては、「県庁戦前A文書」に次ぐ量をもつ。

なお、⑩「郡役所文書」は、明治12年(1879)から大正15年(1926)にかけて、県内11ヶ所に設置されていた郡役所の文書群である(952点)。全ての郡役所の文書が残っているが、数量は役所によって大きな差がある。

**5 幕末維新関係** 「県庁戦前A文書」の「総務」に、新政府各省の布告・布達類(戦前A総務1～55)、置県にかかる「県治条例」(同70)、「新県取計心得」(同71)などがあり、萩・赤間関(馬関)・岩国の各支庁関係文書(同72～76)も含まれる。

維新関係者の履歴資料として、「維新功労者履歴」(同411)がある。これは、明治32年(1899)5月、県から内務省へ上申された控である。履歴調査の対象は、明治維新に功績があった人物のうち殉難や病没で贈位を受けられなかった者、あるいは生存者であっても、その名が知られず叙位等が無い者で、計218名が収録されている。この履歴作成のための調査資料として、各郡長から県へ提出されたものが、「維新功労者調」3冊(419名収録、同406～408)である。「維新功労者履歴」に収録された履歴は、「維新功労者調」と「勤王諸士履歴」1冊(119名収録、同404)および「忠節事蹟」9冊(888名収録、毛利家文庫73藩臣履歴21)を材料として作成されている。

萩の乱や西南戦争などの士族反乱に関するものは、戦前A総務347～393、同1953～1983にまとまっており、「前原一誠事件電報」(戦前A総務追加1)などのように、事件の生々しさを伝える資料も残っている。

このほか、「山口県史料」64冊(戦前A総務1734～1802)は、置県から明治17年(1884)までの県勢概要を明治政府に提出したものの稿本で、明治初期における本県の政治、産業経済、交通、戸口、教育、警察、兵制、税制、民俗などの状況を知ることができる。各都道府県から提出されたものは、「府県史料」として国立公文書館内閣文庫に所蔵されており、当館では、これを底本として『府

県史料 山口県』全6巻を刊行している。

「県庁戦前A文書」の「土木」には、城郭、練兵場、火薬庫など旧藩軍事関係施設の状況調査報告書として、「旧城郭並陣屋其他土地建物共取調一件録」(明治6年、戦前A土木2)がある。

また、「県庁戦前A文書」の「士族」には、明治初年に作成された家臣・陪臣の給禄(家禄)帳や、これに関連する給禄奉還・金禄公債に関する文書をはじめ、士族救済・士族授産関係文書が大量に含まれ、その総数は678点に及ぶ。なお、大島郡役所文書の中には、「大島郡二而戦争一件控」(大島郡役所147)、「戦争一件諸控」(同148)など幕長戦争に関わる文書が含まれている。

## 重要文化財「山口県行政文書」の構成

構成文書群名	主題名・課名・郡名
①県庁戦前A文書	総務 教育 農業 商業 土木 警察 社寺 士族 軍事
②県庁戦前B文書	人事課 秘書課 学事課 文書課 財政課 税務課 地方課 統計課 社会課 保険課 予防課 公衆衛生課 薬務課 商工観光課 漁政課 水産課 漁港課 農政課 農地課 耕地課 畜産課 林政課 森林土木課 監理課 道路課 都市計画課 河川課 港湾課 建築課 会計課
③県庁戦前C文書	林政課 学務課
④県庁戦後A文書	総務部 企画部 労民部 衛生部 商工部 農林部 土木部 県教育委員会 県外局
⑤県庁戦後B文書	1940年代完結文書
⑥戦前戦後土木部文書	
⑦明治期政府布達類	
⑧明治期山口県布達類	
⑨官省公報類	
⑩労政課文書	
⑪郡役所文書	大島郡 玖珂郡 熊毛郡 都濃郡 佐波郡 吉敷郡 厚狭郡 豊浦郡 美祢郡 大津郡 阿武郡

## 諸家文書

幕末維新期の文書記録を多く含む主要なもの

文書群名	地域に関するキーワード / 内容に関するキーワード / 年代 / 点数	図版掲載頁→	* 刊行目録・史料集等
<b>1</b> <p><b>入江九一文書</b></p>	萩市／長州藩士(地方中間)、吉田松陰門下生／近世～明治／85点		
<p>入江九一(1838～1864)は、高杉晋作・久坂玄瑞・吉田稔麿とともに松門の四天王と称される。元治元年(1864)7月、禁門の変で自刃。入江家に伝来した、九一関係の基本文書群で、九一の直筆文書のほか、吉田松陰との往復書状(No.12)、久坂玄瑞筆「水戸海道御固」(No.64)、品川弥二郎筆「静流雑録二」(No.66、松陰加筆)や、野村靖筆「子遠遺稿草案」(No.58～60)がある。</p> <p>→図版33頁　*『入江九一資料集』</p>			
<b>2</b> <p><b>大谷家文書</b></p>	山口市／庄屋(奥阿武宰判生雲村)、大庄屋(奥阿武宰判)、戸長／近世～明治20年代／246点		
<p>大谷家は、奥阿武宰判生雲村(現山口市)庄屋、同宰判大庄屋などを務め、本陣の役目も果たした。同家は久坂玄瑞の母の生家で、幕末期に、七卿の一人・沢宣嘉や、天誅組の変の中山忠光が潜伏したことでも知られる。「大村益次郎書状 河上弥一宛」(No.59)のほか、異国船関係史料がある。</p>			
<b>3</b> <p><b>大村家文書</b></p>	萩市、山口市／長州藩士(大組)、兵部省、兵部大輔／近世(幕末)～大正／144点		
<p>大村益次郎(1825～1869)は、医師・兵学者。幕末期、長州藩の軍制改革を指導し、のち明治政府の軍制整備に尽力した。大村家伝来の大村益次郎関係文書で、「宣旨」、「永敏卿御履歴二係ル書類」、「書簡帳」、「大村家什書」、「永敏卿御葬儀二係ル書類」などのほか、明治・大正期の大村先生記念会に関する文書も含む。内田伸編『大村益次郎文書』(マツノ書店、1977)、同『大村益次郎史料』(同、2000)に収録される文書群(いずれも山口市歴史民俗資料館蔵)は、本文書群とは別文書である。</p> <p>→図版64～66頁</p>			

<b>4</b> <p><b>清末毛利家文書</b></p>	下関市／清末藩主／近世～昭和10年／313点
--------------------------------	------------------------

清末藩は、長州藩の支藩。寛永検地高2万石。豊浦郡清末(現下関市)周辺14ヶ村を領地とした。清末藩主・清末毛利家に伝来した大名家文書群である。清末藩主・清末知藩事の活動に関わるものとして、明治政府からの諸達類を収めた「置県以来御達書」(No.1)、政府への上申書控「公務案 坤」(No.143)がある。また、幕末の藩主毛利元純の事績顕彰を目的とした家史編纂関係文書も含まれている。「毛利元純公年表」(大正9年6月、No.6)は、清末毛利家の依頼を受けた毛利家記録課編纂員時山弥八が作成したもので、「毛利元純公御履歴材料」12巻(No.7、24～34)も同じく時山の手になるものと考えられる。また、「御家史材料」1～3、6巻(大正10年4月、No.2～5)は、職制・税制・教育・御吉凶などの主題別にまとめられており、旧家臣からの提出とみられる文書を収録し、原本も綴じ込まれている。なお、清末毛利家文書は、国文学研究資料館にも89点が所蔵されている。

<b>5</b> <p><b>佐藤家文書</b></p>	田布施町、島根県、福岡県／長州藩士(無給通・一代遠近付・郡奉行所本締役・豊前国企救郡代官)、浜田県令、島根県令／近世～明治／600点
<p>長州藩士(無給通・一代遠近付)佐藤家に伝わった文書群。幕末維新期、民政官として活動した佐藤寛作(1815～1900)の関係文書が主体。寛作が在職中に見聞した民政関係の重要事項は、「佐藤寛作手控」(毛利家文庫11政理156)としてまとめられている。このほか、寛作が務めた郡奉行所本締役、相模国御備場預地都合役座本締役、御蔵元本締役、銅山頭人、奥阿武郡鉦山検使に関する文書のほか、豊前国企救郡代官や浜田県令、島根県令時代の文書も含まれている。</p> <p>→図版20頁　*『山口県文書館諸家文書目録5』、『佐藤寛作手控』</p>	

<b>6</b> <p><b>志道家文書</b></p>	山陽小野田市／長州藩士(大組)、戸長、村会議員(厚狭郡厚西村)、郡会議員(厚狭郡)／中世～明治／651点
<p>志道家は、志道家祖・広良の三男就良の流れを汲む。代々毛利家に仕え、近世には長州藩大組士となった。明治期は戸長、村会議員、郡会議員などを務めた。幕末期、志道源三が吉田宰判砲隊掛を務め、吉田・船木地方の農兵取立に関わったことから、同地方の軍制関係文書を含む。また、「大隊略解 歩操袖珍」(No.490)、「散兵略解」(No.491)などの軍隊教科書もある。</p>	

<b>7</b> <p><b>周布家文書</b></p>	長門市／長州藩士(大組・手廻組)／近世～大正／1130点
<p>幕末期長州藩の政治指導者・周布政之助(1823～1864)を輩出した周布家に伝来した文書群。『周布政之助伝』編纂の典拠資料。政之助関係文書を中心に、周布家の家としての活動に係るものも含む。</p> <p>→図版25、36、37頁　*『周布政之助伝』、『周布政之助資料図録』</p>	

<b>8</b> <p><b>林家文書</b></p>	山口市／庄屋(小郡宰判上中郷)、大庄屋(小郡宰判)／近世(寛政)～昭和11年／514点
<p>林家は、江戸時代、小郡宰判上中郷(現山口市)に居を構え、同宰判の庄屋・大庄屋を務めた。幕末維新期に活躍した林勇蔵(1813～1899)が著名。文書群の中心は、勇蔵が活躍した幕末維新期のもので、ほかに、家の活動に関わる文書、江戸時代の庄屋、大庄屋勤務に係る文書(勸農産物方も含む)、明治期の協同会社に関するもの、和漢書などで構成されている。なお、林家文書は山口大学附属図書館にも4,711点が収蔵されている。</p> <p>*『小郡町史史料 林勇蔵日記』</p>	

<b>9</b> <p><b>日野家文書</b></p>	萩市／長州藩医／近世～明治／147点
<p>日野家は、元禄期以降、代々藩医を務めた家である。山口病院総管など長州藩医学関係の要職を務めた日野宗春(1827～1909)と交流のあった維新関係者の書状や写真、詩歌書を多数含む。幕末維新期のガラス湿板写真は貴重である。</p> <p>→図版46～51、61頁　*『日野宗春』</p>	

---

<b>10</b>	<b>部坂家文書</b>	宇部市／庄屋(小郡宰判東岐波村)、副戸長、県会議員／近世～明治初年／264点
-----------	--------------	--

部坂家は安芸武田氏の一族で、江戸時代には小郡宰判東岐波村(現宇部市)の庄屋、明治期には副戸長、県会議員を務めた。農業経営、金融活動などのほか、丸尾崎港の修築、振興に尽力したことで知られている。文書群は、江戸時代の丸尾崎波戸の修築に関するもので構成されている。年代的には、19世紀のものが中心。なお、部坂家文書の主体は宇部市立図書館に收藏されており、同館から『部坂家文書目録』(1972)が刊行されている。

＊『山口県史 史料編 幕末維新1』

---

<b>11</b>	<b>柳原家文書</b>	美和町／庄屋(岩国藩長谷村)、岩国藩撫育方、北門団、坂上出張所、副戸長・戸長／近世(明暦3)～明治40年／241点
-----------	--------------	---

柳原家は、江戸時代には、岩国領長谷村(現岩国市)の庄屋、明治初期は副戸長・戸長を務めた。文書の多くは、9代目柳原孝十郎関係が占める。岩国藩代官所から長谷村庄屋所に宛てられた幕末期の諸触がまとまっており、また、孝十郎が撫育方(岩国藩が坂上地方の振興のため、玖珂郡渋前に設置した役所)に勤務した関係で、慶応2年(1866)1月～明治5年(1872)3月までの撫育方役場日記がある。このほか、岩国藩諸隊のひとつである北門団の関係文書も含む。

→図版10頁 ＊『山口県文書館諸家文書目録4』

---

<b>12</b>	<b>吉敷毛利家文書</b>	山口市／長州藩士(一門)／中世～明治／245点
-----------	----------------	-------------------------

吉敷毛利家は、毛利元就(1497～1571)の9男秀包(1567～1601)を祖とする。毛利家一門八家のひとつであり、当主は藩の重職を歴任した。幕末関係では、領地の吉敷郡吉敷村(現山口市)で結成された良城隊に関する「一番兵隊姓名録」(No.176)、「良城隊規則」(No.177)、「良城兵隊事件摘録」(No.179)のほか、「遊撃軍役員名録」(No.203)、「芸州口戦戦功賞書 毛利出雲家来宛」(No.207)などの軍事関係文書がある。

---

<b>13</b>	<b>吉田松陰関係資料</b>	萩市／長州藩士、兵学者、教育者、思想家／中世(写)～昭和／754点
-----------	-----------------	-----------------------------------

山口県指定有形文化財(歴史資料)。本ガイド109～115頁参照。

→図版21、23、24、26、27、29～32、34、35、38、39頁 ＊『吉田松陰全集』、『山口県文書館蔵吉田松陰関係資料目録』

---

<b>14</b>	<b>吉富家文書</b>	山口市／庄屋(山口宰判矢原村)、大庄屋(山口宰判)、県会議員、県会議長、衆議院議員／近世(幕末)～大正／164点
-----------	--------------	--

吉富家は、山口宰判矢原村(現山口市)で、代々庄屋・大庄屋を務めた。吉富簡一(1838～1914)は、幕末期に鴻城隊(総督井上馨)を結成し、参謀として参戦。維新後は、協同会社社長、県会議員、県会議長、衆議院議員、防長新聞社社長などを歴任した。本文書群は吉富家に伝来したもので、幕末～明治期における簡一宛の書簡が中心。差出し者は、木戸孝允、井上馨、山県有朋、品川弥二郎、杉孫七郎など幕末維新期の重要人物であり、簡一の政財界における交流関係の広さを示している。また、特に関係の深かった周布政之助や井上馨の写真も残されている。

→図版41～45、72、73頁

## 特 論

## 山口県文書館所蔵の幕末維新関係史料について

山口県文書館所蔵の幕末維新関係史料について

三宅 紹宣

*miyake tuginobu*

山口県文書館所蔵の幕末維新関係史料について

はじめに

山口県文書館所蔵史料は、幕末維新史研究に不可欠なものを多数含んでおり、それらを利用して諸研究が進展してきたことは言うまでもない。本ガイドブックには、個々の史料群の伝来や構成内容など、史料を利用する側にとって踏まえておくべき基本的な事項が解説されている。そこで、本稿では、研究者の視点から幕末維新史研究の各テーマにおける代表的な史料を紹介してみたい。

山口県文書館所蔵の幕末維新関係史料について

### 1 史料群の全体的特徴

各史料群の性格については、それぞれの解説に譲り、ここでは留意すべき特徴について全体的に触れておこう。長州藩の藩政文書は、今日、毛利家文庫として伝存している。ただし、毛利家文庫は、明治期以降、毛利家編輯所によって歴史編纂のために活用され、数多くの改編が加えられている。その最大のものは、「諸記録綴込」(毛利家文庫32部寄1～19)の編集であろう。

「諸記録綴込」は、嘉永6年(1853)から明治4年(1871)までの藩庁記録の簿冊を解体して、編年順に編綴し直したもので、427冊、約16万丁に及ぶ大部なものである。その編集作業は、明治22年(1889)に開始され、数年で完了したと考えられる。解体前に、元の史料名の目録が作成され、それぞれ朱の符号が割り当てられている。符号は356件にのぼる。つまり、356件の史料が解体されたことになる。

「諸記録綴込」の編綴により、幕末維新时期の一件史料の原形が失われ、毛利家文庫の一部は、特異な史料の残存形態となった。それは、一連の文書が、嘉永6年(1853)1月1日を境にして解体され、「諸記録綴込」の中に編綴されるケースが生じていることである。たとえば、「文武御興隆沙汰控」(毛利家文庫15文武75)は、天保11年(1840)11月から嘉永5年(1852)12月まで15冊残存しているが、以後のものは「諸記録綴込」に編綴されている。このような類例は数多く見られる。したがって、一連の文書やその文書に記載された政策は、断絶したのではなく、嘉永6年以後も継続しており、そのことに留意して史料を分析する必要がある。

また、編年形式は便利である反面、史料の有していた固有の性格を拡散させてしまった。たとえば、「諸記録綴込」中の奇兵隊など諸隊の史料の原典名は、「異賊防禦御手当沙汰控」であり、諸隊が対外的危機に対応して結成されたものであるということを明瞭に示している。ただし、「諸記録綴込」には符号が付されており、名寄せして元の簿冊を復元することも可能である。そうすれば、原典史料の性格にも注意を払うことによって、研究の深化が期待できよう。

さらに、「諸記録綴込」には、政策の起案と決裁を記した文書が多くあり、その政策に携わった人物の自筆が含まれている。たとえば、周布政之助の文久3年(1863)吉田稔麿を登用する決裁文書や、広沢真臣さねおみの慶応元年(1865)諸隊の編制に関する一連の文書などである。このことも彼らが実務の中核にいて、自らの手で政治的判断を下していることが窺えて興味深い。

毛利家文庫で留意すべきもう一点は、幕末維新期の史料群のうち、明治初期の山口県政に必要な文書は山口県庁に引き継がれたことである。これらは、県庁伝来旧藩記録として伝わっている。県庁伝来旧藩記録は、実務に必要な文書として引き継がれただけに、実態を反映したものが多い。たとえば、明治初年の各種の調査報告数値において、毛利家文庫の史料が、朝廷への報告としての体裁を整えるためのものと見られるものがある反面、県庁伝来旧藩記録のほうがリアリティのある詳細な数値を示している傾向がある。いずれにしても、両者を比較検討しながら活用する必要がある。

## 2 幕末維新関係史料

### (1) 対外的危機の発生と対応

三方を海に囲まれている長州藩は、寛政期から対外防備体制の構築に着手した。また、文化14年(1817)には、神器陣が創設された。しかし、アヘン戦争(1840~1842)の情報は、それまでとはレベルを異にする大きな対外的危機意識を発生させた。村田清風は、「異船漂来之風説、百姓一揆、大坂騒動等之風波も、太平之御徳化にて及静謐候得共、去年広東之戦争、西洋人之賊心にては、海国之御手当之事は、片時も難被差置事ニ相見候」(「講武秘策」、毛利家文庫15文武40。以下、毛利家文庫の分類と文書番号のみを記す)と述べて、アヘン戦争の対外的危機は、天保2年(1831)の天保大一揆や、天保8年(1837)の大塩平八郎の乱よりも格段に大きい危機と受け止めて、海防を最重要課題と位置づけている。

これら対外防備の史料を網羅したのが、28防寇にある史料群である。ここで注目されるのは、その分量の多さである。残存史料の量は、その政策の比重を象徴しており、注目すべきポイントの一つである。防寇関係史料の多さは、長州藩にとって対外防備がいかに重要な政治課題であったかを示している。

アヘン戦争情報への対応として、天保14年(1843)、家臣団をほぼ総動員する空前の規模で、羽賀台大操練が行われた。その一件史料が「講武秘策」であり、それまでの長州藩の軍制の歴史と、天保期段階での現状が詳細に判明する。これによれば、羽賀台大操練は、軍制の質的転換は伴っておらず、従来の軍役動員が正常に機能するよう総点検を行い、そのことによって家臣団の士気の作興をはかったものであったことが確認できる。

以後、対外的危機の深化に伴って軍制改革が取り組まれ、さらには国家の独立を保つためにより強力な近代国家の建設が目指されていくことになるが、天保期にその改革を担う政治的な人脈が形成されていることが注目される。

### (2) 天保期の社会と天保大一揆

天保期は、全国的に百姓一揆が激化した大きな時代の転換点であり、長州藩では天保2年(1831)に大一揆が起こった。その社会的背景としての天保期の長州藩村落に関しては、「風土注進案」が県庁伝来旧藩記録として伝わり、山口県文書館によって刊行されている。しかし、その利用方法は、史料中の数値のみを取り出して統計処理するものが多く、数値の意味する背景まで遡って検討したものは少ないように思われる。これからは、同書の「風俗」の項などのような文章記述と照合しつつ分析を深める必要がある。

また、村落に関しては、村落からの諸願や報告などを代官、郡奉行に提出し、決裁を受けた文書が、「宰判本控」(県庁伝来旧藩記録、129冊、「両公伝史料」に写本がある)として伝わっている。これらの史料を全体的に通観し、諸数値と突き合わせて活用することによって、大局的に村落状況を把握することが求められよう。

天保期の産業については、指標的生産物である綿織物生産の発展度を巡って、長い研究論争がある。つまり、畿内に比べて遜色のないブルジョア的発展を高く評価する論と、その段階には達せず、問屋制の段階であるとする論である。その解明には、単に数量を畿内と比較するだけではなく、生産形態そのものの分析が必要である。

その分析素材としては、小郡宰判台道村で綿問屋を営んでいた内田家の文書がある。また、明治期まで見通した分析が必要であるが、その場合、「山口県各郡物産解説」(山口県行政文書・県庁戦前A総務1690・91)などが有効である。

天保大一揆は、800軒余の豪農商を打ち壊す、全国的にもまれな大規模一揆であったため、史料が多く残っている。まず、「百姓御仕置帳」(51罪科190)は、一揆関係の裁判記録であり、村落の情報探索・一揆参加者の取り調べ書・判決を基軸としており、一揆の実践過程を分析するための基本的な史料である。これに対し、「諸郡百姓騒動日記」(9諸省174)、「騒動一件渡辺小五郎取登之控」(同176)、「諸郡百姓騒動一件録」(同173)、「騒動一件諸沙汰御用状控」(同175)、「百姓一揆二付井原其外演説覚」(同177)などは、一揆対策の記録や報告のために作成した史料で、まとまっていて使いやすいが、外からの観察であることに留意すべきである。そのほか、一揆に関する史料については、『山口県史 史料編 幕末維新1』を参照されたい。

天保大一揆の評価に関しては、一揆主体をブルジョア的発展への側面をもつ商品生産者的中農層と見るか否かが最大の争点である。それは、ブルジョア的発展の把握・吸収による明治維新史理論は、その出発点において、天保大一揆における中農層を指定しているからである。逆にいえば、商品生産者的中農層による一揆ではないとなれば、その前提が崩れることになる。いずれにしても重要な論点として、今後の研究の深化が期待される。その場合、まとまった一件史料から事例を抽出する方法ではなく、一揆の村落における実践過程を着実に復元していくことが求められよう。また、天保大一揆だけではなく、明治2・3年一揆まで見通した理論が必要であろう。

### (3) 天保改革

天保改革に関する基本的史料は、「流弊改正控」(天保11~嘉永5年、11政理140)である。その前段階の史料としては、「御儉約二付公辺御届一件諸沙汰控」(天保8・9年、同131)、「御書附控」(天保8~嘉永6年、40法令160)があり、これらの史料を通して見ることによって政策の全体像が把握できる。また、「御改政二付地方ヨリ申出」(天保11年、11政理138)は、改革について各部局から意見を差し出させたものであり、担当部局ごとの課題と地域の問題点を反映している。

次に、改革政策ごとの史料を紹介しよう。

(ア)藩財政改革：天保8年(1837)の毛利敬親襲封後の藩財政再建策については、「御返済方仕法写」(天保9年、11政理194)、天保改革として本格化した時期からは、「御仕組事草案」(天保9年、同132)などがある。さらに弘化期の政策を示す史料としては、「儉約申談之覚」(弘化3年、同52)などがある。

(イ)農村再建策：農村政策については、天保大一揆のような大規模一揆を起こさせないためにも、天保9年(1838)から大掛かりな宰判単位の仕組(再建策)が行われ、重要な農村政策となった。それらの政策については、「山代奥阿武美祢仕組一件」(天保10年、11政理136)、「山代奥阿武郡裁判田畠石下石除一件郡奉行所」(天保14年、同149)、「三田尻宰判仕組一件」(天保13年、同146)がある。

また、困窮農村については、宰判内の数村あるいは一村落単位での仕組が数多く行われた。これらについては、前述の「宰判本控」に多数の事例がある。

(ウ)経済・流通統制：綿織物生産では、「綿布口銭取建御仕法筋根控御所帯方」(天保14年、11政理148)、「綿布口銭取建御仕法書・御国中諸廻船帆別銀取建一件書抜」(県庁伝来旧藩記録615)などがある。菜種油については、「御用油絞場根帳」(文政8年~明治4年、34産業40)、「油方一件諸控御国産方」(天保11年改、同41)、「菜種大坂登せ之儀二付公儀ヨリ之御書付並絞油取締其外控」(天保3・9年、同43)、「菜種綿実油絞方并菜種大坂登せ其外沙汰控」(文政8~天保13年、県庁伝来旧藩記録850)などがある。櫛について

は「櫛板場御仕法書其外付渡一件」(天保12～安政4年、同834)がある。

(エ)宗教政策・民衆教化策：天保2年一揆後の村落秩序再建策として民衆意識に対する統制や教化が行われた。宗教政策として、藩の御根帳に登録されていない民間信仰的性格の社や祠の類は、淫祠として取り壊された。この淫祠解除政策に関しては、「御国中淫祀詮議物」(天保13年、9諸省194)などがある。また、国学者近藤芳樹の「淫祀論」(一般郷土史料501)、岩政信比古の「淫祀論評」(吉田樟堂文庫1151)は、政策の基調を検討する上で重要である。

民衆教化政策としては、藩が領内に心学講師を派遣し、民衆に心学道話を聞かせることが行われた。この政策については、「心学一件控　郡奉行所」(天保11～明治5年、県庁伝来旧藩記録776)などがある。(オ)海防：海防に関する史料としては、15文武・28防寇に多数の史料がある。前述の「講武秘策」ほか、「異賊防禦御手当一事控」(28防寇41)は、嘉永期までの対外防備の史料を網羅しており、これまで手薄であった弘化・嘉永期の海防研究を進めていくのに貴重である。

(4) ペリー来航と相模国警衛

嘉永6年(1853)のペリー来航に伴う民衆の対外的危機意識の有無に関しては、相異なる見解が出されている。無かったとする論は、黒船をのんびり見物する民衆がいたことを根拠とするものであるが、全体状況の中で考察する必要がある。その意味で、この年、江戸で豊の新調をする者がいないという世相を伝えた書翰が「大津家文書」(吉田樟堂文庫90～98)にあり、村田清風に関わる史料や様々な情報を伝えていて、論点究明の参考になる。また、ペリー艦隊の視察に派遣された藩士北条瀬兵衛の日記「浦賀行日記」(同1035)などが、民衆の危機意識を伝えている。

長州藩は、対外的危機に備えて、嘉永6年(1853)11月、相模国警衛を命じられた。それにかかわる軍事操練の中で軍備の整備が進められた。また、預所となった地域の民政も展開された。これらに関する史料は、28防寇に多数伝存している。

(5) 尊王攘夷運動

対外的危機に対して、国の独立を保つために欧米列強に対抗する姿勢を示すべきとする攘夷論が高まり、結集の拠り所として尊王論と結合する。その代表的論者が吉田松陰である。松陰に関しては、萩松陰神社所蔵文書と並んで最も重要な史料群である吉田家伝来の「吉田松陰関係資料」が伝わっている。同関係資料を通観して気付くのは、兵学関係史料の多さである。全体を見渡すことによって、松陰の立脚点が兵学者であったことが実感でき、その認識に基づいた研究が求められよう。松陰は、将来の開国は予想しており、そのために積極的に西洋学、とりわけ西洋軍制を導入しようとしていた。その代表作が、「西洋歩兵論」(周布家文書1044)である。この中で松陰は、それまでの長州藩の軍制であった神器陣を遊戯三昧として厳しく批判している。西洋歩兵の本質に精通していた松陰の目からは、神器陣は大砲や銃を取り入れているものの、質的には似て非なるものとしてその克服が目指されたのである。吉田松陰関係資料には、『吉田松陰全集』未収録の史料があり、これからはこれらの史料も活用した松陰研究の深化が期待される。

(6) 安政改革

安政改革に関しては、安政3年(1856)からの国産内用政策が、農民的商品経済の発展に対応する政策として注目されてきた。これにかかわる史料には、「御内用産物一件控　郡奉行所」(県庁伝来旧藩記録849)などがある。これらは、殖産を図ろうとした政策であるが、産業関係史料は、数量的にはさほど多くはない。

一方で、安政5年(1858)からの軍制改革では、長崎直伝習などを通して西洋軍制の導入が強力に進められた。改革全体の基本方針は、「藩政釐正決議条項」(11政理170)によって窺うことができる。軍制改革は改革担当者

によって強力に進められたが、安政段階では西洋軍制への抵抗も強く、身分制の改革までは踏み込めず、西洋銃陣を忌避する上層武士の訓練サポータージュが続き、未だ定着するに至っていない。定着は諸隊の結成を待たなければならなかった。歴史は段階を追って進展するのであり、各段階を正確に位置付けることが重要であろう。

(7) 攘夷方針への転換

文久2年(1862)7月、長州藩は奉勅攘夷方針へ転換した。そこに至る動きを記述したものに「官武間周旋始末」(62官武周旋始末1・2)がある。また、藩庁内部での政策決定過程については不明な点が多いが、それが窺える史料として「浦日記」(71藩臣日記2)がある。この日記は、藩の要職を歴任した浦駈負が記録した克明な日記であり、文政8年(1825)から明治3年(1870)まで62冊ある。「浦日記」を活用することによって、幕末維新时期長州藩の政策決定過程など、政治史研究を深化させることができよう。詳細は、『山口県史 史料編 幕末維新3』を参照されたい。

(8) 文久改革と攘夷実行

文久3年(1863)5月10日、長州藩は関門海峡において外国船を砲撃し、攘夷を実行した。これに対する本格的報復攻撃が、翌元治元年(1864)8月、四国連合艦隊下関砲撃として行われた。これらに関する史料は、主として毛利家編輯所の編によるものが、63馬関戦争一件に多数ある。また、攘夷実行に至る政治過程については、「学習院一件記録」(61学習院一件記録)20冊などの大部な史料がある。

研究上の論点は、攘夷実行段階での民衆の対外的危機意識の有無である。無しとする論は、フランス軍将校のアルフレッド・ルサンが、大砲を撤収するのに下関の民衆は喜んで手伝ってくれたと記述していることを根拠にするものである。しかし、これは外国人による勝者の立場からの観察である。本音は民衆自身の記述によるべきであろう。その場合、長府藩領宇賀本郷の村医古谷道庵が記した「古谷道庵日乗」(下関市立豊浦図書館蔵、下関市指定文化財)が参考になる。道庵は、民衆の危機意識の存在と防備対策のための砲台築造の高揚した雰囲気伝えており、民衆にも対外的危機意識があったと見るのが正確であろう。

(9) 諸隊の結成と展開

文久3年(1863)6月のアメリカ、フランスの反撃により、長州藩は非常な危機に陥った。この中で、高杉晋作によって奇兵隊が結成された。それに続いて、同様な性格の諸隊が次々と結成されていった。

諸隊に関しては、民衆的軍隊なのか、封建武士的軍隊なのか、評価が大きく分かれている。しかし、これまでの議論は、維新史研究の理論的要請から行われてきた面が強く、諸隊そのものの実証的研究は進んでいない。68諸隊一件には、奇兵隊、遊撃隊、御楯隊、第二奇兵隊、膺懲隊、振武隊、干城隊など各隊の記録や農兵の史料がある。また、一般郷土史料には、「維新団規則」(一般郷土史料799)などがある。これまでの研究は、奇兵隊を中心に行われてきた傾向があるが、これらを使った総合的な分析が求められよう。

一方で、諸隊関係史料全体を通観すると、36賞典に含まれるものが圧倒的に多い。このことは、諸隊に関する史料は、論功行賞のために作成されたものということを示している。これからは、個人レベルの軌跡から諸隊の活動を復元していく作業と分析が必要であろう。

また、諸隊と藩庁との関係については、「諸記録綴込」の中に、諸隊に関する指令や辞令、嘆願に対する判断が綴り込まれており、軍事組織の性格を見る上で最も重要な指揮命令系統が判明する。詳細は、『山口県史 史料編 幕末維新6』を参照されたい。

諸隊は支藩においても結成された。特に、徳山藩諸隊に関しては、徳山毛利家文庫に興味深い史料が残っている。徳山毛利家文庫の特色として、文書が当時の状態のまま保存されている傾向が強いが、そのことが諸隊

関係史料でも窺える。たとえば、隊士の名簿がそのままの状態に残っている。台紙に変更していく隊士名を張り継いでいったものである。名簿管理は、隊士の出入りの多い諸隊にあって不可欠のものであったろうが、原状のまま残っていることは注目される。

(10) 8月18日の政変と禁門の変

文久3年(1863)、長州藩は攘夷実行によって士気は高揚したが、同年8月18日、公武合体派による政変によって、長州藩は京都における政治的地位を失った。その復権を求めて起こした元治元年(1864)7月の禁門の変に至る政治過程と戦闘状況については、64京師変動一件に、「京師変動以来控」(64京師変動一件4)ほかのまとまった史料群がある。これらによって、詳細な進発準備過程や戦闘状況が判明する。近年、これらの政治状況を巡る派閥抗争史の研究が盛んであるが、長州藩が何を目標として行動していたかを明らかにすることが、重要な課題であろう。

(11) 元治の内戦

元治元年(1864)8月からの第一次長州出兵の中で、長州藩では保守派が台頭し、それまで藩政を動かしてきた改革派や諸隊は弾圧された。これに対し、12月16日の高杉晋作の決起を契機に諸隊と保守派の内戦が始まった。その戦争経過は、「大田戦争一件」(75維新記事雑録45)などで知ることができる。

この内戦を巡る研究上の最大の争点は、小郡宰判の豪農層が諸隊を支持したのか否かである。支持していないとする論は、大庄屋林勇蔵の「林勇蔵日記」(山口大学附属図書館蔵)に支持する記述が無いことなどを根拠にしている。しかし、林勇蔵の日記は、大庄屋としての公用日記である。諸隊への支援禁止令の出ている状況で、諸隊へ協力したと書くことはありえない性格のものである。したがって、全体状況の中で諸隊と豪農層の関係を見る必要がある。豪農層は、諸隊へ人夫を提供したり、負傷者の治療に当たっており、諸隊側を支援していることは明らかである。ただし、安定性をもった中農層の上に位置し、百姓一揆を率いて立つというものではない。そのことは、明治2・3年一揆まで見通すことによって確認できる。村内矛盾をはらみつつも、対外的危機の中で、保守派と比較すれば、改革派の方を支持したのである。小郡宰判豪農層の動向は、重要な論点なので、林家文書、上田家文書、内田家文書などの諸家文書によって、さらに研究を深化させる必要がある。

(12) 慶応改革

慶応元年(1865)3月、元治の内戦の勝利によって抗幕政権が成立した。そして来るべき長州再出兵に備えて、藩庁政事堂に政治権力を集中させた。また、急速に軍制改革を断行した。

研究上の論点は、軍事組織の構造である。従来は、干城隊を中心にすえ、その下に家臣団隊、諸隊、農兵などを組織したと考えられてきた。しかしこれは、慶応元年3月段階の構想を実態と誤解した説である。実際は、藩庁のもとに干城隊を含む家臣団隊、諸隊、農兵が集中されており、極めて厳格な指揮命令系統が樹立されている。このことは、「諸記録綴込」の藩庁政事堂から各隊への指揮命令文書で確認できる。

また、慶応改革によって、家臣団隊も西洋軍制に改編されていったことは、「千石以上諸家軍制録」(28防寇98)などによって解明でき、家臣団隊の研究もこれからの重要な課題であろう。

慶応期の藩政内部を窺う史料としては、直目付柏村信の厩大な日記(「柏村日記」、71藩臣日記5)があり、とりわけ藩主毛利敬親の周辺の動向が判明する。慶応元年で興味深い記事は、10月に坂本龍馬が西郷隆盛の使者として来藩したことを伝えたもので、藩庁幹部が丁寧に対応しており、後の薩長同盟の布石となるものである。また、12月、木戸孝允の京都派遣に関する御前会議の記事があり、木戸が藩を代表する正使として上京したことが確認できる。

(13) 幕長戦争

慶応2年(1866)6月に開戦した幕長戦争は、長州藩の勝利により幕府の権威を失墜させ、幕府崩壊過程の上で大きな転換点となった戦争である。幕長戦争に関しては、66四境戦争一件に長州藩側の史料がまとまって残されている。とりわけ「四境戦争一事」(66四境戦争一件38)は、各方面から藩庁政事堂への報告と、藩庁政事堂から各方面への指令を時系列に沿って綴った基本となる史料であり、藩庁政事堂が統一的指揮権を掌握して、少ない兵力を効果的に配備していることが判明する。また、「良城隊芸州出陣日記」(同21)ほか、集義隊、第二奇兵隊、膺懲隊、浩武隊など各隊の日記があり、詳細な戦闘状況が伝えられている。

また、幕長戦争は近代戦争の様相を呈しており、軍夫動員を始めとする兵站の問題は重要な課題であった。これに関しては、「楨村正直蔵書雑載」(75維新記事雑録362)などによって、細かい配慮を尽くして兵站への対策が進められていることがわかる。

こうした点について、これまでは、後年に記述された「中島日記」や、それに依拠したと思われる『修訂防長回天史』が使用されてきた。これらはまとまっていて、利用に便利であるが、あくまでも編纂物であるということに留意する必要がある。とりわけ、『修訂防長回天史』は、誤植が多いので注意を要する。

戦争史料は、自己の戦闘を誇大に表現する傾向が特に強いものであるが、そのためにも対戦した両者の史料を突き合わせつつ、事実を確定していかなければならない。そのためには、全国的調査によって、幕府直轄軍及び諸藩軍の史料を網羅しなければならないが、66四境戦争一件には、「征長一件」(66四境戦争一件70)のように浜田藩の史料と考えられる写本があり、毛利家編輯所によって収集された幕府軍側の史料も利用することができる。

(14) 討幕運動

幕府軍は、慶応3年(1867)1月に解兵したが、再度の長州出兵の危機が無くなった訳では無かった。この状況の中で、4月になって木戸孝允は、幕府がフランスから援助を受ける見返りに土地を割譲するという風聞を聞き、幕府を完全に見限り、討幕を決意した。また、薩摩藩は、四侯会議を徳川慶喜につぶされたことにより、藩としての討幕を決意するに至った。慶応3年は、この討幕路線と大政奉還路線が交錯して複雑を極める。諸勢力の政治的発言も真意がつかみにくいが、その点、京都の薩摩藩邸に派遣されて西郷らと会談した様子を詳細に記録した「柏村日記」は、極めて貴重である。これによって、薩摩藩・長州藩の討幕の動きがより鮮明になる。また、「三藩連合東上一件」(67戊辰戦争一件2)などにより、討幕の具体的準備状況が判明する。

(15) 維新政府の成立と戊辰戦争

明治元年(1868)の戊辰戦争に関しては、67戊辰戦争一件に、各隊の戦争日記を始めとする戦争関係史料が多数伝わっている。この時期の全国的動向については、『復古記』(全15冊、内外書籍株式会社、1930~1931)が刊行されており、併用することにより、諸隊の活動を含めての全体状況が判明する。

(16) 藩治職制と藩政の展開

維新政府は、藩に対し内部統制を強めていった。明治元年(1868)10月28日、藩治職制が制定された。山口藩では、11月3日「防長藩治職制」が発布された。維新政府の志向するところの「藩屏之任」を尽すべく、藩体制を「簡易之制度」として、「富強之道」を開成しようというものであり、藩の組織を近代国家としての体制に変えていこうとする姿勢が早くも出て来ている。その基本方針を示した「防長藩治職制」(10諸役46〔3の2〕)は、「富国ノ事」として次のように述べている。「防長二州古昔ヨリ農政及ヒ金穀取締方ニ長ス。然トモ即今従前ノ長所ニ拘泥シ、只守力ノミヲ恃テ伸力ニ乏シキ時ハ、終ニ国力蹙耗ニ至ルヘシ。然ト雖トモ農八国ノ基本タレハ、心ヲ用ヒ苟モスヘラス。方今海外ニ於テ富饒ノ名アル国ハ、皆商ヲ以テ然リト聞ク。彼タヽ商一途ヲ以テスラ如此。

況ヤ防長二州農政ノヨロシキニ益マス心ヲ用ヒテ、之ニ加フルニ商ヲ以テセハ、富国必然ナルヘシ。」

この基本方針から、明治元年の段階では、防長二州は農政に長じた国と認識されていたことが分かる。その上で、農業を基本としつつ、これからの時代は商業も目指すべきだとしている。この大局的方针は、ブルジョアの発展は将来の課題とするものであり、明治初年の山口藩の現状を示していて興味深い。

藩政の政策文書は、「御改正一件」(9諸省278)をはじめとして9諸省や11政理及び県庁伝来旧藩記録に多数ある。また、現況を政府に報告したものとして、「朝廷工御願出控」(1雲上43)などがあり、11政理にも同様の報告が多数ある。しかし、これらの報告がどれほど調査を実施した上で成されたものかは確認できず、その利用は慎重に行う必要がある。この点では、実務文書として県庁に引き継がれた県庁伝来旧藩記録の数値の方が、リアリティがあるように思われる。

藩政として取り組んだ大きな政策として、封建的家臣団の解体があった。その史料として「采地返上一件控」(11政理240)などの大部な史料がある。しかし、これらは従来あまり利用されず、明治初年の研究は、幕末期研究に比して遅れている。近年やっとその本格的分析が行われるようになったが、明治初年の移行状況を見ることによって、逆に幕末期のことがより鮮明になることもあり、これからの研究の進展に期待したい。

(17) 明治2・3年一揆と脱隊騒動

天保大一揆以後の幕末期において、長州藩では小規模な一揆はあるものの、全国での一揆の激発と比較すると、その件数ははるかに少なかった。しかし、その矛盾は、明治2・3年一揆となって噴出する。この一揆に関しては、「一揆一件」(9諸省284)、「<sup>よろず</sup>万控」(同346)、「美祢郡農民一揆一件」(75維新記事雑録374)などがあり、一揆の経過や打ち壊し対象が判明する。

また、一揆とほぼ同時期に脱隊騒動が起こっている。脱隊騒動に関しては、「脱隊騒動一件紀事材料」(68諸隊一件115)、「脱隊人名控」(同117)によって、その経過や参加人数が分かる。さらに賞典を巡っての訴訟が続いたため、その関係史料が大量にあり、個人レベルでの動きを追跡することもできる。

明治維新史研究では、明治2・3年一揆と脱隊騒動との関係を同盟関係と見るか、あるいは両者はそれぞれ独自の運動であったのが重要な論点であった。それは、諸隊の性格をどう見るのかと密接に関わってくるからである。これについては、脱隊騒動と藩庁との関係の変化を詳細に追うことによって、藩庁が一揆鎮圧に派遣したのは脱隊諸隊であったことを踏まえるのが重要なポイントであろう。

おわりに

幕末維新史研究は、山口県文書館所蔵の膨大な史料群の分析を通して進展してきたといっても過言ではない。戦後の明治維新史研究を切り拓いた、天保改革に「絶対主義への傾斜」をみる見解や、「ブルジョアの発展の把握・吸収」によって、藩政改革派から尊王攘夷派さらには討幕派が成立・転回していくとする理論は、主として長州藩関係文書の分析によって打ち立てられたものであった。

しかし今日、山口県近代史研究の深化により、山口県は明治期の全国統計の中で中位に位置していたことが客観的に明らかにされている。経済発展段階について、畿内と比較して遜色ない先進地帯として評価されてきた面のある長州藩ではあるが、今一度、経済発展段階の客観的位置付けと、一藩として維新変革に如何に取り組み、対処したのかについて再検証する必要があるだろう。そのためには、原典に立ち返り、史料それぞれの内容と性格を十分に吟味した上での全体的考察を行う必要があるといえる。

以上、膨大な山口県文書館所蔵史料について的一端を紹介したに過ぎないが、本ガイドの出版を契機に、幕末維新関係史料への関心がさらに広まり、研究が進展することを期待したい。

(広島大学大学院教授)

## 山口県指定有形文化財「吉田松陰関係資料(吉田家伝来)」について

<span></span>	<span></span>	<span></span>	<span></span>	<span></span>	<span></span>
山 崎 一 郎	山 田 稔				
<i>yamasaki ichirou</i>	<i>yamada minoru</i>				

はじめに

当館所蔵文書のなかで、幕末維新期の人物に関する最大の資料群として「吉田松陰関係資料」754点がある。これは、幕末長州藩の兵学者・教育者・思想家で、松下村塾の主宰者であった吉田松陰(1830～1859)の思想と行動を知る上で必須の資料群であり、平成21年(2009)11月17日付けで、山口県指定有形文化財(歴史資料)に指定された(指定名称「吉田松陰関係資料(吉田家伝来)»)。ここでは、その資料群の内容について詳しく紹介してみたい。

- 収蔵の経緯

本資料群は、昭和29年(1954)4月、東京都在住の吉田茂子(吉田松陰から3代後の吉田家当主庫三の妻)から山口県に寄贈された。受贈後、県立山口図書館に収蔵され、昭和34年(1959)、山口県文書館設立に伴い当館へ移管された。
- 点数

目録の総タイトル数は723である。ただし、1タイトルで複数の文書を含む場合があり、また、綴、<sup>つぎたて</sup>継立、卷子、掛軸、袋など、本来は独立する複数の文書が、後年にまとめられた形態のものが存在する。それらを構成する個々の文書を1点ずつ数えた場合、総点数は754点となる。
- 年代

刊行物や写本を除くと、最も古い文書は、元禄12年(1699)11月、吉田家初代友之允が南蔵人にあてた「法螺印可」(No.339)であり、最も新しいものは明治22年(1889)2月、宮内省から故松陰へ正四位が贈られた際の「贈位詞令」(番外2-1)・「位記」(番外2-2)、および同時期に毛利元徳から故松陰へ贈られた祝歌(No.321)である。刊行物や写本も含めると、最も古い年号は、文明8年(1478)3月5日の大内政弘感状写(江戸時代写、No.353-7)で、最も新しいものは、大正10年(1921)刊行の「梅城遺稿」(番外9)である。
- 資料群の性格および特徴

本資料群は、吉田松陰が継いだ吉田家に伝来したもので、吉田家代々がその活動の過程で作成、授受、収集して遺してきたものである。そして、その大半は、松陰に関わる文書で占められる。

本資料群の特徴の第一は、吉田松陰という歴史上の重要人物の思想・行動を知る上での基本資料であり、且つ、まとまったものという点にある。松陰関係の史料を網羅し、以後の松陰研究の基礎をなした山口県教育会編『吉田松陰全集』(定本版、岩波書店)には、本資料群の約半数が収録されている。



『吉田松陰の研究』を著した広瀬豊は、昭和7年(1932)から『吉田松陰全集』の編纂委員を務め、他の委員と共に、全国に所在する松陰関係文書の調査を行っている。著書の中で広瀬は、松陰関係文書の残存状況について、「最も多いのは萩松陰神社、次は東京の吉田家、次は<sup>かとり</sup>榊取家・野村家・益田家・久保家・毛利家・高杉家・久原家・入江家の順、京阪では京都の尊攘堂、神戸の福本家と云った具合である。その他は多くも五点内外で、勿論一点の場合もある」と述べている。ここに「東京の吉田家」とあるのが、本資料群に該当する。広瀬の指摘に従えば、本資料群は、萩市・松陰神社所蔵資料に次ぐ量をもつものといえる。

加えて、本資料群が、吉田家伝来という由緒の確かなものであること、また、松陰の生涯にわたる資料が时期的な偏りを持たずに遺されていること、自賛肖像や印類など文書以外の資料を含むことも特徴として挙げられる。

本資料群の特徴の第二は、長州藩兵学者の家に遺された資料群という点である。長州藩には兵学者として吉田家のほかに、多田家、大西家、森重家などがあったが(『萩市史』第1巻)、現在、文書館が所蔵するのは吉田家のみである。本資料群には、兵法目録や兵学相伝の起請文や全国の城の縄張図(番外7)のほか、「稽古控」(No.344)や「上覧控」(No.190)など長期間にわたる記録も含まれる。長州藩兵学者の活動とその実態、また、兵学者の家で作成し、授受された文書・記録を知る上でも、本資料群は重要である。

#### 5 吉田家および吉田松陰の略歴

吉田家は、友之允重矩を初代とし、江戸時代、長州藩の兵学師範を務めた。禄高57石6斗。松陰は吉田家8代目にあたる。名は矩方。字は義卿、子義。通称寅次郎。天保元年(1830)、長州藩士杉百合之助の次男に生まれ、天保5年(1834)、吉田家の仮養子となり、翌年に同家を継いだ。

10歳から藩校明倫館で教授を務め、翌年には藩主の面前で講義を行った。20歳となった松陰は、九州平戸や江戸に遊学し、佐久間象山らに従学した。嘉永4年(1851)12月、藩の許可書が届く前に東北遊歴に出発したことで処分を受けたが、のち、藩主の許可を得て10年間の諸国遊歴に出た。安政元年(1854)、ペリーの浦賀再来航に遭遇した松陰は、下田において米艦による海外密航を計画したが失敗に終わった。

この事件によって幕府から処罰を受けた松陰は、萩の野山獄に投獄された。獄中で松陰は、読書と学問に情熱を傾けるとともに、同囚と勉強会を催して獄中教育に尽力した。安政2年(1855)12月、出獄を許され、実家の杉家に預けられる身となった松陰は、松下村塾の主宰者として活躍し、高杉晋作・久坂玄瑞をはじめとした数多くの人材を育成した。

その後、安政5年(1858)、日米修好通商条約締結を憤る松陰が幕府老中の襲撃を計画したため、同年12月、藩は松陰を野山獄に再入獄させた。しかし、尊攘派への弾圧を強める幕府は、安政6年(1859)4月、松陰を江戸に拘送するよう藩に命じた。安政の大獄の渦中に巻き込まれた松陰は、同年10月27日、江戸伝馬町の獄舎で処刑された。享年30歳。

松陰処刑後、吉田家は文久3年(1863)4月に藩から再興を認められ、松陰の兄杉梅太郎の長男小太郎が吉田家を相続した。しかし、小太郎は、明治9年(1876)、前原一誠らによる萩の乱に加わって17才で戦死した。明治10年(1877)3月、小太郎の妹道子が吉田家を継いだものの、彼女も早世し、同年8月、松陰の妹芳子(千代)の次男庫三が吉田家を継いだ。庫三は、横須賀中学校(現神奈川県立横須賀高校)の校長などを務めた教育者であり、明治41年(1908)、毛利家の依頼によって『松陰先生遺著』を編纂した。大正11年(1922)没。

#### 6 資料群の構造

本資料群は、「文書」、「肖像画」、「所用品」に大別される。

##### (1) 文書

資料群の大半は文書で占められている。その内容から、①「松陰関係」と②「吉田家」に分類される。

①「松陰関係」は、松陰の活動に関わる文書である。天保6年(1835)から安政6年(1859)10月の松陰処刑に至る間に、松陰自身の活動に関わって作成、授受された文書(書状・日記・著作物等)、および松陰と関わりの深い人々によって作成、授受された文書、ならびに松陰没後から故松陰が正四位を贈られた明治22年(1889)までの松陰に關係の深い内容の文書で構成される。②「吉田家」は、松陰を除く吉田家代々の活動に関わって作成、授受された文書からなる。

##### ①「松陰関係」

「松陰関係」の文書は、松陰の生涯の活動内容によって、以下のように分類される。

##### (ア)吉田家相続

松陰の吉田家相続に関わる文書、具体的には、松陰の吉田家相続を藩が認めた際の奉書の写(No.1)である。この文書の原本は、吉田家代々の家督相続に関わる奉書類とともに、一括して綴られている(No.360)。なお、本文書を納めた封筒には、吉田庫三と思われる筆で「松陰君幼時手写 継嗣奉書」(松陰が幼い時に書き写したものの意)と注記されている。

##### (イ)明倫館兵学師範

松陰が明倫館兵学師範として活躍した時期、天保10年(1839)から嘉永3年(1850)6月頃(遊学直前)までの文書である。弘化元年(1844)、松陰が藩主毛利敬親の前で兵学講義を行い、賞美を受けた際の一件文書(No.4)、嘉永2年(1849)の萩明倫館再興に関わる文書(No.19、20)、明倫館兵学寮掟書(No.21)などを含む。

##### (ウ)遊歴～下田事件

松陰が諸国遊歴の旅に出た嘉永3年(1850)8月から、下田事件を経て幕府の処罰が決定した安政元年(1854)9月までの文書である。遊学に関するものとしては、九州平戸遊学に関する一件文書の継立(No.26)、江戸遊学中の日記「辛亥江戸遊学日記」(No.36)や金銭出納簿「費用録」(No.35)などがあり、そのほか、「御家人召放」を命じた藩府申渡書(No.366)、松陰の諸国遊学許可を願い出た父杉百合之助の伺書(No.369)、下田事件の処分を申し渡した幕府裁決書の写(No.370)などを含む。

##### (エ)野山獄

下田事件後、松陰が野山獄に繋がれていた安政元年(1854)10月から同2年12月頃までの文書で、「野山獄中書物目録」(No.56)、獄中で囚人達と詠んだ「野山獄中俳諧」(No.74～78)などがある。

##### (オ)幽室

松下村塾の実質的主宰者として松陰が活動した時期(幽室時代)、安政2年(1855)12月から同5年(1858)11月までの文書で、「丙辰日記」(No.92)、「丁巳日乗」(No.106)などの日記類、松陰の教育に対する信念・抱負を記した「松下村塾記」(No.94)などを含む。

##### (カ)再入獄

松陰が野山獄に再入獄となった安政5年(1858)12月から同6年(1859)6月頃までの文書で、再入獄前、親戚や門人らと催した送別の宴での寄せ書き「別宴寄書」(No.138)、藩府の人材を論評・批判した安政6年2月の「上書」(No.153)などを含む。

(キ)東送～処刑

安政6年(1859)5月の松陰東送(江戸への拘送)から同年10月の処刑までの文書で、知人・門人から送られた送別詩のほか、処刑された安政6年10月27日、刑場に送られる直前に詠んだ歌「此程に 思定めし 出立ハ けふきくこそ 嬉しかりける」(「吉田松陰絶筆」(No.171-1))などがある。

(ク)松陰没後

松陰処刑後から明治22年(1889)までの文書のうち、松陰に関わるもので、松陰処刑直後の葬祭関係文書(No.242、223)、万延元年(1860)2月、杉家で行われた松陰百日祭に関する文書(No.337)、明治22年(1889)、故松陰が正四位を贈られたことに関わる文書(No.321、番外2)などを含む。

(ケ)年次不詳

年次不詳の文書。

②「吉田家」

「吉田家」に分類される文書は、基本的に、松陰を除く吉田家代々に関わるもので、内容から、「家督・家政等」、「兵学師範」、「蔵書・絵図等」に分類される。

(ア)「家督・家政等」で、吉田家歴代の家督相続、養子取りを藩が認めた際の奉書の綴、松陰没後の吉田家再興に関わるもの、明治期における道子、庫三の吉田家相続に関わるものなど、吉田家の家督相続や家政に関する文書である。古い時期のものとしては、元禄13年(1700)12月、初代友之允が、藩の遠近付えんきんつきに編入された際の藩府申渡書(No.359)がある。

(イ)「兵学師範」には、吉田家が長州藩兵学師範を務めたことに関わって遺された文書が含まれる。兵法目録、兵法伝授の起請文などのほか、「稽古控」(No.344)「上覧控」(No.190)などの長期間の活動を記した記録もある。

(ウ)「蔵書・絵図等」には、全国の城の縄張図146枚を納めた「武教全書兵具の巻」(番外7)がある。

(2) 肖像画

「絹本着色吉田松陰肖像(自賛)」1点(No.164)。これは、安政6年(1859)5月、松陰の江戸護送の直前に、松陰門下生の松浦松洞が描いた松陰の肖像に、松陰が自ら賛を入れた、いわゆる吉田松陰自賛肖像の一つである。

松陰の自賛肖像は、①吉田家本(山口県文書館蔵)、②萩松陰神社本(萩市・松陰神社蔵)、③品川本(京都大学附属図書館蔵)、④久坂本(世田谷区・松陰神社蔵)、⑤岡部本(周南市美術博物館蔵)、⑥中谷本(個人蔵)の6点が作られ、そのすべてが残っている。

この自賛肖像の作成経緯は、松陰自身が次のように書き残している。「十六日、朝、肖像の自賛を作る。像は松洞の写す所、之れに賛するは士毅しぎの言に従ふなり」(「東行前日記」、普及版『吉田松陰全集』第11巻所収)。この記事から、賛を作ったのは安政6年(1859)5月16日の朝で、肖像を描いたのは松浦松洞、賛を入れたのは小田村伊之助(士毅、楫取素彦、松陰妹婿)の勧めであったことがわかる。また、跋は翌17日に作っている(「同日記」)。

肖像の筆者松浦松洞(1837～1862)は、萩松本の商人の家に生まれた。生家跡は松陰の実家杉家と松下村塾から程近い場所にある。通称亀太郎、名は知新、字は無窮。松洞と号した。幼時から絵を好み、羽様西涯に四条派を学び、のち小田海樞かいせうに師事した。松陰の教えを受け、尊王愛国の人となり、忠孝節義の人物を精力的に描いた。「才あり気あり、一奇男子なり、無逸むいつ(吉田栄太郎)の識見に及ばざれども、而も実用は之に勝るに似たり」(「己未文稿」、普及版『吉田松陰全集』第6巻所収)と松陰は評している。文久2年(1862)4月、京都粟田山で自刃。享年26歳。「維新功労者履歴一」・毛利家文庫73藩臣履歴70、普及版『吉田松陰全集』第12巻・関係人物略伝参照。なお、松洞の伝記に、「勤王画士松浦松洞」(福本義亮著『吉田松陰之殉国教育』所収)がある。また、京都大学附

属図書館に、絹本着色「群鶴図」をはじめとした松洞の絵画作品が、多数所蔵されている。

肖像の描かれた時期について、広瀬豊著『吉田松陰の研究』は、野山獄入獄以前からとしており、その証左として次の2点を挙げている。まず、門人平野清実の談話に、「松浦松洞が先生の肖像をかきし時は、其顔を似せるに苦心し、幾度もかきて先生に見せたり、先生は鏡を以て之れに照らして批評せられ、像遂に成る、元來松洞が先生の像をかき始めたるは、先生東行の頃より二三年前にて、村塾にてかきたるなり。かねてより、身の行く末を慮られたるなり。松洞のかきしは、余その現場を見たるなり」(「関係雑纂」、定本版『吉田松陰全集』第10巻所収)とあること。そして、安政5年暮に入獄する際に、入江杉蔵から、「子の面目復た見るべきこと難し。子の面目を見るべきものは、其れ唯だ文辞か。願わくは為に一言を留められんことを」と願われ、「予戯れに之を拒みて云わく、吾れ画を善くせず、画を善くする者は松洞生なり。向に余の面目を写せり。面目みるべし、何ぞ文辞を必とせん」(「松陰詩稿」、大衆版『吉田松陰全集』第6巻所収)と答えていることである。

一方、「東行前日記」安政6年(1859)5月21日条(普及版『吉田松陰全集』第11巻所収)に、4つの跋が記されている。その一つに、「吾が友無窮(松浦松洞)は画家にして、(中略)、今吾れ將に往かんとするや、復た獄に來たりて吾れを貌す。吾れ果して終りを善くせば、此の像當に清狂と并せ伝ふべし。此の像連作数本あり、此れ其の家蔵に係る」とある。この記事は、松洞が肖像を描くために獄中の松陰を訪ねたことを示している。

以上から、肖像は、松下村塾時代から松浦松洞が描いており、江戸護送の直前に、野山獄中の松陰を訪ねて描いたものもあったと考えられる。

また、松陰の風貌については、「筋骨たこほ逞しからざれども、修幹瘦軀、亭然として長し。少時騎を習ひ、また剣を学びしが、共にその妙に至らず。これ文中々割鶏の力なしと称する所以か、顔やや長く、隆準りゆうさうにして、白面に痘痕を帯ぶ。一見威風の人を襲ふものなし。ただ眼光の爛々として他を射るのみ」と評されている(『吉田松陰の研究』)。6点の自賛肖像は、構図に異同があるものの、いずれも前評のような松陰の風貌をよく表している。

以下は、当館所蔵の吉田家本の書誌と所見である。

〔品質・形状〕絹本着色　掛幅装　桐箱入　〔員数〕1幅

〔法量〕縦99.1センチメートル、横35.8センチメートル　〔作成年〕安政6年5月(17日)

〔関防印〕「日夕佳」(朱文長方印)

〔落款〕二十一回猛士藤寅撰并書、「吉田矩方」(白文方印)、「子義氏」(朱文方印)

〔賛〕三分出廬兮諸葛已矣夫、一身入洛兮賈彪安在哉、心師貫高兮而無素立名、志仰魯連兮遂乏积難才、読書無功兮樸学三十年、滅賊失計兮猛気廿一回、人譏狂頑兮郷党衆不容、身許家国兮死生吾久斉、至誠不動兮自古未之有、人宜立志兮聖賢敢追陪

〔跋〕己未五月、吾有関左之厄、時幕疑深重、復帰難期、余因以永訣告諸　友　謀使浦無窮肖吾像、吾自賛之、顧無窮知吾者、豈特写吾貌而已哉、況吾之自賛乎、諸友其深蔵之、吾即磔市、此幅乃有生色也

　　\*無窮＝松浦松洞　　\*己未＝安政6年(1859)

本図は、吉田庫三著『松陰先生遺著』(1908)に図版が掲載され、例言に「家蔵に係る」と記されている。昭和8年(1933)5月、広瀬豊が吉田家所蔵の松陰関係文書を調査した際の「吉田家所蔵遺墨類目録」(「吉田松陰文書目録一件　昭和29年」所収、当館蔵)に記載されており、同家の伝来であることが確認できる。ちなみに、同日録には「昭和十九年三月二日松陰神社預」の朱筆注記があり、「(受領)」と記されることから、一時期、世田谷区・松陰神社に預けられていたことが判明する。

6点の自賛肖像の中で唯一の跏坐像であり、羽織をまとわず、脇差を左脇に置いた、やや寛いだ姿勢である。着物の彩色が濃紺である点も特徴的で、画面に締めりを与えている。「顔やや長く、隆準にして、白面に痘痕を

帯ぶ。一見威風の人を襲ふものなし。ただ眼光の爛々として他を射るのみ」と評された松陰の面貌をよく表している。

賛の末尾を「人宜立志兮聖賢敢追陪」とするのは本図のみで、他の自賛肖像は、すべて「古人難及兮聖賢敢追陪」である。跋は、本図と萩松陰神社本の場合、特定の人物に宛てたものではなく、「諸友」に宛てたものとなっている。

料紙は、本図と萩松陰神社本が絹本で、他はすべて紙本である。また、賛・跋に捺した印の組み合わせは、関防印に大き目の「日夕佳」、落款に「吉田矩方」「子義氏」を用いた場合と、小さめの「日夕佳」と「矩方」の二通りがあり、本図と萩松陰神社本、中谷本が、格式が高いと見られる前者を採用している。ちなみに、松陰が生前に使用した印は6種類である(No.193)。このうち、小さめの「日夕佳」・「矩方」、「吉田矩方」・「子義氏」の4種(両面篆刻のため2顆)は、山鹿流兵学を松陰に伝授した林百非の作である。

本図の賛・跋は「東行前日記」に記載が無く、作成日を確認できないが、内容からみて萩松陰神社本とほぼ同時と考えられる。本図は、賛・跋の筆致、肖像の配置など全体のバランスが良く、萩松陰神社本と並ぶ吉田松陰自賛肖像の秀作である。なお、吉田松陰自賛肖像の詳細に関しては、山田稔「吉田松陰自賛肖像考」(『山口県文書館研究紀要』第37号、2010)を参照されたい。

### (3) 所用品

松陰が使用した印類4点6種と吉田家蔵書印1点、および印影6点(No.193)、ならびに松陰と親交の深かった勤王僧うつのみやもくりん宇都宮黙森から松陰へ贈られた鏡1点(No.174)からなる。松陰に関わる希少な所用品である。

## 7 整理および修理履歴

本資料群の整理および修理履歴は、以下のとおりである。

### (1) 吉田庫三による整理

明治41年(1908)10月、松陰没後50年祭を記念して、吉田庫三が、松陰の代表的な著作物をまとめて『松陰先生遺著』を編纂したが、その前後に庫三によって吉田家伝来資料の整理が行われた。この整理が契機となって、簡易な補修・修理も行われ、以後、大正10年(1921)にかけて、文書の軸装も少しずつ進められた。

### (2) 広瀬豊による整理

『吉田松陰全集』編集委員を務め、のち『吉田松陰の研究』を著した広瀬豊が、昭和3～8年(1928～1933)頃に吉田家(当時は東京在住)の文書調査を行っている。現在、当館には昭和8年(1933)5月27日作成の広瀬手書きの「吉田家所蔵遺墨類目録」が遺っており、吉田家の調査終了後に作成された目録がこれと思われる。

なお、吉田松陰関係資料の各文書には、いずれも「A松陰先生幼時筆写 一号」のように、A～Lの記号、文書名、文書番号が記された付箋が貼付されている(朱書・墨書の2種類がある)。この付箋は、広瀬による文書整理時のものと判断される。

### (3) 山口図書館による「吉田松陰文書目録」の作成

本資料の県への寄贈後、管理・閲覧のために山口図書館が目録を作成した。手書きのものと、それをベースにして昭和29年(1954)6月に刊行されたものがある。基本的に、広瀬による文書整理時に付けられた文書名、年代、区分をもとに作成されている。

### (4) 『山口県文書館蔵吉田松陰関係資料目録』の刊行

平成17年(2005)度、県環境生活部文化振興課の維新史回廊構想事業の一環として、当館編集による『山口県文書館蔵 吉田松陰関係資料目録』を刊行した。資料1点毎のデータを再検討し、目録を全面的に改訂するとと

もに、全国各地の松陰自賛肖像の調査を行った。

### (5) 文書館による保存修理事業

平成19年(2007)年度、「絹本着色吉田松陰像(自賛)」(No.164)、「吉田松陰絶筆並びに吉田松陰書状」(No.171)、「松下村塾記」(No.94)について、財団法人住友財団の助成を受けて保存修理事業を実施した。「吉田松陰絶筆並びに吉田松陰書状」については、「吉田松陰絶筆」1通と「吉田松陰書状」3通が合装されていたが、修理に際してそれぞれを独立させ、絶筆を掛軸に、書状はまとめて卷子に表装し直した。

### 8 吉田家による文書収集および資料保存

本資料中の「月性批評 吉田松陰詩稿」(No.83)には、「此分ハ前原一誠所蔵ナリシヲ明治廿五六年頃買得シタルナリ」とする注記がある。また、「上書」(No.153)には、明治15年(1882)に萩の骨董商から購入したとする注記がみえる。これらは、明治以降の吉田家が、同家以外に所在する松陰関係の文書を購入・収集するケースがあったことを示している。推測になるが、松陰関係のもの、あるいは松陰ゆかりの人物に関わるものという理由で、他家から吉田家に文書が寄贈されるケースもあったのではないだろうか。作成者・宛先から考えて、本来、吉田家に伝来すべきものではない文書が本資料群に含まれているのは、こうした理由によるものであろう。

ところで、昭和8年(1933)に作成された「吉田家所蔵遺墨類目録」は、その後の吉田家における資料の管理台帳として利用されたと思われる。この目録には、資料の移動に関して注目すべき書き込みがみられる。

第一に、昭和19年(1944)1月21日、当時吉田家が所蔵していた2幅の松陰肖像のうち、久坂に与えられた1幅を、世田谷区・松陰神社に奉納したと記されていることである。

第二に、同年3月、もうひとつの松陰肖像(当館所蔵)および「松下村塾記」、「吉田松陰松陰絶筆」、「別宴寄書」など計7点を、同様に東京の松陰神社に寄託したと記されていることである。遺墨類目録の「松下村塾記」の箇所には、「大東亜戦 烈ヲ極ム 昭和十九年三月二日松陰神社預(受取)」とあり、太平洋戦争末期、戦災による消失を恐れての措置であったことがわかる。「(受取)」とあるのは、戦後寄託を解除し、再び文書を吉田家へ戻したことを意味している。

第三に、目録掲載分の書籍類について、「書籍類ハ一部ヲ除キ全部戦火ノタメ焼失」と記されていることである。当館には、本資料が県に寄贈された際、文書等が納められていた革製のトランク4個が残っている。縦34センチメートル、横64センチメートル、幅18.5センチメートルの大きく頑丈なもので、表面には吉田茂子の名前と住所が墨書され、側面には「非常保護」と朱書きされている。今に遺る資料群は、このトランクに納めて持ち出され、幸いにも戦禍を免れたが、その他の書籍類は持ち運ぶことが叶わず、戦災で消滅したのであろう。

こうした注記から、当該資料群は、決して偶然に、平穩に遺ってきたわけではなく、戦禍をくぐり抜けて奇跡的に遺ったものであり、そこには資料を守り伝えるための吉田家の努力と、資料に対する強く深い想いがあったことを改めて思い知らされる。

(1～8 山崎一郎、6(2)山田 稔、当館専門研究員)

參考資料

## 「部寄編冊目録」原典名・符号一覧

※本表は、「部寄編冊目録」(毛利家文庫54目次82)のうち、「部寄綴込記録原名付立 付合印」(清書目録)を一覧表にしたものである。

※配列順は原本に従った。原典名・年紀の表記は、原則として原本のままとした。なお、No.は便宜上のものである。

※「部寄」、「諸記録綴込」並びに「部寄編冊目録」については、本ガイド68、69、101頁を参照のこと。

No.	符号	原典名	年 紀	冊数	備 考
1	ず	家慶公薨去家定公將軍宣下一件控	嘉永六年七月ヨリ	1	
2	マと	家定公薨去家茂公將軍宣下一件控	安政五年ヨリ	1	
3	車	御道具増并御挟箱金御紋御頭一件	嘉永六年ヨリ	1	
4	ア	御鷹之鶴宿次を以御拝領物一件控	安政二年ヨリ	1	
5	ク	御判物御頂戴一件記録	安政二年	1	
6	ゐ	西丸炎上二付御手伝御内願沙汰控	嘉永五年ヨリ	1	
7	つ	御道具増一事記録	嘉永六年ヨリ	1	
8	オ	三寿姫様喜久姫様御出府一件	安政二年ヨリ	1	
9	金	喜久姫様御出府一件	安政六年九月ヨリ	1	
10	ノ	江戸地震一件	安政二年ヨリ	1	
11	ネ	地震一件	嘉永七年ヨリ	1	
12	レ	御仕組一件沙汰控	嘉永七年	1	
13	わレ	松寿院様麻布東御殿御引越一件	安政三年ヨリ	1	
14	セヌ	南浦海岸御手当場所御近見深川御湯治一件	安政四年ヨリ	1	
15	てラ	清光寺隠居皆歆院京都被差登一件	安政四年ヨリ	1	
16	方	喜久姫様御出府沙汰控以来御付	安政六年九月ヨリ	1	
17	めヒ	毛利左京亮様初而御出萩一事	安政四年ヨリ	2	
18	老	御軍制沿革詮議一件	安政六 八月ヨリ	1	
19	ずミ	御意銀帳	嘉永度ヨリ慶応迄	1	
20	さ	公儀へ出ル御書附	天保八年ヨリ	1	
21	あ	公儀ヨリ出ル御書附	文政七年ヨリ	1	
22	イロ	公儀へ出ル御書附	安政五年ヨリ	1	
23	と	御黒印御書附御張紙等之控	天保八年ヨリ	1	
24	瓜	御本丸炎上二付御金納一事沙汰控	安政六年	1	
25	こ	明倫館御再建沙汰控	弘化三年ヨリ	1	
26	モ	明倫館沙汰控	安政三年ヨリ	1	
27	い	文武御興隆沙汰控	嘉永四年ヨリ	1	
28	舛	文武御興隆沙汰控	安政六年三月ヨリ	1	
29	糸	西洋銃陣御改革一件	安政六年ヨリ	1	
30	ウ	神器陣御改革御増補一件控	安政元年ヨリ	1	
31	ホ	諸芸上聴上覧沙汰控	嘉永七年ヨリ文久元年	1	
32	示	博習堂諸沙汰一件	安政六年ヨリ	1	
33	イ	西洋学御引立一件沙汰控	天保十一年ヨリ	1	
34	て	諸伺 江戸御勤方	嘉永六年四月ヨリ七年四月迄	1	

No.	符号	原典名	年 紀	冊数	備 考
35	ハ	筑前御領海へ朝鮮船漂着二付此御方ヨリモ公辺御届一件沙汰控	弘化四年ヨリ	1	
36	む	同不時渡来	天保十五年ヨリ	1	
37	リ	異賊防禦御手当沙汰控	天保十四年ヨリ嘉永七年迄	1	
38	う	異賊防禦御手当沙汰控	嘉永六年ヨリ	3	
39	見	異賊防禦御手当一事	安政六年ヨリ文久二年迄	1	
40	な	相模国御備場沙汰控	嘉永六年ヨリ	3	
41	メ	相模国御備場御引受一件沙汰控	安政二年ヨリ	1	
42	井	相模国御備場一件沙汰控	安政二年	3	符号の「井」は変体仮名。
43	キ	御備場一件借受物其外勿紙控	安政元年寅五月ヨリ	1	
44	あサ	相模国御備場御預一件	安政四年ヨリ	3	
45	た	相州浦賀へ異船渡来二付大森村御同勢出ル一件	嘉永六年ヨリ	1	
46	ま夕	亜米利加使節江府参上亜魯英仏西国交易条約調印	安政四年ヨリ	1	
47	サ	相模国異船注進控	嘉永七年ヨリ	1	
48	テフ	摂州兵庫表御警衛被蒙御一件	安政五年ヨリ		
49	る	御意口上控	嘉永四年ヨリ	1	
50	は	御意口上控	嘉永六年ヨリ	1	
51	ヒ	御意口上控	安政二年ヨリ	1	
52	こモ	御意口上控	安政四年ヨリ	1	
53	耳	御意口上控	安政六年ヨリ	1	
54	け	流弊改正沙汰	弘化三年ヨリ	1	
55	め	好生堂沙汰控 医学引痘	嘉永二年ヨリ安政六年迄	1	
56		文武役附沙汰	安政七年ヨリ	1	
57	オゆ	御役進退録	安政五年ヨリ	1	
58	く	御用状控	嘉永六年十一月ヨリ	1	
59	エ	御用状控	嘉永七年ヨリ	1	
60	は	御用状控	安政二年ヨリ	1	
61		御用状控	安政三年ヨリ	1	
62	しホ	御用状控	安政四年ヨリ	1	
63	へそ	御用状控	安政五年ヨリ	1	
64	身	御用状控	安政六年十一月ヨリ	1	
65		御用状控	万延元年ヨリ	1	
66	ム	徳山一件	嘉永三年ヨリ	1	
67	せ	徳山諸事	天保十一年ヨリ	1	
68	ふ	長府事	天保度ヨリ	1	
69	ち	周防国吉敷郡小郡岐波浦浮木丸水主豊古唐国江漂流一件控	嘉永五年ヨリ	1	
70	ヨ	若殿様御附沙汰控		1	
71	ろ	銀姫様初而桜田へ御出一件控	嘉永六年ヨリ	1	
72	ね	八重姫様御縁組沙汰控	天保四年ヨリ	1	
73	し	借姫様付沙汰控	天保八年ヨリ	1	

No.	符号	原典名	年 紀	冊数	備 考
74	み	真章院様御附沙汰控	嘉永四年ヨリ	1	
75	ま	騷尉様御賀養子銀姫様御縁組一件	嘉永四年ヨリ	1	
76	カ	騷尉様御養子并初而御目見月並御出仕御元服一件	嘉永七年ヨリ	1	
77	ぬ	騷尉様御出府沙汰控	嘉永六年ヨリ	1	
78	臣	若殿様御国御下り沙汰控	安政六年五月	1	
79		若殿様御参府沙汰控		1	
80	い	御両殿様御参勤御下向御道中記 嘉永七御参勤沙汰		1	80~84は一連の文書か。
81	ミ	嘉永七年御帰国		1	
82	かサ	安政三辰御帰国沙汰		1	
83	ゑ七	安政四年		1	
84	クに	安政五年御帰国沙汰		1	
85	手	若殿様御参府沙汰控	安政七申二月	1	欄外注記「半分不解」。
86	き	御屋敷事	弘化度ヨリ安政迄	1	
87	ら	孝姫様御再縁沙汰	弘化四年	1	
88	ひ	西御長屋附沙汰	天保八年	1	
89		御聲掛り帳	天保度已来	1	
90	を	医業成立沙汰控	天保度 十一年以来	1	
91	スら	御賞美沙汰控	安政五年三月二十二日ヨリ	1	
92		御賞美沙汰控	安政三年	1	
93		無給通り以下一階切人数定差引書	安政二年	1	
94	テ	大坂表江ヲロシア船渡来二付仮綴物	嘉永七年	1	
95	れル	丙辰丸御製造沙汰控	安政三年	1	
96		有備館沙汰控	安政六年	1	
97	ほ	御在国日記	嘉永五年ヨリ	1	
98	ゆ	日記 地方之分	嘉永六年		
99		諸書出控 新御殿附御勤方物	嘉永六年ヨリ	1	
100		御賞美沙汰控	天保十三年	1	
101	ぶキ	異国船渡来一件	嘉永五年	1	
102	に	卿之助様御附控		1	
103	マ	日記	嘉永七年正月ヨリ十二月迄	1	
104	わ	合武三嶋流	文化九年	1	
105	の	日記 慶親公八度目御在国	嘉永五年ヨリ同七年三月迄	1	
106	チ	日記 慶親公九度目御在国	嘉永七年五月ヨリ	1	
107	ゑ	御用状控 御留守居所之分	嘉永四年ヨリ同六年三月迄	1	
108	そ	岩国諸事控	天保十一年ヨリ	1	
109	や	相模国御備場一件 御勤方物	嘉永六丑十一月ヨリ安政五十二月御引渡迄	1	
110	へ	御参勤沙汰控	嘉永六年	1	
111	れ	諸伺 江戸	嘉永六年ヨリ	1	
112	江	諸触	嘉永五七月ヨリ	1	欄外注記「明治三十九年九月原二返ス」。符号の「江」は変体仮名。

No.	符号	原典名	年 紀	冊数	備 考
113	よ	御褒美沙汰控	弘化四ヨリ	1	
114	京	岩国控	嘉永四ヨリ同六マテ	1	
115	も	江戸大坂京御用状控	嘉永四年ヨリ同六年マテ	1	
116	か	江戸御状控	嘉永六年三月ヨリ同七年五月迄	1	
117	二	御賞美帳 地方之分	天保十一年ヨリ慶応三年マテ	1	
118		唐物抜荷一件沙汰控	天保八年ヨリ	1	
119		芳春院様御附沙汰	文政度ヨリ	1	
120		下谷慈芳院様御附沙汰	天保十三年ヨリ	1	
121	ル	清覚院榮寿院諸沙汰控	嘉永三年ヨリ	1	
122	ワ	玉温院様附沙汰控	天保十四年ヨリ	1	
123	ヌ	江戸大坂長崎御用状 地方	嘉永七年ヨリ安政三年迄	1	
124	フ	御褒美帳	安政二年ヨリ同六年マテ	1	
125	コ	深川御湯治	嘉永七年	2	
126	たア	深川御湯治一件	安政三辰四月	1	
127	そロ	日記	安政二卯年	1	
128	とク	他国仕入一件	安政二年ヨリ同七年マテ	1	
129	をテ	諸伺地震一件二付	安政二卯十月より	1	
130	るイ	慶親公御判物御頂戴一件 御勤方	安政二年	1	
131	ぬエ	御口上書控 新御殿	安政三年正月ヨリ	1	
132	リル	御凶事伺 御勤方	安政三年	1	
133	ちカ	御用状控 新御殿	安政三年正月ヨリ	1	
134	よメ	諸伺 萩	嘉永七年ヨリ安政二年迄	1	
135	ねフ	常照院様御卒去一件	安政二卯年	1	
136	やノ	騷尉様御出府一件 御勤方	嘉永七年三月	1	
137	むネ	吉川監物殿不時出萩記録	安政三年丙辰九月	1	
138	なワ	御用状控	安政二卯正月より	1	
139	うオ	諸伺 江戸地震一件	安政二卯九月	1	
140	ゐマ	御用状控	嘉永七寅三月ヨリ十二月迄	1	
141	於二	三寿姫様御病氣御卒去一件	安政三辰年正月	1	符号の「於」は変体仮名。
142	らオ	騷尉様御出府記録	嘉永七年正月	1	
143	へチ	諸役人遠慮控	安政二年文久二戌年	1	
144	ひツ	若殿様御結納御婚礼銀姫様御引越以来御附控	安政四年巳	1	
145	けウ	若殿様御結納御婚礼一件 御勤方	安政四巳年	1	
146	もハ	法鏡院様御機嫌相御逝去一件	安政四巳年正月ヨリ	1	
147	江リ	御用状 御勤方	安政四巳年	1	符号の「江」は変体仮名。
148	さと	毛利左京亮様初而出萩一事 御勤方	安政四巳年	1	
149	き京	御賞美一事沙汰	安政三年辰二月	1	
150	とク	御役進退録	弘化五年ヨリ安政四年迄	1	
151	みヨ	日記	安政四年正月ヨリ	1	
152	■	日記	安政五年	1	符号は原本のとおり。
153	ほヤ	深川御湯治当役筆者座物	安政三年		
154	なル	御用状控 江戸当役筆者座之分	安政五年六月ヨリ	1	

No.	符号	原典名	年 紀	冊数	備 考
155	ひる	諸伺 萩御勤方	安政五年六月ヨリ	1	
156	ニリ	若殿様御結納御婚礼記録	安政五年	1	
157	井よ	若殿様御附沙汰 下		1	
158	キも	摂州兵庫表御警衛一件 御勤方	安政五年六月	1	
159	ヌさ	將軍宣下二付御登城并御能御見物御登城一件控		1	
160	ツき	公方様家定公薨去一件 御勤方	安政五年八月	1	
161	コゐ	長府清末諸事控	安政五年	1	
162	せト	日帳 江戸新御殿	安政五年九十		
163	■	諸触	安政五年ヨリ同六年マテ	1	符号は原本のとおり。欄外注記「明治三十九年九月原二返ス」。
164	ナま	長府徳山岩国屋敷番状	安政五年ヨリ同七年マテ	1	
165	ワれ	御在国控	安政五年ヨリ文久迄	1	
166	夕い	他国状	安政五年ヨリ文久二年迄	1	
167	秀	御三家状	安政六年ヨリ文久元年迄	1	
168	禽	御出府御一件控 新御殿	安政六年十月ヨリ	1	
169	未	御用状控 新御殿	安政六年七月より 同七年一月ヨリ閏三月迄	1	
170	辰	御用状控 江戸当役筆者座	安政六年ヨリ万延元年迄	1	
171	茲	喜久姫様御出府一件 御勤方	安政六年七月	1	
172	虫	御直書控 新御殿	安政六年七月ヨリ十二月迄 同七年正月ヨリ閏三月迄	1	
173	省	初御帰国御一件御表申出物其外諸沙汰控	安政六年三月	2	
174	日	若殿様御帰国御在国日記 遠近方	安政六年御帰国ヨリ同七年御参府	1	
175	工	外国船往来沙汰	万延申ノ五月文久三亥六月迄	1	
176	毎	諸触	万延元年ヨリ同二酉年二至	1	欄外注記「明治三十九年九月原二返ス」。
177	疋	御用状控	万延元申六月	1	
178	血	山口御湯治録	文久元酉ノ四月より五月	1	
179	羊	英船四艘豊前門司浦碇泊処々測量等致候一件	文久元酉ノ四月	1	
180	支	江戸御状控	文久元酉九月同二戌四月迄	1	
181	牛	御用状控	文久元酉十一月	1	
182	署	御意口上二而被仰渡控	文久元酉十一月より	1	
183	人	御参勤沙汰控	万延二酉年	1	
184	互	御用状控 御勤方	万延二酉正月より同年八月迄	1	
185	斤	日記	文久元酉	1	
186	乙	諸伺 御勤方	万延元申六月より文久元酉九月迄	1	
187		御留守中日記	文久 九月十六日ヨリ	1	
188		明倫館沙汰控	文久元酉年	1	
189		御滞京中諸沙汰控	文久二戌七月より亥正月迄	1	
190		御三家状	文久二戌五月より同三年三月迄	1	
191		江戸御状控	文久二戌五月ヨリ同三年三月迄	1	

No.	符号	原典名	年 紀	冊数	備 考
192		日記 地江戸合併中	元治元子	1	
193	了	諸御殿記録	元治元子正月より	1	
194	石	日記 江戸当役筆者座	安政六年四月ヨリ	1	
195	食	日記 地方之分	安政六年正月	1	
196	立	江戸御状控 地方	安政六年三月	1	
197	角	若殿様御下向一件	安政六年六月	1	
198	玉	御本丸御普請二付御上納金一件 御勤方	安政六年十二月	1	
199	知	御三家状 地方	安政二年正月ヨリ元治元子十一月迄	1	
200	衣	御留守中日記	安政六年	1	
201	美	諸窺 江戸御勤方	安政六年四月ヨリ万延元四月迄	1	
202	走	江戸京大坂御用状控 長崎	安政六年正月より元治元年七月迄	1	
203	辛	御用状控	安政六年四月より同七年四月迄	1	
204	甚	桜田見附外騒動一件	安政七年三月	1	
205	産	御帰国沙汰控	万延元申年	1	
206	良	御意	安政七年申正月より文久三亥四月迄	1	
207	雨	文武役附沙汰控	安政七申より文久三亥迄	1	
208	山	日記	安政七申年中	1	
209	比	明倫館沙汰控	安政七正月より十二月迄	1	
210	悦	御褒美帳	安政七申正月ヨリ	1	
211	戸	諸窺 新御殿御勤方	万延元申四月より十二月迄同二酉ノ正月十二月迄	1	
212	舟	格式年限拝領物記録	万延元申三月ヨリ	1	
213	祝	摂州兵庫表御警衛沙汰控	万延元申六月ヨリ	1	
214	米	御在国中日記	万延元申十一月より同二酉ノ三月迄	1	
215	木	好生堂沙汰控	万延元正月ヨリ	1	
216	皆	御勘渡直御陣僧束髪士御雇	元治二丑閏四月より	1	
217	瓦	豊石一件諸沙汰控	慶応二寅ノ八月より	1	
218	欠	関門沙汰控	文久三亥	1	
219	竹	明倫館沙汰控 付り好生堂海軍局	慶応元年 明治元辰十月迄	1	
220		御内用記録 御恭順中御内用唱	慶応元丑十二月寅ノ正月	1	
221	用	御褒美控	慶応元	1	
222	大	干城隊沙汰控	元治二丑三月	1	
223	斗	御意	慶応元丑八月ヨリ同三年迄	1	
224	女	御手当沙汰	慶応元丑九月ヨリ同三卯迄	1	
225	子	御根帳附	元治二丑正月	1	
226	川	明倫館沙汰控	元治二丑二月より	1	
227	小	諸隊沙汰控	元治元子十月	1	
228	正	永代郷土事	元治元丑年		元治元年=子。
229	午	文武御興隆沙汰控	元治二四月より		
230	色	諸控	慶応元丑八月ヨリ	1	
231	全	御役進退	慶応元丑七月ヨリ同三卯年迄	1	
232	又	御用状控	慶応元丑年	1	
233	升	御意控	元治元子九月より慶応三卯十二月迄	1	

No.	符号	原典名	年 紀	冊数	備 考
234	弓	御勘渡直り控	文久三亥年より	1	
235	占	御黒印御書附御張紙控	文久三亥四月より	1	
236	行	褒賞録	文久三亥十二月ヨリ慶応二寅マテ	1	
237	羊へ	御末家事	文久三亥年より	1	
238	知ソ	江戸御状控	文久二戌五月ヨリ同三亥三月迄	1	
239	示レ	日載京師御留守居	文久三亥正月	1	
240	祝ソ	御改革事伺書	文久三亥年より	1	
241	斤オ	日帰之御沙汰山口御湯治一件控	文久三亥四月ヨリ	1	
242	美チ	若殿様江戸より御上京御道中御滞京御滞坂摂州五毛村御滞陣中并従兵庫御船中御帰国徳山御立寄之記録	文久二戌十一月	1	
243	産夕	若殿様御進発一件	文久三亥十月より子年迄	1	
244	舛ホ	御三家状控	文久二戌正月より同三亥四月迄	1	
245		御役進退事	文久三亥三月より元治元子年迄	1	
246	比ト	御用状控	文久三亥四月より	1	
247	良ヨ	日載	文久三亥四月十六日ヨリ六月十二日迄	1	
248	源	日記 慶親公十三度目	文久三亥二月十二日より		欄外注記「按二、源印ハ二月十二日ヨリ三月朔日迄ハ文久三年ノ「御在国中当役座日記」ニシテ、四月朔日以降ハ文久元年ノ同日記ナルベシ(高橋)」。
249	登	御意口上控	文久三亥正月より十二月迄	1	
250	肉	日記	文久三亥四月より同年十二月迄	1	
251	廷	諸沙汰控 御滞京	文久二戌七月より亥正月迄	1	
252	卷	諸事	文久三年三月	1	
253	慶	御用状控	文久三亥二月	1	
254	勺	諸沙汰御用状其外 於京都	文久三亥正月	1	
255	加	勅使正親町少将様御下向二付日記	文久三亥年	1	
256	帚	御改革沙汰控	文久三亥年三月より	1	
257	君	山口御越沙汰控	文久三亥四月		
258	出	御三家状	文久三亥年	1	
259	冬	日記	文久三ヨリ元治元年	1	
260	公	御滞京中御用状控	文久二戌九月より	1	
261	外	列藩事	文久三亥年	1	
262	互ハ	御役進退録 上ノ冊	文久三亥正月より七月迄	1	
263	未口	御役進退録 下ノ冊	文久三年八月ヨリ十二月マテ	1	
264	人ワ	異賊防禦御手当沙汰控	文久三亥二月ヨリ五月迄	1	
265	糸二	異賊防禦御手当沙汰控	文久三亥六月中	1	
266	手イ	異賊防禦御手当沙汰控	文久三亥七月ヨリ九月迄	1	
267	角力	異賊防禦御手当沙汰控	文久三亥十月ヨリ十二月迄	1	
268	舟ネ	御在国控	万延元申六月ヨリ十二月迄	1	
269	食ア	若殿様慈芳院様玉温泉様御国御下向一件	文久二戌年	1	



No.	符号	原典名	年 紀	冊数	備 考
270	悦フ	諸沙汰控	文久二戌正月ヨリ四月江戸御発駕迄同年八月御帰府	1	
271	立ラ	日記	文久二戌年中	1	
272	皿モ	若殿様御下向一件	文久二戌四月ヨリ	1	
273		恵日院様御機嫌相一件 御勤方	文久二戌十一月十六日	1	
274	山エ	御上京一件	文久二戌年	1	
275	茲ナ	御留守中日記	文久元九月ヨリ二年マテ	1	
276	身ミ	御口上控 新御殿	文久二戌五月	1	
277	老テ	諸伺	文久二戌八月ヨリ	1	
278	走ス	明倫館沙汰控	文久元年	1	
279	木ヒ	御滞京中御用状控	文久二戌三月ヨリ八月迄	1	
280	辛ム	官武之間御周旋一件	文久二戌三月ヨリ	1	
281	耳エ	御意口上被仰渡控	元治元年子正月ヨリ十二月迄	1	
282	雨ヤ	御役進退録	元治元子正月ヨリ六月迄	1	
283	虫ケ	御役進退録	元治元年七月ヨリ十月迄	1	
284	田井	御役進退録	元治元年十一月ヨリ十二月迄	1	符号の「井」は変体仮名。
285	月セ	御手当沙汰控 下	元治元子六月ヨリ十二月迄	1	
286	署メ	御用状控 山口在留中	元治元子十月ヨリ十二月二至	1	
287	元ヲ	屋敷番状	元治元子年	1	
288	車ホ	雑事誌	元治元子十月	1	
289	米ニ	御三家状	元治元子十二月ヨリ明治元辰十月迄	1	
290	乙シ	御手当沙汰控 上	元治元子正月ヨリ五月迄	1	
291	禽ヘ	御帰国沙汰控	文久二戌年	1	
292	見書	文武御興隆	元治元年子	1	
293	石羽	日記 敬親公十三度目御在国	元治元甲子十二月ヨリ丑六月迄	1	
294	甚イ	諸隊鎮静沙汰控	元治元子十一月	1	
295	辰ウ	日記	元治二丑年正月ヨリ十二月	1	
296	牛ク	御内用記録 御恭順中御規式	慶応元丑ノ十二月ヨリ	1	
297	毛マ	外国事之控	慶応丑ノ四月	1	
298	衣ル	文武御賞美沙汰	慶応元丑年	1	
299	玉ヌ	日記 政事堂	元治二丑ノ三月ヨリ十二月	1	
300	加祝	産物方控	慶応二寅二月ヨリ	1	
301	升小	主上崩御一件	慶応三卯年	1	
302	午支	他国仕入一件	慶応三年九月ヨリ	1	
303	瓦外	敬親公広封公御復位一件	慶応三年十二月ヨリ	1	
304	比用	日記 政事堂	慶応三卯年	1	
305	廷良	御用状控	慶応三年	1	
306	方疋	日記 遠近方	慶応三年正月ヨリ十二月迄	1	
307	美知	御用状控	文久四年二月ヨリ	1	
308	こ勺	外邸応復状	明治元辰十月ヨリ	1	
309	於刀	軍政記録	明治元辰十月ヨリ	1	符号の「於」は変体仮名。
310	き女	雑事	明治元辰十二月ヨリ	1	
311	り行	支藩状	明治元辰十月	1	

No.	符号	原典名	年 紀	冊数	備 考
312	ら肉	御末家控	慶応四辰ノ正月ヨリ十二月	1	
313	京子	京大坂長崎状控	慶応四年より	1	
314	い人	山口今八幡祇園社三ノ宮并防府天満宮定祭一件	慶応四年六月より	1	
315	へ公	雑事諸沙汰控	慶応三卯八月ヨリ辰四月迄	1	
316	つ手	日帳 山口	明治元辰十月ヨリ十二月迄	1	
317	ず斤	諸窺 御勤方	慶応四辰正月より	1	
318	う君	伝達記録	明治元辰十月	1	
319	め匹	御両殿様御上京御帰国一件	慶応四正月より	1	
320	け又	減少石取返記	慶応四辰年より	1	
321	江土	書状控	明治元辰ノ十二月	1	符号の「江」は変体仮名。
322	に源	日記 内京都萩三田尻御滞留中	明治元辰辰	1	
323	を登	分国応復帖	明治元辰十月より	1	
324	み皆	学校記録	明治元辰十月より	1	
325	ね冬	証書記録	明治元年十月ヨリ十二月	1	
326	ゆ占	布令記録	明治元年十月より	1	
327	の帚	雑事控	明治元年	1	
328	ち示	他国応復帖	明治元年十月	1	
329	ゐ産	日帳 御表家従座	明治二巳年六月より	1	
330	ハ	格式拝領物記録	明治二巳年より	1	
331	口	興丸様御袴召初一事	明治二年二月	1	
332	チ	御改正記	明治二年正月	1	
333	ろ巻	御両殿様御高増二付御霊社御参詣御帰掛御祝式御次第書	明治二巳六月	1	
334	む冗	日帳 新御殿家従座	明治二年十月	1	
335	オ	東京諸伺	明治二年六月	1	
336	し弓	御末家諸沙汰 貢献方	明治二年	1	
337	は川	諸伺 貢献方	明治二年正月ヨリ午ノ十二月	1	
338	ネ	日記 御配膳役座	明治二年正月	1	
339	ぬ糸	庶務記録	明治二年六月	1	
340	ふ斗	日帳 山口番長座	明治二年巳三月	1	
341	か欠	諸郡諸注進帳 政事堂	明治二年正月	1	
342	あ出	諸藩其外御使者来往御口上書控	明治二年	1	
343	わ慶	日帳 新御殿家従座	明治二巳年七月二十二日御帰着ヨリ九月	1	
344	せ	庶務録	明治三年ノ一月ヨリ十二月迄	1	
345	そ未	日記	明治三年正月	1	
346	た互	日帳	明治三年正月	1	
347	と	他国応復	庚午正月	1	
348	糸	御用状控 進献方	明治三年正月より	1	
349	ほ	分国応復 政事堂	明治三年正月ヨリ十二月	1	
350	な	御改正記録 藩庁	庚午閏十月より	1	
351	れ	日載 藩庁	明治三年年	1	
352	ま	布令録	庚午正月ヨリ	1	

No.	符号	原典名	年 紀	冊数	備 考
353	よ	日帳 山口 番長座	明治二巳正月より	1	
354	レ	御下向御道中御用状控其外諸沙汰控 新御殿御用処	安政六未七月より	1	
355	元	赤間関海岸巡見湯田御湯治一件	文久元年		冊数欄に「一部分寄」とあり。
356	て舟	半紙御意	明治元年三月九日	1	「部寄編冊目録」の清書目録がなく、作業目録にあり。

## 図版一覧

1	萩城天守閣写真	7
2	萩御城下絵図	8
3	紙本淡彩毛利敬親像	9
4	毛利元徳写真	10
5	山口市街図	11
6	山口御屋形差図	12
7	百姓一揆二付井原其外演説覚	14
8	遼東之以農古	15
9	流弊改正控	16
10	長門国周防国海岸村別里数深淺絵図	17
11	異賊防禦御手当一事控	18
12	丙辰丸之図	19
13	佐藤寛作手控	20
14	絹本着色吉田松陰像(自賛)	21
15	明倫館建家之図	22
16	村田清風詩書	23
17	辛亥江戸遊学日記	24
18	西洋歩兵論	25
19	幕府裁決書写	26
20	士規七則	27
21	松下村塾写真	28
22	松下村塾記	29
23	松下村塾食料月計	30
24	吉田松陰書状 久坂玄瑞宛	31
25	吉田松陰書状 月性宛	32
26	入江九一・吉田松陰往復書状	33
27	吉田松陰書状 尾寺新之丞宛	34
28	吉田松陰絶筆	35
29	高杉晋作書状 周布政之助宛	36
30	吉田松陰所用印類	38
31	吉田松陰慰霊祭写真	40
32	周布政之助写真	41

33	伊藤博文写真	42
34	山県有朋写真	43
35	井上馨・杉孫七郎写真	44
36	高杉晋作・井上馨・山県有朋・滋野静雨扇面寄書	45
37	青木研蔵写真	46
38	野村靖写真	47
39	三条実美写真	48
40	東久世通禧ほか写真	49
41	井筒屋栄助ほか写真	50
42	健武隊士写真	51
43	袖印雛形	52
44	袖印	53
45	多治比隊願書	54
46	三田尻宰判右田高井村整武隊屯所図面	55
47	榑崎隆蔵祭祀料下賜状	56
48	維新団兵器器械隊名定	57
49	御陣立御人数銘録	58
50	諸隊其外印鑑録	59
51	毛利両公及キング之肖像	60
52	秤	61
53	吉川経幹銅像写真	62
54	長防臣民合議書	63
55	大村益次郎肖像写真	64
56	太政官補任状(任兵部大輔)	65
57	大村益次郎筆写オランダ語辞書	66
58	浦日記	67
59	諸記録綴込	68
60	風土注進案	70
61	柏村信写真	71
62	吉富簡一写真	72
63	木戸孝允詩書	73
64	防長藩治職制	74
65	都風流トコトンヤレぶし	75
66	脱隊兵討伐撤	76
67	岩倉使節団写真	77

## 関係史料集・事典・目録等

維新の英傑 木戸孝允	山口県教育委員会 1981
維新の先覚 吉田松陰	山口県教育会 1990
入江九一資料集 入江遠編	1994
大村益次郎 大村益次郎先生伝記刊行会編	マツノ書店復刻 1999
大村益次郎 絲屋寿雄著	中公新書 1971
小郡町史史料 林勇蔵日記	小郡町 2003
行政文書件名目録1	山口県布達達書Ⅰ—明治4～10年— 山口県文書館 2008
行政文書件名目録2	山口県布達達書Ⅱ—明治11～14年— 山口県文書館 2009
県庁伝来旧藩記録等仮目録	山口県文書館 1985
国史大辞典 全15巻	吉川弘文館 1979～1997
佐藤寛作手控	山口県地方史学会 1975
修訂防長回天史 全12巻	末松謙澄著 1921
松陰先生遺著 吉田庫三著	民友社 1909再版
松陰神社所蔵宝物図録	松陰神社 2009
諸文庫仮目録Ⅰ～Ⅲ	山口県文書館 1986～1988
周布政之助伝 上・下巻	東京大学出版会 1977
周布政之助資料図録	山口県教育委員会 1979
増補近世防長人名辞典	吉田祥朔著 マツノ書店 1976
増補訂正もりのしげり	時山弥八編 1932
高杉晋作と奇兵隊	山口県立山口博物館 1989
長州諸隊一覧	山口県史 史料編 幕末維新6別冊 山口県 2001
追懐録 野村靖著	1893 マツノ書店復刻 1999
徳山毛利家文庫仮目録Ⅰ～Ⅴ	山口県文書館 1989～1993
日野宗春	日野巖著 1958
府県史料 山口県 全6巻	山口県文書館 1987～1991
防長維新関係者要覧	田村哲夫編 山口県地方史学会 1969
防長風土注進案 全22巻	山口県文書館 1960～1966
明治維新人名辞典	日本歴史学会編 吉川弘文館 1981
明治維新の光と影	萩博物館 2008
村田清風全集 上巻	山口県教育会 1961 マツノ書店復刻 1985
山口県文書館行政文書仮目録 戦前の部	山口県文書館 1979

山口県行政文書目録	文化庁文化財部美術学芸課 2005
山口県史 史料編 幕末維新1	山口県 2002
山口県史 史料編 幕末維新2	山口県 2004
山口県史 史料編 幕末維新3	山口県 2007
山口県史 史料編 幕末維新4	山口県 2010
山口県史 史料編 幕末維新6	山口県 2001
山口県政史上	山口県 1971
山口県文書館諸家文書目録4	山口県文書館 1997
山口県文書館諸家文書目録5	山口県文書館 1998
山口県文書館諸家文書目録7	山口県文書館 2005
山口県文書館所蔵吉田松陰関係資料目録	山口県文書館編 山口県 2006
山口県文書館史料目録 毛利家文庫 第1分冊～第5分冊	山口県文書館 1963～1978
山口県文書館蔵行政文書目録1	—1940年代完結簿冊文書— 山口県文書館 1993
山口県文書館蔵行政文書目録2	—1930年代完結簿冊文書— 山口県文書館 1995
山口県文書館蔵行政文書目録3	—1910年代・1920年代完結簿冊文書—(1930年代完結簿冊文書補遺) 山口県文書館 1997
山口県文書館蔵行政文書目録4	—1900年代以前完結簿冊文書— 山口県文書館 2001
山口県文書館蔵行政文書目録5	—郡役所文書— 山口県文書館 2006
山口市史 史料編 近世1	山口市 2008
吉田松陰の研究 広瀬豊著	東京武蔵野書院 1943 マツノ書店復刻 1989
吉田松陰之殉国教育	福本義亮著 誠文堂 1933
吉田松陰全集 定本版	岩波書店 1934～1936
吉田松陰全集 普及版	岩波書店 1938～1940
吉田松陰全集 大衆版	大和書房 1972～1974
吉田松陰と塾生たち	松下村塾開塾150年記念誌出版委員会 2007
吉田松陰日録	(財)松風会 2007
両公伝史料仮目録	山口県文書館 1984

監修

三宅紹宣

協力機関・協力者

財団法人防府毛利報公会

松陰神社宝物殿至誠館

萩博物館

山口県環境生活部県史編さん室

山口市歴史民俗資料館

上田純子

内田 伸

近藤隆彦

道迫真吾

戸島 昭

松田輝夫

山田博史

(50音順、敬称略)

文書館職員

館 長 熊寄歳介

副館長 吉積久年

専門研究員 山田 稔

同 和田秀作

同 山崎一郎

同 山本明史

同 吉田真夫

嘱 託 吉本一雄

開館50周年記念

山口県文書館所蔵アーカイブズガイド—幕末維新編—

編集・発行 山口県文書館

〒753-0083 山口市後河原150-1

電話:083-924-2116 Fax:083-924-2117

<http://ymonjo.ysn21.jp/>

発行年月日 平成22年(2010年)3月31日

印刷・製本 瞬報社写真印刷株式会社

幕末維新編

アガサ

山口県文書館所蔵